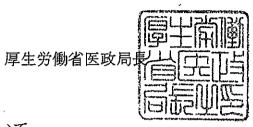


一般社団法人日本病院会長 殿



医療法人の機関について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政発 0 3 2 5 第 3 号 平成 28 年 3 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

医療法人の機関について

昨年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号。以下「改正法」という。)により医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、医療法人の機関(社員総会、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事)に関する規定が一般社団法人・一般財団法人と同様に整備され、本日公布された「医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成28年政令第81号)により、当該規定については本年9月1日(以下「施行日」という。)から施行することとされたところである。

これに伴い「医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び 経過措置に関する政令」(平成 28 年政令第 82 号)及び「医療法施行規則の一部を改 正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 40 号)が本日公布され、医療法人の機関に 関する規定については、施行日から施行することとされたところである。

これらの施行に当たって、医療法人の機関に関する規定等の内容及びこれらの施行に伴い改正する医療法人の定款例及び寄附行為例並びに既往通知について下記のとおり整理し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

記

第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について

- 1 機関の設置について(法第46条の2関係)
 - (1) 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならないこと。
 - (2) 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないこと。
- 2 社員総会に関する事項について(法第46条の3から第46条の3の6関係)

(1) 社員総会の招集・開催について

- ① 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならないこと。また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができること。
- ② 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならないこと。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができること。
- ③ 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従って行わなければならないこと。

(2) 社員総会の議長について

- ① 議長は、社員総会において選任すること。
- ② 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理すること。
- ③ 議長は、その命令に従わない者その他社員総会の秩序を乱す者を退場させ ることができること。

(3) 社員総会の決議について

- ① 社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができること。
- ② 法の規定により社員総会における決議を必要とする事項について、理事、 理事会その他社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする 定款の定めは、その効力を有しないこと。
- ③ 決議は、社員総会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができること。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでないこと。
- ④ 社員は、各一個の議決権を有すること。
- ⑤ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席 がなければ、その議事を開き、決議をすることができないこと。
- ⑥ 社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の 議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。
- ⑦ ⑥の場合において、議長は、社員として議決に加わることができないこと。
- ⑧ 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。
- ⑨ 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができないこと。

(4) 社員総会の議事録について

① 社員総会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しな

ければならないこと。

- イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - (4) 開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は社員が出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - (中) 議事の経過の要領及びその結果
 - (ハ). 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるとき は、当該社員の氏名
 - (二) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要
 - 4の(3)の③について、監事が述べた意見
 - ・4の(3)の④について、監事を辞任した者が述べた意見
 - 7の(1)の④について、監事が行った報告
 - 7の(1)の⑥について、監事が行った報告
 - 7の(4)の③について、監事が述べた意見
 - (ホ) 出席した理事又は監事の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (ト) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ② 議事録は、社員総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、その写しを、社員総会の日から 5 年間、従たる事務所に備え置かなければならないこと。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所において③のロの請求に応じることを可能とするため、電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置をとっているときは、この限りでないこと。
- ③ 社員及び債権者は、医療法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができること。
 - イ 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の 写しの閲覧又は謄写の請求
 - ロ 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に 記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲 覧又は謄写の請求

(5) その他

- ① 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならないこと。
- ② 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を 求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこ と。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場 合その他次に掲げる正当な理由がある場合には、この限りでないこと。

- イ 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合
- ロ 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (イ) 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を医療法人に対して通知した場合
 - (p) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である 場合
- ハ 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより医療法人その他 の者 (当該社員を除く。) の権利を侵害することとなる場合
- ニ 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- ホ イから二までに掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
- ③ 社団たる医療法人の社員には、自然人だけでなく法人(営利を目的とする 法人を除く。)もなることができること。
- 3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第 46 条の 4 から第 46 条の 4 の 7 関係)
 - (1) 評議員について
 - ① 評議員となる者は、次に掲げる者とすること。
 - イ 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ロ 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ハ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された 者
 - ニ イからハまでに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。

イ 法人

- ロ 成年被後見人又は被保佐人
- ハ 次の法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

医療法、医師法(昭和23年法律第201号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、栄養士法(昭和22年法律第245号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、視能訓練士

法(昭和46年法律第64号)、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)、 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)、救急救命士法(平成3年法律第36号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、精神保健福祉法(平成9年法律第131号)、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)

- ニ ハに該当する者を除くほか、刑法等において禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならないこと。
- ④ 財団たる医療法人と評議員との関係は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の委任に関する規定に従うこと。
- ⑤ 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること。ただし、法第46条の5第1項ただし書の認可を受け、理事が1人又は2人である 医療法人にあっては、評議員は3人以上とすること。

(2) 評議員会の招集・開催について

- ① 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時評議員会を開かなければならないこと。また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができること。
- ② 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならないこと。ただし、総評議員の5分の1の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができること。
- ③ 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも5日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従って行わなければならないこと。
- (3) 評議員会の議長について 評議員会に議長を置くこと。議長は、評議員の互選によって定めること。

(4) 評議員会の決議について

- ① 評議員会は、法に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議することができること。
- ② 法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会 その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附 行為の定めは、その効力を有しないこと。
- ③ 決議は、評議員会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ 行うことができること。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この 限りでないこと。
- ④ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議 をすることができないこと。
- ⑤ 評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の 過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。

- ⑥ ⑤の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができないこと。
- ⑦ 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わる ことができないこと。
- (5) 評議員会の意見聴取等について
 - ① 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会 の意見を聴かなければならないこと。
 - イ 予算の決定又は変更
 - ロ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) の借入れ
 - ハ 重要な資産の処分
 - ニ 事業計画の決定又は変更
 - ホ 合併及び分割
 - へ 目的たる業務の成功の不能による解散
 - ト その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの
 - ② ①のイからトまでに掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を 寄附行為で定めることができること。
 - ③ 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができること。
 - ④ 理事長は、毎会計年度終了後3月以内に、決算及び事業の実績を評議員会 に報告し、その意見を求めなければならないこと。
- (6) 評議員会の議事録について
 - ① 評議員会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しなければならないこと。
 - イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
 - ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - (イ) 開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は評議 員が出席した場合における当該出席の方法を含む。)
 - (ロ) 議事の経過の要領及びその結果
 - (ハ) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があると きは、当該評議員の氏名
 - (ニ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要
 - 4の(3)の③について、監事が述べた意見
 - ・4の(3)の④について、監事を辞任した者が述べた意見
 - ・7の(1)の④について、監事が行った報告
 - ・7の(1)の⑥について、監事が行った報告
 - ・7の(4)の③について、監事が述べた意見
 - (ま) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

- (ヘ) 議長の氏名
- (ト) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ② 議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、その写しを、評議員会の日から5年間、従たる事務所に備え置かなければならないこと。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所において③のロの請求に応じることを可能とするため、電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置をとっているときは、この限りでないこと。
- ③ 評議員及び債権者は、医療法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができること。
 - イ 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の 写しの閲覧又は謄写の請求
 - ロ 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に 記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲 覧又は謄写の請求
- 4 役員の選任及び解任に関する事項について(法第 46 条の 5 から第 46 条の 5 の 4 関係)
 - (1) 役員の選任について
 - ① 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならないこと。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置けば足りること。
 - ② 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任すること。
 - ③ 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任すること。
 - ④ 医療法人と役員の関係は、民法の委任に関する規定に従うこと。
 - ⑤ 3の(1)の②のイから二までに該当する者は、役員になることができないこと。
 - ⑥ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとすること。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。
 - ⑦ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならないこと。
- (2) 役員の任期等について

- ① 役員の任期は、2年を超えることはできないこと。ただし、再任を妨げないこと。
- ② 法又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期 の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(③の一時役 員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務 を有すること。
- ③ ②の場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるお それがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、 一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならないこと。
- ④ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならないこと。

(3) 監事の選任に関する監事の同意等について

- ① 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会又は評議員会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならないこと。
- ② 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会若しくは評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会若しくは評議員会に提出することを請求することができること。
- ③ 監事は、社員総会又は評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができること。
- ④ 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会又は評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができること。この場合において、理事は、監事を辞任した者に対し、社員総会又は評議員会を招集する旨並びに当該社員総会又は評議員会の日時及び場所を通知しなければならないこと。

(4) 役員の解任について

- ① 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任する ことができること。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2 (こ れを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成がな ければ、決議することができないこと。
- ② ①により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、 社団たる医療法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することが できること。
- ③ 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができること。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2 (これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成がなければ、決議することができないこと。イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ロ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 5 理事に関する事項について(法第46条の6から第46条の6の4関係)
 - (1) 理事長の代表権等について
 - ① 医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができること。
 - ② 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は 裁判外の行為をする権限を有すること。
 - ③ ②の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないこと。
 - ④ 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長(⑤ の一時理事長の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有すること。
 - ⑤ 理事長が退任し、新たな理事長が選任されない場合において、医療法人の 業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事 は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を 選任しなければならないこと。
 - ⑥ 医療法人は、理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負うこと。

(2) 理事の責務等について

- ① 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこと。
- ② 理事は、法令及び定款又は寄附行為並びに社員総会又は評議員会の決議を 遵守し、医療法人のため忠実にその職務を行わなければならないこと。
- ③ 理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。
 - イ 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
 - ロ 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
 - ハ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との 間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引
- ④ 民法第 108 条の規定は、理事会の承認を受けた③の口の取引については、 適用しないこと。

(3) 社員又は評議員による理事の行為の差止めについて

社員又は評議員は、理事が医療法人の目的の範囲外の行為その他法令又は定 款若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあ る場合において、当該行為によって当該医療法人に回復することができない損 害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請 求することができること。

- (4) 職務代行者の権限及び表見理事長について
 - ① 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により 選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定め がある場合を除き、医療法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許 可を得なければならないこと。
 - ② ①に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効と する。ただし、医療法人は、これをもって善意の第三者に対抗することがで きないこと。
 - ③ 医療法人は、理事長以外の理事に医療法人を代表する権限を有するものと 認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第 三者に対してその責任を負うこと。

(5) 理事の報酬等

理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として医療法人から受ける 財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款又は寄附行為にその額を定めていな いときは、社員総会又は評議員会の決議によって定めること。

※ 定款若しくは寄附行為又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないこと。また、報酬等の総額の上限を超えない限り、毎会計年度の社員総会又は評議員会における決議はしなくても構わないこと。

(参考:新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)(内閣府)問V-6-④)

- 6 理事会に関する事項について(法第46条の7及び第46条の7の2関係)
 - (1) 理事会の職務について
 - ① 理事会は、全ての理事で組織すること。
 - ② 理事会は、次に掲げる職務を行うこと。
 - イ 医療法人の業務執行の決定
 - ロ 理事の職務の執行の監督
 - ハ 理事長の選出及び解職
 - ③ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないこと。
 - イ 重要な資産の処分及び譲受け
 - ロ 多額の借財
 - ハ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ニ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ホ 8の(2)の⑦の定款又は寄附行為の定めに基づく8の(1)の①の責任の免除
 - (2) 理事等による理事会への報告について

- ① 理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。ただし、定款又は寄附行為で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないこと。
- ② 5の(2)の③のイからハまでに掲げる取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこと。
- ③ 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこと。ただし、 ①の報告については、これを適用しないこと。

(3) 理事会の招集・開催について

- ① 理事会は、各理事が招集すること。ただし、理事会を招集する理事を定款 若しくは寄附行為又は理事会若しくは評議員会で定めたときは、その理事が 招集すること。
- ② ①のただし書の場合には、理事会を招集する理事(以下「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができること。
- ③ ②による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間 以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、 その請求をした理事は、理事会を招集することができること。
- ④ 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間(これを下回る期間を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならないこと。
- ⑤ ④にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できること。

(4) 理事会の決議について

- ① 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数 (これを上回る 割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、 その過半数 (これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、 その割合以上)をもって行うこと。
- ② ①の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこと。
- ③ 理事会の決議に参加した理事であって(5)の①の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定すること。
- ④ 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限 る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が 当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理 事会の決議があったものとみなす旨を定款又は寄附行為で定めることができ

- (5) 理事会の議事録等について
 - ① 理事会の議事については、次に定めるところにより、議事録を作成しなければならないこと。
 - イ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
 - ロ 次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - (イ) 開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事又は監事が出席 した場合における当該出席の方法を含む。)
 - (ロ) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ・(3)の②による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ・(3)の③により理事が招集したもの
 - ・7の(2)の②による監事の請求を受けて招集されたもの
 - 7の(2)の③により監事が招集したもの
 - (ハ) 議事の経過の要領及びその結果
 - (二) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるとき は、当該理事の氏名
 - (ホ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要
 - ・(2)の②について、理事が行った報告
 - ・7の(1)の④について、監事が行った報告
 - ・7の(2)の①について、監事が述べた意見
 - (^) ②の定款又は寄附行為の定めがあるときは、理事長以外の理事であって、出席した者の氏名
 - (1) 議長の氏名
 - ハ 次に掲げる場合には、議事録は次に定める事項を内容とすること。
 - (イ) (4)の④により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲 げる事項
 - ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ・当該事項の提案をした理事の氏名
 - 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ・議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (p) (2)の③により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ・理事会への報告を要しないものとされた日
 - ・議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- ② ①の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款又は寄附行為で、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないこと。
- ③ ①の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的

記録に記録された事項については、電子署名をしなければならないこと。電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- ④ 医療法人は、理事会の日((4)の④の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、①の議事録又は(4)の④の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下、「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならないこと。
- ⑤ 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、 次に掲げる請求をすることができること。
 - イ 議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄 写の請求
 - ロ 議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録 に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの 閲覧又は謄写の請求
- ⑥ 評議員は、財団たる医療法人の業務時間内は、いつでも、⑤のイ及び口に 掲げる請求をすることができること。
- ⑦ 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について、⑤のイ及び口に掲げる請求をすることができること。
- ⑧ 裁判所は、⑤及び⑦の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができないこと。
- 7 監事に関する事項について(法第46条の8から第46条の8の3関係)
- (1) 監事の職務について

監事の職務は次のとおりとすること。

- ① 医療法人の業務を監査すること。
- ② 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成 し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出 すること。
- ④ ①又は②による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。
- ⑤ ④の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集し、又は理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ⑥ 理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録 その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款若しく

は寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会又は評議員会に報告すること。

(2) 監事による理事会の招集等について

- ① 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければ ならないこと。
- ② 監事は、(1)の④の場合において、必要があると認めるときは、理事(6の(3)の①のただし書の場合には、6の(3)の②の招集権者)に対して、理事会の招集を請求することができること。
- ③ ②の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができること。
- (3) 監事による理事の行為の差止め及び医療法人と理事との間での訴えにおける 法人の代表について
 - ① 監事は、理事が医療法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって医療法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること。
 - ② ①の場合において、裁判所が仮処分をもって当該理事に対し、その行為を やめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとすること。
 - ③ 5の(1)の②にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が医療法人を代表すること。
 - イ 医療法人が理事(理事であった者を含む。ロ及びハにおいて同じ。)に対し、又は理事が医療法人に対して訴えを提起する場合
 - ロ 社団たる医療法人が8の(7)の①の訴えの提起の請求(理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合
 - ハ 社団たる医療法人が8の(7)の⑪の訴訟告知(理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに8の(7)の⑭の通知及び催告(理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

(4) 監事の報酬等について

- ① 監事の報酬等は、定款又は寄附行為にその額を定めていないときは、社員 総会又は評議員会の決議によって定めること。
 - ※ 定款若しくは寄附行為又は社員総会若しくは評議員会においては、監事の報酬等の総額を定めることで足り、報酬等の総額の上限を超えない限り、 毎会計年度の社員総会又は評議員会における決議はしなくても構わないこと。

酬等は、①の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定めること。

- ③ 監事は、社員総会又は評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができること。
- ④ 監事がその職務の執行について医療法人に対して次に掲げる請求をしたときは、医療法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこと。

イ 費用の前払の請求

- ロ 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ハ 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求
- 8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第47条から第49条の3関係)
 - (1) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について
 - ① 医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の評議員又は理事若しくは監事がその任務を怠ったときは、医療法人に対し、評議員又は理事若しくは監事は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと。
 - ② 医療法人の理事が、5の(2)の③に違反して同イの取引をしたときは、当該 取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、①の損害の額と推定すること。
 - ③ 5の(2)の③のロ又はハの取引によって医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。

イ 5の(2)の③の理事

- ロ 医療法人が当該取引をすることを決定した理事
- ハ 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
- (2) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について
 - ① (1)の①の責任は、総社員又は総評議員の同意がなければ、免除することができないこと。
 - ② ①にかかわらず、医療法人の評議員又は理事若しくは監事の(1)の①の責任は、当該医療法人の評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次のイに掲げる額から口に掲げる額((3)の①において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会又は評議員会の決議によって免除することができること。ただし、出席者の3分の2(これを上回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成がなければ、決議をすることができないこと。

イ 賠償の責任を負う額

ロ 当該医療法人の評議員又は理事若しくは監事がその在職中に医療法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として③に定める方法により算定される額に、次に掲げる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額

- (4) 理事長 6
- (1) 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 4
 - ・理事会の決議によって医療法人の業務を執行する理事として選定され たもの
 - ・当該医療法人の業務を執行した理事(理事長を除く。)
 - ・当該医療法人の職員
- (ハ) 評議員又は理事(理事長及び(ロ)に掲げるものを除く。)若しくは監事 2
- ③ ②の評議員又は理事若しくは監事がその在職中に医療法人から職務執行の 対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額は、次のイ及び口の合計額とすること。
 - イ 当該評議員又は理事若しくは監事がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該理事が当該医療法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として当該医療法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(口に定めるものを除く。)の額の会計年度(次の(イ)から(ハ)までに掲げる区分の場合に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が1年でない場合にあっては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額
 - (イ) ②の社員総会又は評議員会の決議を行った場合 当該社員総会又は 評議員会の日
 - (p) ⑦の定款又は寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会 の決議を行った場合 当該決議のあった日
 - (ハ) (3)の①の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日 (2以上の日がある場合にあっては、最も遅い日)
 - ロ 次の(4)に掲げる額を(ロ)に掲げる数で除して得た額
 - (イ) 次に掲げる額の合計額
 - ・ 当該評議員又は理事若しくは監事が医療法人から受けた退職慰労金 の額
 - ・ 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていた場合における当該職員 としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価 である部分の額
 - 上記に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
 - (n) 当該評議員又は理事若しくは監事がその職に就いていた年数(当該評議員又は理事若しくは監事が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数)
 - · 理事長 6
 - ・ 理事長以外の理事であって、当該医療法人の職員である者 4
 - ・ 評議員又は理事(上記に掲げるものを除く。) 若しくは監事 2
- ④ ②の場合には、理事は、②の社員総会又は評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならないこと。

- イ 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- ロ ②により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- ハ 責任を免除すべき理由及び免除額
- ⑤ 理事は(1)の①の責任の免除(評議員及び理事の責任の免除に限る。)に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、 各監事)の同意を得なければならないこと。
- ⑥ ②の決議があった場合において、医療法人が当該決議後に②の評議員又は 理事若しくは監事に対して、次に掲げる財産上の利益を与えるときは、社員 総会又は評議員会の承認を受けなければならないこと。

イ 退職慰労金

- ロ 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての 退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- ハ イ及び口に掲げるものの性質を有する財産上の利益
- ① ①にかかわらず、医療法人は(1)の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。
- ⑧ ⑤の監事の同意については、定款又は寄附行為を変更して⑦の定め(評議員及び理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会又は評議員会に提出する場合、⑦の定款又は寄附行為の定めに基づく責任の免除(評議員及び理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用すること。
- ⑨ ⑦による定款又は寄附行為の定めに基づいて医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、④のイからハまでに掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員又は評議員に通知しなければならないこと。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができないこと。
- ⑩ 総社員又は総評議員会((1)の①の責任を負う医療法人の評議員であるものを除く。)の10分の1(これを下回る割合を定款又は寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の社員又は評議員が⑨により通知された期間内に異議を述べたときは、医療法人は⑦による定款又は寄附行為の定めに基づく免除をしてはならないこと。
- ⑩ ⑥は、⑦の定款又は寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用すること。
- (3) 医療法人と理事との間の責任限定契約について
 - ① (2)の①にかかわらず、医療法人は、評議員又は理事(業務執行理事(理事長、 理事会の決議によって業務を執行する理事として選定されたもの及び業務を

執行したその他の理事をいう。②において同じ)又は職員でないものに限る。)若しくは監事(以下「非理事長理事等」という。)の(1)の①の責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款又は寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非理事長理事等と締結することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。

- ② ①の契約を締結した非理事長理事等(理事に限る。)が当該医療法人の業務 執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力 を失うこと。
- ③ (2)の⑤の監事の同意は、定款又は寄附行為を変更して①による定款又は寄附行為の定め(評議員又は①の理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会又は評議員会に提出する場合について準用すること。
- ④ ①の契約を締結した医療法人が、当該契約の相手方である非理事長理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に 招集される社員総会又は評議員会において、次に掲げる事項を開示しなけれ ばならないこと。
 - イ 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - ロ (2)の②により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - ハ 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - ニ (1)の①の損害のうち、当該非理事長理事等が賠償する責任を負わないと された額
- ⑤ (2)の⑥は、非理事長理事等が①の契約によって①の限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用すること。
- (4) 理事が自己のためにした取引に関する特則
 - ① 5の(2)の③のイの取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の(1) の①の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない 事由によるものであることをもって免れることができないこと。
 - ② (2)の②から⑪まで及び(3)については、①の理事の責任については、適用 しないこと。
- (5) 第三者に対する役員等の損害賠償責任
 - ① 医療法人の評議員又は理事若しくは監事がその職務を行うについて、悪意 又は重大な過失があったときは、当該評議員又は理事若しくは監事は、これ によって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと。
 - ② 次に掲げる者が、次に定める行為をしたときも、①と同様とする。ただし、 その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したと きは、この限りでないこと。

イ 理事

(イ) 法第51条第1項の規定により作成すべきものに記載すべき重要な事

項についての虚偽の記載

- (p) 虚偽の登記
- (ハ) 虚偽の公告
- ロ 監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
- (6) 役員等の損害賠償責任における連帯債務について

医療法人の評議員又は理事若しくは監事が医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の評議員又は理事若しくは監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とすること。

- (7) 社員による責任追及の訴えについて
 - ① 社員は、社団たる医療法人に対し、被告となるべき者、請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実を記載した書面の提出又は電磁的方法による提供により、理事又は監事の責任を追及する訴え(以下「責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができること。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該社団たる医療法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでないこと。
 - ② 社団たる医療法人が①による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、社団たる医療法人のために、責任追及の訴えを提起することができること。
 - ③ 社団たる医療法人は、①による請求の日から 60 日以内に責任追及の訴えを 提起しない場合において、当該請求をした社員又は①の理事若しくは監事か ら請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴 えを提起しない理由を次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の 電磁的方法による提供により通知しなければならないこと。
 - イ 医療法人が行った調査の内容(ロの判断の基礎とした資料を含む。)
 - ロ 請求対象者(理事又は監事であって①による請求に係る被告となるべき 者をいう。ハにおいて同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びそ の理由
 - ハ 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、①による責任追及の訴えを提起しないときは、その理由
 - ④ ①及び②にかかわらず、②の期間の経過により社団たる医療法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、①の社員は、社団たる医療法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができること。ただし、①のただし書に該当する場合は、この限りでないこと。
 - ⑤ ②又は④の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産 権上の請求でない請求に係る訴えとみなすこと。
 - ⑥ 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申し立てにより、当該社員に対して、相当の担保を立てるべきことを命ずることができること。
- ⑦ 被告が⑥の申し立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるもの。

であることを疎明しなければならないこと。

- ⑧ 責任追及の訴えは、社団たる医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する 地方裁判所の管轄に専属すること。
- ⑨ 社員又は社団たる医療法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができること。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りではないこと。
- ⑩ 社団たる医療法人が、理事又は理事であった者を補助するため、責任追及 の訴えに係る訴訟に参加するには、監事(監事が2人以上ある場合にあって は、各監事)の同意を得なければならないこと。
- ① 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、社団たる医療法人 に対し、訴訟告知をしなければならないこと。
- ② 社団たる医療法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は⑪の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならないこと。
- ③ 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第267条の規定は、社団たる医療法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しないこと。ただし、当該社団たる医療法人の承認がある場合は、この限りでないこと。
- ⑩ ⑬の場合において、裁判所は、社団たる医療法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは2週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならないこと。
- 動 社団たる医療法人が個の期間内に書面により異議を述べなかったときは、 同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみな すこと。
- ⑩ (2)の①は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用 しないこと。
- ① 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む)した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該社団たる医療法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができること。
- ③ 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があった ときを除き、当該社員は、当該社団たる医療法人に対し、これによって生じ た損害を賠償する義務を負わないこと。
- の及び®は、⑨により訴訟に参加した社員について準用すること。
- ② 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任 追及の訴えに係る訴訟の目的である社団たる医療法人の権利を害する目的を もって判決をさせたときは、社団たる医療法人又は社員は、確定した終局判 決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができること。
- ② ①、⑱及び⑲については、⑳の再審の訴えについて準用すること。

- (8) 医療法人の役員等の解任の訴え等について
 - ① 理事、監事又は評議員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定 款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理 事、監事又は評議員を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否 決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から30日 以内に、訴えをもって当該理事、監事又は評議員の解任を請求することがで きること。
 - イ 総社員(当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。)の 10 分の 1 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の社員 (当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。)

口 評議員

- ② ①の訴えについては、当該医療法人及び理事、監事又は評議員を被告とすること。
- ③ 医療法人の理事、監事又は評議員の解任の訴えは、当該医療法人の主たる 事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属すること。
- 9 定款及び寄附行為の変更について(法第54条の9関係)
 - (1) 社団たる医療法人が定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないこと。
 - (2) 財団たる医療法人が寄附行為を変更するには、あらかじめ、評議員会の意見 を聴かなければならないこと。
 - (3) 定款又は寄附行為の変更は、次に掲げる事項を除き、都道府県知事の認可を、受けなければ、その効力を生じないこと。
 - ① 事務所の所在地
 - ※ ただし、「主たる事務所」の所在地の変更が都道府県を異にする場合、 定款又は寄附行為における監督権限のある都道府県知事の変更は、定款又 は寄附行為の変更に係る認可が必要になることに留意すること。
 - ② 公告の方法
 - (4) 都道府県知事は、(3)の認可の申請があった場合には、定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないこと及びその変更の手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないことなどを審査した上で、認可を決定すること。
 - (5) 医療法人は、(3)の①及び②に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならないこと。
 - (6) 法第44条第5項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属 すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。
- 10 経過措置について(改正法附則第2条から第5条及び医療法の一部を改正する 法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条関係)
 - (1) 医療法人の役員について、社員総会又は評議員会の決議によって選任する旨 を定めた法第46条の5第2項及び第3項の規定は、施行日以後に行われる役員

の選任について適用すること。また、施行日において現に医療法人の役員である者の任期も、なお従前の例によること。

- (2) 施行日において現に存する医療法人の理事長の代表権については、施行日以後に理事会において選出された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例によること。
- (3) 施行日において現に存する医療法人の評議員又は理事若しくは監事の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例によること。
- (4) 評議員について、3の(1)の②のハ及び二は、施行日以後にした行為により同 ハ及び二に規定する刑に処せられた者について適用すること。
- (5) 施行日において現に存する医療法人の評議員について、施行日から起算して 2年を経過する日(平成30年8月31日)までの間における、3の(1)の③の適用 については、同文中「役員又は職員」とあるのは、「役員」とすること。

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例の改正について

施行日以後に設立認可等の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例については、次に掲げる一部改正後の定款例又は寄附行為例とすること。

また、施行日において現に存する医療法人の定款又は寄附行為について、理事会に関する規定が置かれていない場合には、改正法附則第6条の規定に基づき、施行日から起算して2年以内に定款又は寄附行為の変更に係る認可申請をしなければならないこと。ただし、理事会に関して、変更前の定款例又は寄附行為例に倣った規定が置かれている場合は、この限りでないこと。

なお、社会医療法人及び大規模の医療法人については、改正後の定款例又は寄附 行為例に倣った定款又は寄附行為の変更に係る認可申請を速やかに行うことが望 ましいこと。それ以外の医療法人については、当分の間、必ずしも定款例又は寄附 行為例と同様の規定を設けなくても構わないこと。

① 社団医療法人の定款例(平成 19 年医政発第 0330049 号)	別添1
② 財団医療法人の寄附行為例(平成 19 年医政発第 0330049 号)	別添2
③ 特定医療法人の定款例(平成 15 年医政発第 1009008 号)	別添3
④ 特定医療法人の寄附行為例(平成 15 年医政発第 1009008 号)	別添4
⑤ 出資額限度法人のモデル定款 (平成 16 年医政発第 0813001 号)	別添5
⑥ 社会医療法人の定款例(平成 20 年医政発第 0331008 号)	別添 6
⑦ 社会医療法人の寄附行為例(平成 20 年医政発第 0331008 号)	別添7

第3 関連する既往通知の改正について

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)

別法 Ω

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」

(平成2年健政発第110号厚生省健康政策局長通知)

別添9

○「医療法人制度について」

•	(平成 19 年医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知)	別添10	
)「医療法人の基金について」	mul hard and	
. ((平成 19 年医政発第 0330051 号厚生労働省医政局長通知))「社会医療法人の認定について」	別添11	
	(平成 20 年医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知)	別添12	

(参考法令)

○民法 (明治 29 年法律第 89 号) (抄)

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の 代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾し た行為については、この限りでない。

〇民事保全法 (平成元年法律第91号) (抄)

第 56 条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地(外国法人にあっては、各事務所の所在地)を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

〇民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)

第267条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、 確定判決と同一の効力を有する。

(下線の部分は改正部分)

改 正		改 正	前
社団医療法人の定款例	備考	社団医療法人の定款例	備考
医療法人〇〇会定款		医療法人OO会定款	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条 本社団は、医療法人OO会と称する。		第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	
第2条 本社団は、事務所をOO県OO郡(市)OO町(村)OO番地に置く。	・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。	第2条 本社団は、事務所をOO県OO郡(市)OO町(村)OO番地に置く。	・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	·
第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>要介護者</u> に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条、第27条 第3項及び第28条第5項において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する 医療法人については、「本社団は、 介護老人保健施設を経営し、要介 護者に対する看護、医学的管理下 の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負 傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看 護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及 することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する 医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療	第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療

	(1) OO病院 OO県OO郡 (市) OO町 (村) (2) OO診療所 OO県OO郡 (市) OO町 (村) (3) OO園 OO県OO郡 (市) OO町 (村)	所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)	所、介護老人保健施設)の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、	
	第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	第27条第3項及び第28条第5項 において同じ。) - 本条には、医療法(昭和23年法律 第205号。以下「法」という。)第 42条各号の規定に基づいて行う附 帯業務を掲げる。行わない場合に	第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項 において同じ。) ・本条には、医療法(昭和 23 年法律 第 205 号。以下「法」という。)第 42 条各号の規定に基づいて行う附 帯業務を掲げる。行わない場合に	
•		は、掲げる必要はない。		は、掲げる必要はない。	
	第3章 資産及び会計		_(新設)		
•	第6条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産		(新設)		
•	(2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入				
	(4) その他の収入 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に	-			
	おいて備え置くものとする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本 財産とする。		_(新設)_	(新設)	
	(1) • • •	基本財産とすることが望ましい。	,		
**	(2)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·	
	2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな				
	い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及 び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供す				•
	<u>ることができる。</u>				-
-	第8条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定め		(新設)		
• •	<u>た方法によって、理事長が管理する。</u>				
•	第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確 実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、	·	<u>(新設)</u>		
:	又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管す る。	1			
					
			•	•	

第 10 条 本社団の収支予算は、毎会計年的 理事会及び社員総会の議決を経て定める。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(新設)		
第11条 本社団の会計年度は、毎年4月で り翌年3月31日に終る。	1日に始ま ・任意に1年間を定めても差し支え ない。(法第53条参照)	(新設)	(新設)	
第 12 条 本社団の決算については、事業主産目録、貸借対照表及び損益計算書(以 告審等」という。) を作成し、監事の監査 の承認及び社員総会の承認を受けなけれ	下「事業報」	<u>(新設)</u>		
い。 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査等 本社団の定款を事務所に備えて置き、社員者から請求があった場合には、正当な理的	设告書及び 受又は債権			
合を除いて、これを閲覧に供しなければ 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知 出なければならない。	こ、事業報 ・2以上の都道府県の区域において		· <u>(新設)</u> ·	;
第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたとし 当してはならない。	は、主たる事務所の所在地の都道 府県知事に届け出るものとする。 しても、配	(新設)	•	
第 <u>4</u> 章 社員	•	第3章 社員	,	
第14条 本社団の社員になろうとする者は 会の承認を得なければならない。2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の るごとに必要な変更を加えなければならる。) ②変更があ	第6条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会 の承認を得なければならない。 2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があ るごとに必要な変更を加えなければならない。	•	
<u>第 15 条</u> 社員は、次に掲げる理由によりそ 失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡	その資格を	第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (i)除名 (2)死亡		,
(3) 退 社 2 社員であって、社員たる義務を履行せす 定款に違反し又は品位を傷つける行為の		(3) 退 社 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の 定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者		

は、社員総会の議決を経て除名することができる。		は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第16条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支え ない。	第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその 旨を理事長に届け出て、 <u>その同意を得て</u> 退社するこ とができる。	・退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支えない。
第5章 社員総会		_(新設)	•
第17条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定 と決算の決定のため年2回以上開	_ <u>(新設)</u>	_(新設)_
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時社員総会を招集することができる。	<u>催することが望ましい。</u>		
3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員 総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から			(新設)
20日以内に、これを招集しなければならない。 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前まで			_(新設)_
に、その社員総会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通 知しなければならない。	により行う。書面のほか電子的方 法によることも可。		
第18条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会		<u>(新設)</u>	
において選任する。 第19条 次の事項は、社員総会の議決を経なければ	_	· · · · <u>(新設)</u>	
ならない。 (1) 定款の変更			
(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更			
(5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定			
(7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契			
約の締結又は分割計画の決定 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を			

- :

経ることができ	<u>53.</u>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7
第 20 条 社員総	会は、総社員の過半数の出席がなけ		(新設)_			
れば、その議	を開き、決議することができない。	,			•	
	議事は、法令又はこの定款に別段の定					
	と除き、出席した社員の議決権の過半		• •			
1 -	同数のときは、譲長の決するところ		•			
による。						
· ·	こおいて、議長は、社員として議決に				•	
加わることがつ	ささない。_					•
第21条 社員は 及び選挙権を否	、社員総会において各1個の議決権		_(新設)_			
第 22 条 社員終	会においては、あらかじめ通知のあ		 <u>(新設)</u>			
<u>った事項のほ</u>	かは議決することができない。ただ					
	5場合はこの限りではない。	·				
	出席することのできない社員は、あら	•	,			
	あった事項についてのみ書面又は代					
	<u>養決権及び選挙権を行使することが</u>					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、代理人は社員でなければならない。					
3 代理人は、17 ければならない	理権を証する書面を議長に提出しな、					
111014724	••	•				
 第 23 条 計員約	会の議決事項につき特別の利害関係	•	(新設)			
	は、当該事項につきその議決権を行使	• •				•
できない。						
			·			
-	会の議事については、法令で定める		<u>(新設)</u>			· ·
ところにより、	議事録を作成する。					
	A		(dr=R)			
	会の議事についての細則は、社員総		<u>(新設)</u>			
<u>会で定める。</u>				:		
_ (削除)_		•	 <u>第4章資産及び会計</u>			
(削除)			第9条 本社団の資産は次のとおりとする。			
		•	(1) 設立当時の財産	<u> </u>		_
•				;		

		<u></u>	<u> </u>	•
Ì			(2) 設立後寄附された金品	7
- 1			(3) 諸種の資産から生ずる果実	·
- 1			(4) 事業に伴う収入	
.	· · ·		<u>(5) その他の収入</u>	,
	·	•	2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に	
.		• •	おいて備え置くものとする。	,
- 1	Parity A.			
	(削除)	(削除)	第 10 条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基	・不動産、運営基金等重要な資産は、
		•	本財産とする。	基本財産とすることが望ましい。
	•		- (2)	
ĺ			(3) • • •	
		(削除)	2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな	社員総会のみの議決でよいことと
	. }		い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及	<u>しても差し支えないが、理事会の</u>
			び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供す	議決を経ることとすることが望ま
}	:		<u>ることができる。</u>	しい。(以下、第13条及び第16条
- 1	/ \\delta	•		において同じ。)
	(削除)	•	第11条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法に	
	•		よって、理事長が管理する。	
	/±1184\\			
}	<u>(削除)</u>		第12条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会	
			社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは	·
•	•	•	確実な有価証券に換え保管するものとする。	
	(削除)			,
l	<u>(円/)株/</u>		第13条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に	
[_	<u>理事会及び社員総会の議決を経て定める。</u>	
	(削除)	(削除)	□ 1/ 久 士公司の入社会会は、 をか。□	Introduction of Japanese and particular and a state of the second
.	, <u>viahkiv</u>	/Halleder	第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま	・任意に1年間を定めても差し支え
	·		り翌年3月31日に終る。	<u>ない。(法第53条参照)</u>
Į	(削除)		 第 15 条 本社団の決算については、毎会計年度終了	,
. [NEIGHT.		第19条 本任団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表	
			及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)	
			及び現金削昇音(以下・事業報音書等)という。) を作成しなければならない。]
			2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び	
. }			本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権	
			本作型の定款で事務がに構えて置き、社員又は頂性 者から請求があった場合には、正当な理由がある場	
	•		<u> </u>	
ι			日で トン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>

.

٠

			·=- ··· <u>- ···</u>
	_(削除)	3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	- 2以上の都道府県の区域において
		告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	病院、診療所又は介護老人保健施
·	•	出なければならない。	<u>設を開設する医療法人について</u>
·	`	- '	は、主たる事務所の所在地の都道
_			<u> 府県知事に届け出るものとする。</u>
(削除)		第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事	
		会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を	
	•	基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てる	
		ものとし、配当してはならない。	
_ 第6章 役員		第 <u>5章</u> 役員	,
第26条 本社団に、次の役員を置く。	・原則として、理事は3名以上置か	<u>第17条</u> 本社団に、次の役員を置く。	・原則として、理事は3名以上置か
(1) 理事 O名以上O名以内	なければならない。都道府県知事	(1) 理事 O名以上O名以内	なければならない。都道府県知事
うち理事長1名	の認可を受けた場合には、1名又	うち理事長1名	の認可を受けた場合には、1名又
(2) 監事 〇名	は2名でも差し支えない。(<u>法第 46</u>	(2) 監事 〇名	は2名でも差し支えない。(<u>法第</u>
	条の5第1項参照)なお、理事を	_	<u>46 条の 2</u> 参照)なお、理事を 1 名
	1名又は2名置くこととした場合		又は2名置くこととした場合で
	でも、社員は3名以上置くことが	, .	も、社員は3名以上置くことが望
	望ましい。		ましい。
第27条 理事及び監事は、社員総会 <u>の決議によって</u>		第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任す	
選任する。		る。	
2 理事長は、理事会において、理事の中から選出す		2 理事長は、理事の互選によって定める。	•
<u>る。</u>	٠.	•	
3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を	• 病院、診療所又は介護老人保健施	3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を	- 病院、診療所又は介護老人保健施
含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の	設を2以上開設する場合におい	含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の	設を2以上開設する場合におい
管理者は、必ず理事に加えなければならない。	て、都道府県知事(2以上の都道	管理者は、必ず理事に加えなければならない。	て、都道府県知事(2以上の都道
	府県の区域において病院、診療所		府県の区域において病院、診療所
	又は介護老人保健施設を開設する		又は介護老人保健施設を開設する
·	医療法人については主たる事務所		医療法人については主たる事務所
	の所在地の都道府県知事)の認可		の所在地の都道府県知事)の認可
	を受けた場合は、管理者(指定管		(以下、第31条において同じ。)
	理者として管理する病院等の管理		を受けた場合は、管理者(指定管
	者を除く。)の一部を理事に加えな		理者として管理する病院等の管理
	いことができる。(<u>法第 46 条の5</u>		者を除く。)の一部を理事に加えな
	<u>第6項</u> 参照)		いことができる。(<u>法第47条</u> 参照)

・理事の職への再任を妨げるもので

はない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事

の職を失うものとする。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事

の職を失うものとする。

理事の職への再任を妨げるもので

はない。

- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第28条 理事長<u>は</u>本社団を代表し、本社団<u>の業務に</u> 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- 2 理事長は、本社団の業務を執行し、

(例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ 定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又 は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書 類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定 款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め るときは、その調査の結果を社員総会に報告する こと。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。・

第19条 理事長のみが本社団を代表する。

生の報告は、現実に開催された理 事会において行わなければなら ず、報告を省略することはできな

い。

・この報告は、現実に開催された理 2 理事長は本社団の業務を総理する。

(新設)

- 3 <u>理事は、本社団の常務を処理し、</u>理事長に事故が あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従 い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会 に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に</u> 対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第29条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	
任おれた者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。	
第30条 役員は、社員総会の決議によって解任する	
ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席	
した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなけれ ・3分の2を上回る割合を定めるこ (新設)	
ば、決議することができない。	
第31条 役員の報酬等は、 ・役員の報酬等について、定款にそ (新設) (新設) (新設)	
<u>(例1)社員総会の決議によって別に定めるところに</u> の額を定めていないときは、社員総	
より支給する。 会の決議によって定める必要があ	
(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、 る。	·
<u>○○円以下及び○○円以下で支給する。</u> <u>・定款又は社員総会の決議において</u> <u>(新設)</u>	
(例3) 理事長O円、理事O円、監事O円とする。 理事の報酬等の「総額」を定める場	
合、各理事の報酬等の額はその額の	-
<u>範囲内で理事会の決議によって定め</u>	
ることも差し支えない。ただし、監	
事が2人以上あるときに監事の報酬	
等の「総額」を定める場合は、各監	
<u>事の報酬等は、その額の範囲内で監</u> 事の協議によって定める。また、「総	
類」を上回らなければ、再度、社員	
総会で決議することは必ずしも必要	
ではない。	
第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場	
合には、理事会において、その取引について重要な	
事実を開示し、その承認を受けなければならない。	
(1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部	
類に属する取引	
(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引	
(3) 本社団がその理事の債務を保証することその他	

その理事以外の者との間における本社団とその	1			1 .
理事との利益が相反する取引				1
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、		· ·	1	1
その取引についての重要な事実を理事会に報告し			1	Ĺ
なければならない。			1 1	1
<u>キリソリロマ、キャッ</u>	()		1	1
第 33 条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは任意。	(新設)	(新設)	1
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、	ANGORACY DIV HIS INCHES			1
理事会の決議により免除することができる。		,	1	1
2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによ	1	•	'	1.
る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに	1		1	1
つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償			1	Í
責任の限定契約を締結することができる。ただし、	6-		1	1
その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじ	(1	1
め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい	· ·		. 1	1
ずれか高い額とする。			1	
			1	-
第7章 理事会	(·	_(新設)_		
	•	· ·	1	
第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。	1	_(新設)	'	
	1		1 .	
第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ	1	(新設)	1	
<u>か、次の職務を行う。</u>	1	1	1	
(1) 本社団の業務執行の決定	1		'	
(2)理事の職務の執行の監督			. '	1
(3)理事長の選出及び解職	1		1	
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定	1		. '	1
(5) 多額の借財の決定	•		'	
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定		· :	· '	
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更	f			
及び廃止の決定	Í		'	
'	1		,	1
第36条 理事会は、	1	<u>(新設)</u>	'	
(例1) 各理事が招集する。	・原則、各理事が理事会を招集する		_(新設)_	
(例2)理事長(又は理事会で定める理事)が招集す	が、理事会を招集する理事を定款	·	'	
る。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が				
欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故	<u> </u>			
があるときは、各理事が理事会を招集する。		·		

,	2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事) は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を				
	招集することができる。 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	 <u>• 1週間を下回る期間を定めること</u>		(新設)	
	及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を 発しなければならない。	<u>もできる。</u>			
	4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全 員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく 開催できる。		- ,		
	第37条 理事会の議長は、理事長とする。		(新設)		
	第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段 の定めがある場合を除き、議決事項について特別の				-
	利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めること もできる。		(新設)	,
	2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の 目的である事項について提案した場合において、そ の提案について特別の利害関係を有する理事を除	・本項を規定するか否かは任意。		_(新設)	
	く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。				
	第39条 理事会の議事については、法令で定めると	·			
	ころにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録 に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、 理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。			
,	第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	<u> </u>	<u>(新設)</u> (·第30条第2項参照)		٠.
•	(削除)		第6章 会議		
		_ <u>(削除)</u> ·	第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、 社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	・定時総会は、場合によっては年1 回の開催としても差し支えない が、収支予算の決定と決算の決定	
•	(削除)	,	第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。	のため年2回開催することが望ま	

		Г	<u></u>	·	
•	_(削除)_		<u>第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、い</u>	<u></u>	
			つでも臨時総会及び理事会を招集することができ		ĺ
			<u>3.</u>		
-	·		2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理		
	,		事会の議長は、理事長をもってあてる。		
L	ł· ·	(削除)	3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議	- 総社員の5分の1の割合について	İ
			に付譲すべき事項を示して臨時総会の招集を請求	は、これを下回る割合を定めるこ	
			<u>された場合には、その請求のあった日から20日以</u> 内に、これを招集しなければならない。	とができる。_	1.
	,		<u>101-、これを指集しなければならない。</u> <u>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名</u>		.
		•	をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ		l
			ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら	•	
			ない。	•	
	 <u>(削除)</u>	·	Of Of the strength Al Ban A - strength		
٠.	<u></u>		第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。		1
•			<u>ゆうない。</u> (1) 定款の変更		
			(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		1
		·,	(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更		
			(4) 収支予算及び決算の決定		}
			(5) 剰余金又は損失金の処理	·	
		·	(6) 借入金額の最高限度の決定		
	-		<u>(7) 社員の入社及び除名</u> (8) 本社団の解散		.
			(9) 他の医療法人との合併契約の締結		1
			(10) その他重要な事項		
	(削除)		第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ	•	'
		,	れば、その譲事を開き、議決することができない。	•	1
٠			2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半 数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ		
•			以である。		
			3 前項の場合において、議長は、社員として議決に		
	,		加わることができない。		-
					[
	(削除)		第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日		
	<u> </u>		前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記		j
	•	•			
•	•	• •			
		•			

<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

(削除)

(削除)

第8章 定款の変更

第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

第42条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併

- <u>載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u>
- 2 社員総会においては、前項の規定によってあらか じめ通知した事項のほか議決することができない。 ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及 び選挙権を有する。
- 第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな ければならない。
- 第29条 会議の議決事項につき特別の利審関係を有 する者は、当該事項につきその議決権を行使できな い。
- 第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。
- 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定め る。

第7章 定款の変更

<u>第31条</u> この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

- 第32条 本社団は、次の事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する 場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならな い。
- 第43条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団 が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第44条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 次の者から選定して帰属させるものとする。
 - (1) 国
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
 - (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
 - (5) 財団<u>たる</u>医療法人又は社団<u>たる</u>医療法人であって持分の定めのないもの
- 第45条 本社団は、総社員の同意があるときは、O O県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は 財団たる医療法人と合併することができる。

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。
- 第33条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団 が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 次の者から選定して帰属させるものとする。
- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分 の定めのないもの
- 第35条 本社団は、総社員の同意があるときは、O O県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団 医療法人と合併することができる。

·			
第46条 本社団は、総社員の同意があるときは、O		(新設)	
○県知事の認可を得て、分割することができる。			
第10章 雑則		第9章 雑則	
第47条 本社団の公告は、		第36条 本社団の公告は、官報(及び〇〇新聞)[5]	
(例1) 官報に掲載する方法	•	よって行う。	
(例2) 〇〇新聞に掲載する方法			
(例3)電子公告(ホームページ)		· .	
によって行う。			
(例3の場合) 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電			
子公告をすることができない場合は、官報(又は〇		·	
〇新聞)に掲載する方法によって行う。			
 <u>第 48 条</u> この定款の施行細則は、理事会及び社員総		 第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総	
会の議決を経て定める。	• .	会の議決を経て定める。	
附則		附 則	
	・法第44条第4項参照。	本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。	- 法第44条第4項参照。
理事長 〇 〇 〇 〇	•	理事長 〇 〇 〇 〇	ŕ
理事〇〇〇〇		理事〇〇〇〇	
同〇〇〇〇		同〇〇〇〇	
同 〇 〇 〇 〇		同〇〇〇〇	
同一〇〇〇〇			
同・〇〇〇〇		同〇〇〇〇	
同〇〇〇〇		同〇〇〇〇	•
監・事,〇〇〇〇		監 事 〇 〇 〇 〇	
同〇〇〇〇		同 0 0 0 0	
i e		i -	

.

•

.

•

.

(下線の部分は改正部分)

改 正	後	改正	前
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備考
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	·
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。	,	第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。	
第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。	第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>要介護者</u> に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条、第26条 第3項及び第27条第5項において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する 医療法人については、「本財団は、 介護老人保健施設を経営し、要介 護者に対する看護、医学的管理下 の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、</u> 看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条及び第16 条において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する 医療法人については、「本財団は、 介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態 等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	+	第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として	- 本項には、地方自治法(昭和 22 年
2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定	1	I

施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	管理者として管理する病院(診療	施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	管理者として管理する病院(診療
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	所、介護老人保健施設)の名称及	(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	所、介護老人保健施設)の名称及
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	び開設場所を掲げる。行わない場	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	び開設場所を掲げる。行わない場
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	合には、掲げる必要はない。 <u>(以下、</u>	(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	合には、掲げる必要はない。 <u>(以下、</u>
	第26条第3項及び第27条第5項		第15条第3項及び第16条第5項
	<u>において同じ。)</u>	<u>'</u> .:	<u>において同じ。)</u>
第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	・本条には、医療法(昭和23年法律	第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	・本条には、医療法(昭和23年法律
老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	第 205 号。以下「法」という。) 第	老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	第 205 号。以下「法」という。)第
〇〇看護師養成所の経営	42条各号の規定に基づいて行う附	〇〇看護師養成所の経営	42条各号の規定に基づいて行う附
	帯業務を掲げる。行わない場合に		帯業務を掲げる。行わない場合に
	は、掲げる必要はない。	•	は、掲げる必要はない。
第3章 資産及び会計		・ 第3章 資産及び会計	
	·		ļ
第6条 本財団の資産は次のとおりとする。		第6条 本財団の資産は次のとおりとする。	
(1) 設立当時の財産		(1) 設立当時の財産	.
(2) 設立後寄附された金品	·	(2) 設立後寄附された金品	
(削除)		(3) 諸種の資産から生ずる果実	
(3) 事業に伴う収入		(4) 事業に伴う収入	
(4) その他の収入	·	(5) その他の収入	i
2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に	•	2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に	
おいて備え置くものとする。	· .	おいて備え置くものとする。	
第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本	·	第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本	・不動産、運営基金等重要な資産は、
財産とする。	基本財産とすることが望ましい。	財産とする。	基本財産とすることが望ましい。
(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇		(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇	
О万円		O万円	·
(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された		(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された	
寄附金 品		寄附金品()、サースに対していませる。	
(削除)		(3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実	- 理事会及び評議員会の議決を経る
2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな		2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の	- 理争会及び計議員会の議会を確る こととしても差し支えない。(以
い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の	·	お。たたし、特別の理由ののも場合には、理事会の 議決を経て、処分し、又は担保に供することができ	下、第8条、第10条、第13条及
議決を経て、処分し、又は担保に供することができ		一般人を経て、処力し、人は担保に供することができる。	び第34条において同じ。)
る。	·		ONI ALIMITADO CINI DOS

第8条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によっ

第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確

て、理事長が管理する。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた

第9条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社

方法によって、理事長が管理する。

	実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託		に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは		
	し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管		確実な有価証券に換え保管するものとする。		
	する。				•
		•_			
	第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に		第 10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に		
	理事会の議決を経て定める。		理事会の議決を経て定める。		
		•	· ,		-
	第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始ま		第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始ま	・任意に1年間を定めても差し支え	
٠	り翌年3月31日に終る。	ない。(法第53条参照)	り翌年3月31日に終る。	ない。(法第53条参照)	
		•			-
	第12条 本財団の決算については、事業報告書、財	:	第 12 条 本財団の決算については、 <u>毎会計年度終了</u>	•	
1	産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報		後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表]
	告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会		及び損益計算書(以下・「事業報告書等」という。)		
-	の承認及び評議員会の承認を受けなければならな		を作成し <u>なければならない。</u>		
•	L1 ₀				
	2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び		2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び		
į	本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又		本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又		
•	は債権者から請求があった場合には、正当な理由が		は債権者から請求があった場合には、正当な理由が	·	
	ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなら		ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなら		
	ない。		ない。		
	3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	・2以上の都道府県の区域において	3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	- 2以上の都道府県の区域において	ļ.
	告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	病院、診療所又は介護老人保健施		_	
	出なければならない。	設を開設する医療法人について		設を開設する医療法人について	
.		は、主たる事務所の所在地の都道		は、主たる事務所の所在地の都道	
	·	府県知事に届け出るものとする。		府県知事に届け出るものとする。	
. †	第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配	·	第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事		[-
	当してはならない。		会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰		
ļ			り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配		
	•		当してはならない。		
	·	•			
	第4章 評議員		(新設)		
	HI MARCA				
	第 Ĭ4条 本財団に、評議員O名以上O名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数と	_(新設)_	 <u>_(新設)</u>	
	We will the second of the seco	する。ただし、都道府県知事の認	-		
		可を受け理事が1人又は2人の場			
		合にあっては、3人以上とする。			
	第 15 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい	H02 - 1102 - 2320- 2 - 100	(新設)		٠.
	て選任した者につき、理事長が委嘱する。	•	- varines		
	このはした日にフラン会中区が、文明7、心。		<u> </u>		_
•					
		•		•	

(1) 座師、歯科座祭、薬剤除、看護師その他の医療 後事者 (2) 病院、診療所又は小護者人保健施設の経営に関 して護見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 者 (2) 評議員は、役員又は際員を兼ねることはできなし。 第16条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 (2) 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 野経員会を指揮することができる。 (3) 理事長は、終野議員の5分の1以上の評議員から 野経員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。 (4) アンドル・大学音には、東日の少なくとも6日前まで に、その評議員会の招集は、期日の少なくとも6日前まで に、その評議員会の招集は、期日の少なくとも6日前まで に、その評議員会の招集は、第16条 次の書項、日時及び場所 を記載し、軍事長がこれに配名した書面で評議員に 通知しなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)			
(学)) Oktobrate		` -
して譲見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる 者 (2) 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできなしい。 第 16 条 理事長は、定時評議員会を、毎年○回、〇月に開催する。 (4) 理事民は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。 (5) 理事民は、終評議員の5分の1以上の評議員から 野議員会の目的である事項を示して評議員会の招集は、終評議員の5分の1以上の評議員会の招集を設めることができる。 (5) 2 0日以内に、これを招集しなければならない。 (4) 評議員会の日めである事項を示して評議員会の招集は、初日の少なくとも5日前までに、その評議員会の日的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に、 古祖の選知は、答別行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。 (4) (新設) 方法によることも可。			
(3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる 者 2 肝護員は、役員又は職員を兼ねることはできな い。 第 5 章 評議員会 第 16 条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇 月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時課題員会を招集することができる。 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 評議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の日的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 添知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)			
(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる 者 2			
** 2 野藩員は、役員又は職員を兼わることはできなし。			
2 野護員は、役員又は職員を兼ねることはできない。 第 5章 野議員会 第 16 条 理事長は、定時野議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時野議員会を招集することができる。 3 理事長は、終野議員の5分の1以上の野議員から野議員から野議員のの目的である事項を示して野議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その野議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その野議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その野議員会の日的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	•		·
い。	-		
第16条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から野議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも6日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)			
第 16 条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会の目的である事項を示して評議員から 野議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった目から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の勝長は、評議員の互選によって定める。 (新設) (新設) (新設)	<u>6\</u> 0		
第 16 条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会の目的である事項を示して評議員から 野議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の勝長は、評議員の互選によって定める。 (新設) (新設) (新設)	。 	/#c=n	
月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 解議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0日以内に、これを報しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設)	<u>第5章 許磁貝云</u>		
月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 解議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0日以内に、これを報しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設)	第16条 理事長件 完時認識各今太 每年〇回 〇	(茶店)	,
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。 ・5分の1の割合については、これ を下回る割合を定めることができる。 3 理事長は、総評議員会の打算議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。 ・1名集の通知は、寄附行為で定めた 方法により行う。書面のほか電子 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 ・1名集の通知は、寄附行為で定めた 方法により行う。書面のほか電子 的方法によることも可。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設)			
選手を記載し、理事長は、終評議員の5分の1以上の評議員から 5分の1の割合については、これを開議員会の目的である事項を示して評議員会の招集とない。 5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、これを招集しなければならない。 20日以内に、第四の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記述し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを下回る割合を定めることができる。 20日以内に、ごれを打集の通知は、寄附行為で定めた方法によることも可。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めた方法によることも可。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めた方法によることも可。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めたできる。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めたできる。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めたできる。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めたできる。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為で定めたできる。 20日以内に、ごれを対象の通知は、寄附行為できる。 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「新設」) 20日以内に、「対象の通知は、「対象の通知	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_
3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 5分の1の割合については、これ (新設) を下回る割合を定めることができ 集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の目的である事項、日時及び場所 方法により行う。書面のほか電子 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設) (新設)	 		
野議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を下記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設) (新設)		n l	(新設)
集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設)			
20日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設) (新設)			
方法により行う。書面のほか電子を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に		'\	1
を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 的方法によることも可。 通知しなければならない。 (新設) 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって (新設) 定める。 (新設)	4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで - 招集の通知は、寄附行為で定め	<u>t≃</u>	_(新設)_
通知しなければならない。 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。 (新設)	に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 方法により行う。書面のほか個	子	
第 17 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって 定める。		·	
<u>定める。</u>	通知しなければならない。		
<u>定める。</u>			}
		(新設)	
第19条 次の東頂け、おらかじめ駆送員会の音目を、・大東頂け延送員の議決を要するも、(新設) (新設)	<u>定める。</u>		ľ
1312条、70の連角性 あらかじめ戦議首会の首目を「『太黒垣け戦議員の議문を裏する事」(新殿) 「動物」 「動物」 「動物」 「動物」		1 (************************************	/#C=0.\
		— —— —	<u> </u>
<u>聴かなければならない。</u> <u>のとすることができる。(法第 46</u> <u>(1) 寄附行為の変更</u> 条の4の5参照)		40 .	
(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		•	ſ·
(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更		,	
(4) 収文で昇及び次昇の次定文は変更 (5) 重要な資産の処分			
(6) 借入金額の最高限度の決定			
	(7) 本財団の解散		. '
1 N// PPRILEMATERA	(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契		

-

•

			い。(<u>法第 46 条の 2</u> 参照)
(2) 監事 〇名	は2名でも差し支えない。(<u>法第46</u> 条の5第1項参照)	(2) 監 事 〇名 (3) 評議員 〇名以上〇名以内	道府県知事の認可を受けた場合に は、1名又は2名でも差し支えな
うち理事長1名	なければならない。都道府県知事 の認可を受けた場合には、1名又	(1) 理 事 〇名以上〇名以内 うち理 事 長1名	議員は理事の定数を超える数を置 かなければならない。 <u>理事は、</u> 都
第25条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 〇名以上〇名以内		第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。	・原則として、理事は3名以上、評
第6章 役員		<u>第4章</u> 役員 <u>及び評議員</u>	
<u>会で定める。</u>	•		
第24条 評議員会の議事についての細則は、評議員		_(新設)_	
ところにより、議事録を作成する。			
第23条 評議員会の議事については、法令で定める		<u>(新設)</u>	
で有する計画員は、当該争項にフライの無決権を行 使できない。		•	,
第22条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行	·	(新設)	
し、急を要する場合はこの限りではない。			·
第21条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただ		· <u>(新設)</u>	
第20条 評議員は、評議員会において1個の議決権 及び選挙権を有する。		<u>(新設)</u>	
に加わることができない。		•	
ところによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決	,	·	
の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する			
2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段 の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権	•	·	
第19条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。		<u>(新設)</u>	
2 その他重要な事項についても、評議員会の意見を 聴くことができる。			
約の締結又は分割計画の決定			

- 第26条 理事及び監事は、評議員会<u>の決議によって</u> 選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第27条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、
- (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ 定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計

- <u>第 15 条</u> 理事及び監事は評議員会<u>において</u>選任する。
- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の管 理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

病院、診療所又は介護老人保健施

設を2以上開設する場合におい

て、都道府県知事(2以上の都道)

府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する

医療法人については主たる事務所

の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管

理者として管理する病院等の管理 者を除く。)の一部を理事に加えな

いことができる。(法第46条の5

・理事の職への再任を妨げるもので

第6項参照)

はない。

- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故が あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従 い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可(以下、第29条において同じ。)を受けた場合は、管理者として管理する病院等の管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)・理事の職への再任を妨げるものではない。

- 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員 会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- 5 監事は、本財団の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

(削除)

- 第28条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選 任された者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。

- 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に<u>理事</u>に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを<u>〇〇県知事又は評議</u> 員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して許議員会の招集を請求すること。
- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に 対して意見を述べること。
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。
- 第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。
- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療 <u>従事者</u>
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる
 者
- 2 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、<u>任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</u>

	·· - · · · · · · · · · · · · · · · ·		
, .			· ·
第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、		_(新設)_	
評議員会の決議によって解任することができる。た		•	
だし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決			
権の3分の2以上の賛成がなければ決議すること	・3分の2を上回る割合を定めるこ		<u>(新設)</u>
ができない。	<u>ともできる。</u>		
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと		, ·	
·			
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、	•	•	
又はこれに堪えないとき。			
	•	•	
第30条 役員の報酬等は、	・役員の報酬等について、寄附行為	(新設)_	<u> (新設)</u>
(例1)評議員会の決議によって別に定めるところに	にその額を定めていないときは、評	,	
より支給する。	議員会の決議によって定める必要が	·	·
(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、	<u>ある。</u>	·	·
〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。	・寄附行為又は評議員会の決議にお		<u>(新設)</u>
(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	いて理事の報酬等の「総額」を定め		
	る場合、各理事の報酬等の額はその	•	
	額の範囲内で理事会の決議によって		
<u> </u>	定めることも差し支えない。ただし、		
	監事が2人以上あるときに監事の報	· .	-
	酬等の「総額」を定める場合は、各		
	監事の報酬等は、その額の範囲内で	·	
	<u>監事の協議によって定める。また、</u>		
	「総額」を上回らなければ、再度、		•
·	<u>評議員会で決議することは必ずしも</u>		-
	必要ではない。		
第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場	·	_(新設)_	
合には、理事会において、その取引について重要な			,
事実を開示し、その承認を受けなければならない。			
(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部		•	
類に属する取引			
(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引		-	
(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他			
その理事以外の者との間における本財団とその		·	
理事との利益が相反する取引			
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、	·		
その取引についての重要な事実を理事会に報告し			

•

.

なければならない。			•	7 .
· · ·				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ことによる ・本条を規定するか否かは任意。	<u>(新設)</u>		
損害賠償責任を、法令に規定する額を限	度として、		·	
理事会の決議により免除することができ		· ·		
2 本財団は、役員との間で、任務を怠っ	<u>たことによ</u>			,
る損害賠償責任について、当該役員が職	<u> </u>			
つき善意でかつ重大な過失がないときに	I			
責任の限定契約を締結することができる		•	•	
その責任の限度額は、〇円以上で本財団				
め定めた額と法令で定める最低責任限	<u> 変額とのい</u>			٠.
ずれか高い額とする。	· ·			
第7章 理事会		_(新設)_		
第33条 理事会は、すべての理事をもって	<u> (構成する。</u>	(新設)		
	about we have	(denta)		
第34条 理事会は、この寄附行為に別に	<u> 定めるもの</u>	<u>(新設)</u>		
のほか、次の職務を行う。				
(1) 本財団の業務執行の決定				
(2)理事の職務の執行の監督				
(3)理事長の選出及び解職				
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定				
(5) 多額の借財の決定	ケのみウ	. , .		
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解				İ
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の	<u> </u>		1	
及び廃止の決定	·			
*			}	
・		(女に また)		.
第35条 理事会は、	・原則、各理事が理事会を招集する	(新設)	_ (新設)	,
(例1)各理事が招集する。 (例2)理事長(又は理事会で定める理事		-		
る。この場合、理事長(又は理事会でためる理事		1		
が欠けたとき又は理事長(理事会で定め		=		
事故があるときは、各理事が理事会を打			·	
2 理事長(又は理事会で定める理事、)		•		
は、必要があると認めるときは、いつで				
招集することができる。	· ○○本中本で	-		
<u> 加来することができる。</u>		<u></u>		」
		•	•	•

•			
3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	- 1週間を下回る期間を定めること		(新設)
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	<u>もできる。</u>	•	
発しなければならない。		·	
4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全		,	
員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく			·
開催できる。	·		
			•
第36条 理事会の議長は、理事長とする。	<u>・過半数を上回る割合を定めること</u>	_(新設)_	_(新設)_
	<u>もできる。</u>	-	
第37条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に		_(新設)_	
別段の定めがある場合を除き、議決事項について特			
別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が	過半数を上回る割合を定めること		_(新設)_
<u>出席し、その過半数をもって行う。</u>	<u>もできる。</u>		
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の	・本項を規定するか否かは任意。		_(新設)_
目的である事項について提案した場合において、そ			
の提案について特別の利害関係を有する理事を除			
く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意			
思表示をしたときは、理事会の決議があったものと	·		
みなす。ただし、監事がその提案について異議を述			
べたときはこの限りでない。			
第38条 理事会の譲事については、法令で定めると	-	(新設)	<u>.</u>
<u> </u>			
2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	<u>・署名し、又は記名押印する者を、</u>		(新設)
に署名し、又は記名押印する。	理事会に出席した理事長及び監事	-	(***
下有石 C、入186比石77州· 7 切。	とすることも可。		
第39条 理事会の議事についての細則は、理事会で	<u> </u>	(新設)	,
定める。	·	·	
	•		
(削除)		第5章 会議	
(削除)		第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。	·
	•		
(削除)	_	第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長とな	•
	•	<u>ა.</u>	
	•	2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事	
	•	<u>を開くことができない。</u>	
		3 理事会に出席することのできない理事は、書面に	

. •

ſ			より、又は他の出席理事に委任して、表決すること	<u> </u>	
			ができる。		
		·	4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権		
			を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の	·	
	· .		利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権		
·			を行使できない。	•	
			5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、		
		İ	可否同数のときは、譲長の決するところによる。		;
·		<u> </u>		•	
	(削除)		第21条 評議員会は、理事長が招集する。		
			2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定め		
l			<u> </u>		}
	,	<u>(削除)</u>	3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から	・総評議員の5分の1の割合につい	
,	•	•	会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を	ては、これを下回る割合を定める	
	÷ .		請求された場合には、その請求のあった日から20	ことができる。	
			日以内に、これを招集しなければならない。		
•	(Aluma)			·	
,	<u>(削除)</u>		第22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を		. '
	·		聴かなければならない。	,	
	•		(1) 寄附行為の変更	•	,
			(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		
			(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更		
			(4) 収支予算及び決算の決定	·	
	•		(5) 剰余金又は損失金の処理	•	
) .	(6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散		
	•		(8) 他の医療法人との合併契約の締結	•	
-	·		(9) その他重要な事項		
			2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するも	· i	
			のとすることができる。		
	(削除)		第23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がな		
· - i	··		ければ、その譲事を開き、議決することができない。	•	
			2 評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過		
	•		半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ		
			ろによる。		
			3 前項の場合において、議長は、評議員として議決		
			に加わることができない。	<u>. </u>	
·			,		
		•			•
-		•			

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第8章 寄附行為の変更

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、 理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の 同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければな らない。

第9章 解散、合併及び分割

第41条 本財団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し
- 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員 の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、 〇〇県知事の認可を受けなければならない。

- 第24条 評議員は評議員会において、1個の議決権 及び選挙権を有する。
- 第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項に ついてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選 挙権を行使することができる。ただし、代理人は評 議員でなければならない。
- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな ければならない。
- 第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有 する者は、当該事項につきその議決権を行使できな い。
- 第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で 定める。
- 2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、 理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の 同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければな らない。

第7章 解散及び合併

- 第29条 本財団は、次に事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 他の医療法人との合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 設立認可の取消し
- 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員 の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、 〇〇県知事の認可を受けなければならない。

- 第42条 本財団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- ・(2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第43条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 次の者から選定して帰属させるものとする。
 - (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法 人又は一般財団法人に限る。)
- (5) 財団<u>たる</u>医療法人又は社団<u>たる</u>医療法人であって持分の定めのないもの
- 第4条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。
- 第45条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞ れ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認 可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第46条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告 (ホームページ)

- 第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評 議員の中からこれを選任することができる。
- 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 以下の者から選定して帰属させるものとする。
- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設 者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分 の定めのないもの
- 第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。

(新設)

第8章 雑則

<u>第33条</u> 本財団の公告は、<u>官報(及び〇〇新聞)</u>に よって行う。

によって行う。			
(例3の場合)	•		•
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電		1	
子公告をすることができない場合は、官報(又は〇			·
O新聞)に掲載する方法によって行う。	-		
			•
第47条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決	· 法第 44 条第 4 項参照。	第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決	· 法第 44 条第 4 項参照。
を経て定める。		を経て定める。	
附則:		附 則	•
本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりと		本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりと	
する。		する。	•
理事長〇〇〇〇		理事長 〇 〇 〇	
理 事 〇 〇 〇		理事〇〇〇	
同〇〇〇		同〇〇〇〇	
同〇〇〇		同〇〇〇〇	•
同〇〇〇〇		同〇〇〇〇	
1 ' 1		同〇〇〇〇	•
		同〇〇〇	
同〇〇〇〇			
監事〇〇〇〇		-, 7 0 0 0 0	
同〇〇〇〇		同〇〇〇〇	
評議員 〇 〇 〇		評議員 〇 〇 〇 〇	
. 同 0 0 0 0		同〇〇〇〇	
同〇〇〇〇		同〇〇〇〇	
			•
·			
			•
		·	
1			.

,

(下線の部分は改正部分)

改正	後	改 正	前
特定医療法人の定款例	. 備 考	特定医療法人の定款例	備考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第1章 名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用 することができないため、基金制	第1章 名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用 することができないため、基金制
第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	度のある医療法人から特定医療法 人になる場合は、拠出者に基金を	第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	度のある医療法人から特定医療法 人になる場合は、拠出者に基金を
第2条 本社団は、事務所をOO県OO郡(市)OO町(村)OO番地に置く。	返還し、定款から「基金」の章を 削除することが必要であること。	第2条 本社団は、事務所をOO県OO郡(市) OO町(村) OO番地に置く。	_
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本社団は、病院及び診療所(並びに介護老人 保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及 び <u>要介護者に対する</u> 看護、医学的管理下の介護及び 必要な医療等)を普及することを目的とする。	 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を 掲げる。(以下、第4条、第5条及び<u>第30条</u>において同じ。) 	保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及	
第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 ○〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 ○〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 ○〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 ○〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務	•	第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並 びに介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務	

を行う。 〇〇看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、 以下の各条文が繰り上がることに なる。	を行う。 〇〇看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、 以下の各条文が繰り上がることになる。
第3章 資産及び会計		_(新設)_	.]
第6条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)		<u>`_(新設)</u>	
(2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入			
(4) その他の収入			
第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は、 なるべく基本財産とすること。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(1) ·············· (2) ··········· 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな		,	. ,
い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供すること		•	
ができる。			
第8条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を 通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。		<u>(新設)</u>	
第9条 本社団の資産は、理事会又は社員総会で定め た方法によって、理事長が管理する。		(新設)	
第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		_(新設)	
第 11 条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計 年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会		(新設)	
<u>年度開始則に理事会及び任貞総会並びに計議員会の議決を経て定める。</u>		-	

- 第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第13条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権 者から請求があった場合には、正当な理由がある場 合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。
- 第14条 決算の結果、剩余金を生じたときは、理事 会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その 全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金と して積み立てるものとし、配当してはならない。

<u>第4章</u> 社員

- 第15条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数 の3分の1以下としなければならない。
- 第16条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を 失う。
- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の 定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者 は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

<u>第3章</u> 社員

- 第6条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の 3分の1以下としなければならない。
- 第7条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- <u>第8条</u> 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
 - (1) 除名
 - (2) 死亡
 - (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の 定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者 は、社員総会の議決を経て除名することができる。

					,
<u>第 18 条</u> やむを得ない理由のあるときは、社員はそ の旨を理事長に届け出て、退社することができる。		第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその 旨を理事長に届け出て、 <u>その同意を得て</u> 退社するこ とができる。			
第 <u>19条</u> 社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。		第 10 条 社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。			
2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様 とする。		2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。			
第5章 社員総会		_(新設)_			
第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月 及び5月に開催する。		(新設)			
<u>及いり月1-開催する。</u> 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時社員総会を招集することができる。	•				
3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員 総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集	・5分の1を下回る割合を定めるこ ともできる。		<u>(新設)</u>		
<u>を請求された場合には、その請求があった日から2</u> 0日以内に、これを招集しなければならない。					
4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その社員総会の目的である事項、日時及び場所	・招集の通知は、定款で定めた方法 により行う。書面のほか電子的方 法によることも可。		_(新設)_	•	
を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	<u> </u>			•	
第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会 において選任する。	·			•	
第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右 欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得な	• .				
ければならない。 1 翌年度の事業計画及び収支予算の決	-				•
定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の 3月					
決定 3 前年度決算の決定 毎年					
5月	·				

4 定款の変更 5 基本財産の設定及び処分(担保提供 を含む。)			
6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 社員の入社及び除名	·.		-
8 理事、監事の選任、辞任の承認 随時 9 本社団の解散 10 定款第5条に関する事項	・第5条の業務がなければ掲げる必		(#CBTA
11 他の医療法人との合併 12 重要な契約の締結等理事長が必要と	要はない。		_(新設)
認めて付議する事項 第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ		<u>(新設)</u>	
れば、その議事を開き、決議することができない。 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定 めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半			
数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に			
加わることができない。			
第24条 社員は、社員総会において各1個の議決権 及び選挙権を有する。		(新設)	
第 25 条・社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。		(新設)	
2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもっ			
て議決権及び選挙権を行使することができる。 第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係		_(新設)	
を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使 できない。	· ·		
第27条 社員総会の議事については、法令で定める ところにより、議事録を作成する。		_(新設)	

第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総 会で定める。

第6章 役員

第29条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 O名

(2) 監事

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団 の社員の中から選任する。ただし、必要があるとき は、社員以外の者から選任することを妨げない。

2名

第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理 事の中から選出する。

2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。

4 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。

第31条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

設を2以上開設する場合におい て、都道府県知事(2以上の都道 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。)の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照)

(新設)

第4章 役員

第11条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 O名

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員 の中から選任する。ただし、必要があるときは、社 負以外の者から選任することを妨げない。

第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によっ て定める。

- 病院、診療所又は介護老人保健施 2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を (新設) 含む。)する疾院及び診療所(並びに介護老人保健 施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。
- 4 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。

第13条 理事長のみが本社団を代表する。

を有する。

- 2 理事長は本社団の業務を執行し、
- (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を 理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以 上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければな らない。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又 は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、<u>本社団</u>の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。
- <u>第32条</u> 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、

<u>・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。</u>

2 理事長は本社団の業務を総理する。

(新設)

- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。
- 4 理事は、本社団の常務を処理する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを<u>OO県知事又は社員総会</u> に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に</u> 対して意見を述べること。
- 6 監事は、<u>この法人</u>の理事又は職員(本社団の開設 する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理 者として管理する病院等を含む。)の管理者その他 の職員を含む。)を兼任することができない。
- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任す

	•	• •		
	任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選		るまでは、その職務を行うものとする。	
	任された者が就任するまで、なお役員としての権利			
	<u>義務を有する。</u>		•	
	第33条 役員は、社員総会の決議によって解任する	<u>,</u>	(新設)	
	ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席	· ·		
	した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなけれ			
	ば、決議することができない。	· .		
		·		
	第34条 役員の報酬等は、	役員の報酬は、3,600万円以下であ	(新設)	(新設)
	(例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところに	ること。		
	より支給する。	- 役員の報酬等について、定款にそ		
	(例2)理事及び監事について、それぞれの総額が、	の額を定めていないときは、社員総	,	<u>(新設)</u>
	〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。	<u>会の決議によって定める必要があ</u>		
	(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	<u>る。</u>	·	-
		・定款又は社員総会の決議において		_(新設)_
	·	理事の報酬等の「総額」を定める場		
	•	合、各理事の報酬等の額はその額の		
		範囲内で理事会の決議によって定め		
1	•	ることも差し支えない。ただし、監		
į		事が2人以上あるときに監事の報酬		
		等の「総額」を定める場合は、各監		
		事の報酬等は、その額の範囲内で監		
		事の協議によって定める。また、「総	·	
ı		額」を上回らなければ、再度、社員	•	•
	·	総会で決議することは必ずしも必要		
		<u>ではない。</u>	*****	•
	第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場		_(新設)_	
	合には、理事会において、その取引について重要な		•	
	事実を開示し、その承認を受けなければならない。			·
	(1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部	•		
	類に属する取引			
	(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引	`		
	(3) 本社団がその理事の債務を保証することその他			
	その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相互する時間			
.	理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、		· '	
	2 削損の取引をした理争は、その取引は、建席ない、その取引についての重要な事実を理事会に報告し	,		
l	ていれかにノいての里安は争夫で理争式に報言し		<u> </u>	

										-
	<u>なければならない。</u>							,		
	第36条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは任意。	_(新設)_				-			
	損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、			-	•	· · ·			•	
	理事会の決議により免除することができる。		<u> </u>							
,	2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによ									
	る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに	·						,	·	
	つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償	•	1							
	責任の限定契約を締結することができる。ただし、]		
	その責任の限度額は、O円以上で本社団があらかじ	, .		•						
	め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい						•			
	ずれか高い額とする。							1		
	佐→☆ 四 妻人		/ * c=n.					-		
	<u>第7章 理事会</u>		<u>(新設)</u>	-						
•	佐の久 理事会は ナジアの理事ナム - マ雄キより		(#/*E/L\			-			•	
	第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。	•	_(新設)_							•
	第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ		(新設)		•					•
	か、次の職務を行う。									
	(1) 本社団の業務執行の決定	,		·						
	(2) 理事の職務の執行の監督					-		•		
	(3)理事長の選出及び解職			*	•					
	(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定						•		•	
	(5) 多額の借財の決定	·]			-				•
	(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定	·	1				•		•	
	(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更				÷		•			
	及び廃止の決定		· ·		•					
•]						•	
	第39条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠		(新設)						-	
k.	けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理		1.				•			
	事会を招集する。					••				
	2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも									
	理事会を招集することができる。							1		
	3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	,			_	•				
	をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ				•		•			
•	ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら									
•		, mar +			·		-	1		
	4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	・1週間を下回る機関を定めること	<u> </u>	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 			_	
		•								
				•					-	
	• • •			•						

			•		
如 ack (+ 75 + 7		1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	<u>もできる。</u>				•
発しなければならない。	-				
5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全					
員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく		·			
開催できる。					
		(Acres			
第40条 理事会の議長は、理事長とする。	-	<u>(新設)</u>	1		
第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段		<u>(新設)</u>	'		
の定めがある場合を除き、議決事項について特別の	,				
利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席	過半数を上回る割合を定めること		_(新設)_		
<u>し、その過半数をもって行う。</u>	<u>もできる。</u>				
2 前項の規定にかかわらず、第50条の表の左欄に	・理事については、議決権を他の者		_(新設)_		
掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2	に委任して行使させる事実がある			•	
以上の同意を得なければならない。	ときは、その運営組織が適正であ	·			
	ると認められないことになってい			•	
	るので、留意すること。				
3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議	・本項を規定するか否かは任意。	·	(新設)_		1.
の目的である事項について提案した場合において、		·,			
その提案について特別の利害関係を有する理事を		·			
除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の				•	
意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの					
とみなす。ただし、監事がその提案について異議を		·			1.
述べたときはこの限りでない。					
<u> </u>					
第42条 理事会の議事については、法令で定めると	٠.	(新設)		•	
ころにより、議事録を作成する。	•		-		
2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、		_(新設)-		•
に署名し、又は記名押印する。	理事会に出席した理事長及び監事			•	
(一百七)、人は此中1年47 る。	とすることも可。				
第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で	29 22 0 13	 <u>(新設)</u>			
		- TATIES			
<u>定める。</u>					
		 第5章 評議員			
<u>第8章</u> 評議員		<u>ガンモ</u> 町成尺			
☆ 44 を、土地間に知識者するかい L○○かいホナ栗		 第 15 条 本社団に評議員12名以上〇〇名以内を置			
第44条 本社団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。	-				-

- 第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療 従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者
- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。
- 第46条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第47条 評議員は、評議員会を組織して、この定款 に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じ て意見を述べるものとする。

第9章 評議員会

- 第48条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月 及び5月に開催する。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 評議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。

第16条 評議員は、<u>理事会が選任し、理事長が委嘱</u> する。

- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 評議員は、<u>理事又は監事</u>を兼ねることはできない。
- 第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款 に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じ て意見を述べるものとする。

(新設)

(新設)

第49条 評議員会の議長は、評議員の互選によっ	τ	_(新設)_	
定める。		· ·	,
第50条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ	<u></u> 右	_(新設)	
欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得 ければならない。	<u>tt</u>		
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決			
定 <u>毎年</u> <u>2 翌年度中の借入金額の最高限度額の</u> 3 月	1 1		
<u>決定</u> 3 前年度決算の決定 毎年			
<u>5月</u> 4 定款の変更		,•	
5 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)			
6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本社団の解散 随時			
8 定款第5条に関する事項			
9 他の医療法人との合併 10 重要な契約の締結等理事長が必要と			
認めて付譲する事項	<u></u>		
第51条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がければ、その議事を開き、決議することができな			
2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の	定		
めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の 半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると			
ろによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員として影	, ,		
に加わることができない。			•
第52条 評議員は、評議員会において各1個の部		<u>(新設)</u>	
権及び選挙権を有する。			
第53条 評議員会においては、あらかじめ通知の		(新設)	
<u>った事項のほかは議決することができない。た</u>	<u>T</u>		

4条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係 有する評議員は、当該事項につきその議決権を行 できない。				
有する評議員は、当該事項につきその議決権を行			•	
			·	
	}			
5条 評議員会の議事については、法令で定める	·	(新設)		
ころにより、議事録を作成する。			٥	
		. *	• ,	
6条 評議員会の議事についての細則は、評議員				
で定める。		· ·		
<u> 除)</u>		第 <u>6</u> 章 会議		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u>海州学 - 英陸</u>		
除)		 <u>第 19 条 本社団の会議は、社員総会及び理事会並び</u>		
		に評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞ	·	
		れ定時会議と臨時会議に分ける。		
<u>i除)</u>				•
<u>,</u>		第20条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催 し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す	,	
·		る。		
				-
<u>除)</u>	_(削除)_	第21条 会議は、理事長がこれを招集する。	本条に、各会議の定足数を定めても	,
		2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議	よい。	
		に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求	· .	
·		された場合には、その請求のあった日から20日以 内に、これを招集しなければならない。		
		3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員		
		の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる		
	,	事項を示して請求があったときは、理事長はその会		
	:	護を招集しなければならない。		
		4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理		
•		事会の際長は、理事長をもってあて、評議員会の議		
	Ì	長は、評議員の互選によって定める。		
除)_		第22条次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右		
		欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得な		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	ければならない。		
				_
		•		

			1 翌年度の事業計画及び収支予算の決		
			定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の	<u>毎年</u> 3月	
	· · ·		<u> </u>	3H	
			3 前年度決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	<u>毎年</u> <u>5月</u>	
·		,	5 定款の変更	<u>371</u>	
		·	6 基本財産の設定及び処分(担保提供		
		,	<u>を含む。)</u> 7 <u>事業計画及び収支予算の重大な変更</u>		
-			8 社員の入社及び除名	<u>随時</u>	
	•	·	9 理事、監事の選任、辞任の承認 10 本社団の解散		
	•	(削除)_	11 定款第5条に関する事項		第5条の業務がなければ掲げる必要
	·.	(同项)	12 重要な契約の締結等理事長が必要と 認めて付譲する事項		まり来の来待かなければ過ける必要 はない。
		·	2 前項の会議の議事は、別段の定めがある		
			かは、総社員の過半数が出席し、その出席 数の賛成による承認を受けねばならない。		
i.					
•	••		第23条 次の表の左欄に掲げる事項は、そ 欄に掲げる時期に開催する評議員会の同		
			<u>ければならない。</u>		
_(削除)	•		1 翌年度の事業計画及び収支予算の決 定	<u>毎年</u>	
	•	,	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の	3月	·
	•		<u>決定</u> 3 前年度決算の決定	毎年	
			4 前年度剰余金又は損失金の処理	5月	
			5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分(担保提供	-	
			<u>を含む。)</u>		
			7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 本社団の解散	随時	
			9 定款第5条に関する事項		
	•		10 重要な契約の締結等理事長が必要と 認めて付議する事項		
•		<u> </u>	BOOK C 13032 2 - OV-58*CM		

•

	•			
			2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席 し、その出席者の過半数の同意を得なければならな い。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			第 24 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で	
_(削除)	<u>.</u>		社員及び評議員に通知しなければならない。 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限り	
			ではない。 第25条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決	
(削除)	_		権及び選挙権を行使することができる。ただし、代 理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな ければならない。	
(削除)			第 26 条 社員は、社員総会において、評議員は評議 員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。 ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有 する者は、当該事項につきその議決権を行使できな	
, KHIIPIKI	_	_(削除)_	い。 第27条 第23条第1項の表の左欄に掲げる事項は、 理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、 その3分の2以上の同意を得なければならない。	理事については、議決権を他の者に 委任して行使させる事実があるとき
_(削除)	-		2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。	は、その運営組織が適正であると認 められないことになっているので、 留意すること。
	·		第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事 については、次の事項を記載した議事録を作成し、 理事長はこれを確実に保存しなければならない。 (1) 会議の日時、場所	

l
1
1
.
}
産産は、
0
,
l
:

			·	·	
	(削除)	·	第33条 本社団の資産は、理事会及び社員総会の議 決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。		
	(Moleco)		第34条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会		
	(削除)		社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。		
			第35条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計 年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会		
		i	の議決を経て定める。		
	<u>·(削除)</u>		第36条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま り翌年3月31日に終る。		•
	(削除)	•	第37条 本社団の決算については、毎会計年度終了 後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表 及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)		
			を作成しなければならない。 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び		
-			本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権 者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。		
			3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	, , ,	,
			出なければならない。 第 38 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事		
			会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その 全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金と		
			して積み立てるものとし、配当してはならない。 第8章 証明書等の提出		
· ·			第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了		·
	第10章 証明書等の提出		の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長 を経由して国税庁長官に提出しなければならない。		
	第57条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基	・証明書については、都道府県及び	2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第	・証明書については、都道府県及び	
•					
		•	•	· AWALL 10 4	

準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第 2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明す る書類については、理事会及び社員総会並びに評議 員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出 の際に、併せて提出しなければならない。

第11章 定款の変更

第 58 条 この定款は、第 22 条、第 41 条第 3 項及び 第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認 可を得なければ変更することができない。

第12章 解散及び合併

第59条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第60条 本社団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、総会の議決によって社員の中か らこれを選任することができる。

第61条 本社団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。

第62条 本社団は、総社員の同意があるときは、O ○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は 財団たる医療法人と合併することができる。 地方厚生局へ申請し、証明手続を 行う必要があることから、その手 続の期間を考慮し、各事業年度が 終了した後、速やかに申請手続を すること。なお、証明に係る添付 書類として決算関係書類を地方厚 生局へ提出する必要があるが、こ れは第13条第3項の医療法上の届 出の規程にかかわらず、決算の確 定については各事業年度が終了し た後、早急に行うよう十分注意す ること。 2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(新設)

第41条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務 の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合 は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た 上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができ る。

第42条 本社団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、総会の議決によって社員の中か らこれを選任することができる。

第43条 本社団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。

・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。

(新設)

第10章 雑則

第44条 本社団の公告は、官報(及びOO新聞)に よって行う。 地方厚生局へ申請し、証明手続を 行う必要があることから、その手 続の期間を考慮し、各事業年度が 終了した後、速やかに申請手続を すること。なお、証明に係る添付 書類として決算関係書類を地方厚 生局へ提出する必要があるが、こ れは第37条第3項の医療法上の届 出の規程にかかわらず、決算の確 定については各事業年度が終了し た後、早急に行うよう十分注意す ること。

- 国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。

第13章 雑則 第63条 本社団の公告は、官報(及び〇〇新聞)に よって行う。		第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総 会並びに評議員会の議決を経て定める。	
6.5(1),	•	· 附則·	
第64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総		本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。	
会並びに評議員会の議決を経て定める。	·	理事長 〇 〇 〇	
	·	常務理事 〇 〇 〇	
· 附則		同〇〇〇〇	·
本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。	・本定款例により、新規に社団を設	理事 〇〇〇〇	本定款例により、新規に社団を設
理事長 〇〇〇〇	立する場合には、	同〇〇〇〇	立する場合には、
常務理事 〇 〇 〇	「附則」	同〇〇〇〇	「 附則
同〇〇〇〇	本社団設立当時の役員は、次の通り	同〇〇〇〇	本社団設立当時の役員は、次の通り
理事 〇〇〇〇	とし、その任期は、〇〇〇までとす	監事 〇〇〇〇	とし、その任期は、〇〇〇までとす
同 〇〇〇〇 -	る <u>.</u>	同〇〇〇〇	る .
同〇〇〇〇	理事(理事長) 〇〇〇〇		理事(理事長) 〇〇〇〇
同〇〇〇〇	" (常務理事)〇〇〇〇		" (常務理事) 0000
監事 〇〇〇〇	監事 0000	·	監事 0000
同〇〇〇〇	" 0000J		" OOOO1
	とすること。		とすること。
·			
		·	
•			
	•		•
		•	•

〇特定医療法人の寄附行為例(「特定医療法人制度の改正について」(平成15 年医政発第1009008 号)別添3)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

			(下級の部分は改正部分)
改正	後		前
特定医療法人の寄附行為例		特定医療法人の寄附行為例	備考
医療法人〇〇会寄附行為		医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。	•	第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。	
第2条 本財団は、事務所をOO県OO郡(市) OO 町(村) OO番地に置く。		第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>要介護者に対する</u> 看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を 掲げる。(以下、第4条、第5条及び 第29条において同じ。)	第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人 保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及 び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人 に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方 を経営するときは、経営する方を 掲げる。(以下、第4条、第5条及び <u>第8条</u> において同じ。)
第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)		第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	
第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。		第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	・本条には、医療法第42条の規定 に基づいて行う業務を掲げる。行

〇〇看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はな	〇〇看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はな
	い。 ・なお、本条を置かない場合は、以 下の各条文が繰り上がることにな		い。 ・なお、本条を置かない場合は、以 下の各条文が繰り上がることにな
第3章 資産及び会計	న .	_ <u>(新設)</u>	.
第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲	<u>#</u>	(新設)	
るもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入			
(4) その他の収入		(Arran)	
第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基 財産とする。 (1)	<u>+</u>	(新設)	
(2) ············· (3) ·········· 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはなら	+-		
い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会 び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を けて処分し、又は担保に供することができる。	<u>支</u>		
第8条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産 通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。	<u>*</u>	(新設)	
第9条 本財団の資産は、理事会又は評議員会で定 た方法によって、理事長が管理する。	<u>8</u>	_(新設)_	
第 10 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しく 確実な有価証券に換え保管するものとする。		_(新設)_	
第 11 条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会 年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て		(新設)	
<u>టిం.</u>			
	•		

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始ま		_(新設)			1
<u>第14条 本財団の芸計千度は、毎年4月「日に始ま</u> り翌年3月31日に終る。		<u>\#/itx/</u>			
<u> 7 五十 0 万 0 1 日1~〒3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>					
第13条 本財団の決算については、事業報告書、財		· _(新設)_			
産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報		1/7 1 200 20			
告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会					
の承認及び評議員会の承認を受けなければならな		•	•	• .	
L\.					
2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び					
本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又					
は債権者から請求があった場合には、正当な理由が					
ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなら		•			
<u>ない。</u>	•				
3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報					
告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け				·	
出なければならない。					
		(±€51-)			
第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配		· <u>(新設)</u>			
当してはならない。			ŕ	•	
第4章 評議員		(新設)			
<u> </u>					
第 15条 本財団に評議員 1 2名以上〇〇名以内を置		(新設)			
<u><.</u>	-				
第16条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい		<u>(新設)</u>			
て選任した者につき、理事長が委嘱する。				•	
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	•				
<u>從事者</u>				•	
(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関					
して識見を有する者	•				
(3) 医療を受ける者		-			
(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる					
者	•				
2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族					
等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなけれ					-
ばならない。			_	. •	
18/2 C /8/3 / 2		<u> </u>			-
•			, -		

	3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。				
	第 17 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。		_(新設)		
	第 18 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附 行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に				
<u>.</u>	<u>応じて意見を述べるものとする。</u>		(#CBN)		
	第5章 評議員会 第19条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月 みなら日に開催さる	•	<u>(新設)</u> _ <u>(新設)</u>		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	及び5月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。				
	3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 評議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から	5分の1の割合については、これ を下回る割合を定めることができ		_(新設)_	
. !	20日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に	る。 ・招集の通知は、寄附行為で定めた 方法により行う。書面のほか電子		(新設)	
	通知しなければならない。 第20条 評議員会の議長は、評議員の互選によって	的方法によることも可。			
	定める。		(新設)		
	第21条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右 欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 定 毎年 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の 3月				
	<u>決定</u> 3 前年度決算の決定 毎年				
					•

•				·	
	5月 4 寄附行為の変更 5 基本財産の設定及び処分(担保提供		•	-	
	を含む。) 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本財団の解散 8 理事及び監事の選任、辞任の承認 9 寄附行為第5条に関する事項 10 他の医療法人との合併 11 重要な契約の締結等理事長が必要と 認めて付議する事項	・第5条の業務がなければ、掲げる 必要はない。	·	_ (新設)	
	第22条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。		_(新設)		
	第23条 評議員は、評議員会において各1個の議決 権及び選挙権を有する。	•	_(新設)		
	第24条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	·	<u>(新設)</u>		
	第25条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係 を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行 使できない。		_(新設)		
	第26条 評議員会の議事については、法令で定める ところにより、議事録を作成する。	·			
	第27条 評議員会の議事についての細則は、評議員 会で定める。		(新設)		·

第6章 役員 第3章 役員 第28条 本財団に、次の役員を置く。 第6条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6名以上〇名以内 (1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 うち理事長 1名 常務理事 O名 常務理事 O名 (2) 監事 2名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任す (新設) る。・・ 第29条 理事長及び常務理事は、理事会において理 第7条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって 事の中から選出する。 定める。 2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を ・病院、診療所又は介護老人保健施 (新設) 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 設を2以上開設する場合におい 施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならな て、都道府県知事(2以上の都道 い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 府県の区域において病院、診療所 限りでない。 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。) の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照) 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。 第30条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に 2 理事長のみが本財団を代表する。 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。 2 理事長は本財団の業務を執行し、 3 理事長は本財団の業務を総理する。 (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を ・この報告は、現実に開催された理 (新設) 理事会に報告しなければならない。 事会において行わなければなら

(例2)	毎事業年度に4	箇月を超える	間隔で2回以
<u>上、自</u> i	己の職務の状況を	理事会に報告	しなければな
らない			

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。

(削除)

- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを<u>〇〇県知事、評議員</u> 又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 評議員会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書 類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄 附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると 認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告

<u>ず、報告を省略することはできな</u> い。

> 4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。

第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 本財団の開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。
- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。
- 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。
- 5 理事は、本財団の常務を処理する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを<u>〇〇県知事又は評議</u> 員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に 対して意見を述べること。

	•
すること。 5 監事は、本財団の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護者人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。	1
第31条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任	
期間とする。 3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選	
任された者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。	

7 監事は、この法人の理事又は職員(本財団の開設 する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理 者として管理する病院等を含む。)の管理者その他 の職員を含む。) 兼任することができない。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨 げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任す るまでは、その職務を行うものとする。

第32条 役員は、評議員会の決議によって解任する ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席 した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなけ れば、決議することができない。

第33条 役員の報酬等は

(例1)評議員会の決議によって別に定めるところに より支給する。

(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、 〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

- 役員の報酬は、3,600万円以下であ ること。

・役員の報酬等について、寄附行為 にその額を定めていないときは、評 議員会の決議によって定める必要が ある。

・ 寄附行為又は評議員会の決議にお いて理事の報酬等の「総額」を定め る場合、各理事の報酬等の額はその 額の範囲内で理事会の決議によって 定めることも差し支えない。ただし、 監事が2人以上あるときに監事の報 酬等の「総額」を定める場合は、各 監事の報酬等は、その額の範囲内で 監事の協議によって定める。また、 「総額」を上回らなければ、再度、 評議員会で決議することは必ずしも 必要ではない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場		(新設)	
合には、理事会において、その取引について重要な		14/1BC/	
事実を開示し、その承認を受けなければならない。			
(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部			}
類に属する取引			
(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引			İ
(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他	-	·	
その理事以外の者との間における本財団とその			
理事との利益が相反する取引	<u>-</u>	·	
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、			
その取引についての重要な事実を理事会に報告し			l .
なければならない。			
第35条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは任意。	<u>(新設)</u>	_(新設)_
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、		•	
理事会の決議により免除することができる。			
2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによ			
る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに			1
つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償	,		,
責任の限定契約を締結することができる。ただし、			1
その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじ		·	
め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい			
ずれか高い額とする。	-	. ,	-
	1	/HT=RA .	
第7章 理事会		<u>(新設)</u>	1.
Att 00 At 1977 to A L L win down on 1977 to L 1977 the Today 7		(±rēn)	
第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。		<u>(新設)</u>	,
一 かった ママクト 一 の物性に共に関いる トラ		(新設)	
第37条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもの		_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
のほか、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務執行の決定		•	
(2) 理事の職務の執行の監督			
(3) 理事長の選出及び解職			
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定			
(5) 多額の借財の決定		·	
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定			
(7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更			
及び廃止の決定			·

.

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	•	diameter.	,
第38条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠	•	<u>(新設)</u>	
けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が		. ,	
理事会を招集する。			ĺ
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも	•		
理事会を招集することができる。			
3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名			
をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ			
ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら			
<u>IC.</u>			
4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	•		
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を			
発しなければならない。		•	
5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全	•		
員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく	• •		
開催できる。_			
	•	•	
第39条 理事会の議長は、理事長とする。	,	_(新設)_	-
, ,		·	
第40条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に		_(新設)_	
別段の定めがある場合を除き、議決事項について特	•		
別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が			
出席し、その過半数をもって行う。			
2 前項の規定にかかわらず、第21条の表の左欄に	- 理事については、議決権を他の者		_(新設)_
掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2	<u>に委任して行使させる事実がある</u>		
以上の同意を得なければならない。	ときは、その運営組織が適正であ	·	
	ると認められないことになってい		
. •	るので、留意すること。		,
3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議	・本項を規定するか否かは任意。_	·	_(新設)_
の目的である事項について提案した場合において、			
その提案について特別の利害関係を有する理事を			
除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の			
意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの	•		
とみなす。ただし、監事がその提案について異議を		,	
述べたときはこの限りでない。			
 第 41 条 理事会の議事については、法令で定めると		(新設)_	
ころにより、議事録を作成する。			
ニットの パーステング 日本子から 日本 アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	

選挙会に出席した理事長及び監事とすることも可。 (新設) 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 評議員 第4章 書	2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、		(新設)
(新設)	に署名し、又は記名押印する。			
第4章 評議員 2名以上〇〇名以内を置く。	_	<u>とすることも可。</u>		-
(削除)	1		<u>(新設)</u>	
(削除) 第 10 条 本財団に腎護員 1 2 名以上〇〇名以内を置く。 第 11 条 腎護員は、理事会が選任し、理事長が愛媚する。 2 腎護員を選任するにあたっては、腎護員の敷が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、腎護員の影数の 3 分の 1 以下としなければならない。 3 腎護員は、理事又は監事を兼ねることはできなし、。 第 12 条 腎護員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した腎臓員の任期は、すてに就任している他の腎護員の任期と日時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 腎護員は、腎臓員会を組織して、この寄附行為に定める事項を護決するほか、理事長の諮問に応じて家見を述べるものとする。	<u>走める。</u>			
(削除) 第 11 条 野議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。 2 野議員を選任するにあたっては、野議員の敷が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、野議員の複数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 (削除) 第 12 条 野議員の任期は2年とし、新任または補欠により記任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 野議員は、野議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除)	_(削除)		_ 第4章 評議員	
(削除) 第 11 条 押議員は、理事会が選任し、理事長が萎縮する。 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の複数の 3 分の 1 以下としなけれにならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 (削除) 第 12 条 評議員の任期は2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行名に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除)	(海)联合)		 毎 10 冬 太財団に距議員12名以上○○名以内を費	
(削除) 第 11 条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱 する。 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理 事の数の、2 信の数を下ることがなく、かつ、親族 等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなけれ ばならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできな い。 (削除) 第 12 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附 行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて承見を述べるものとする。 (削除)				
する。 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 信の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 5 12 条 評議員の任期は、すでに就任している地域と同時に満了するものとする。 6 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 6 16 17 18 18 18 18 18 18 18		•		
2 評議員を選任するにあたっては、評議員の敷が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 (削除) 第12条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第13条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除)	_(削除)			_
事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 3 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この奇附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第 5章 会議				
等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。 (削除) 第 12 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除)		•		
<u>ばならない。</u> 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできなしい。 第 12 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附 行為に定める事項を護決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第 5章 会議				
(削除) (削除) 第 12 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第 5章 会議	·		ばならない。	
(削除) (削除) 第 12 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。				
により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附 行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第 5章 会議			<u> </u>	
により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。 (削除) 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附 行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第 5章 会議	(岩原を)	•	 第 12 冬 郭謙貴の任期は2年と 新任または補々	
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)				
行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に 応じて意見を述べるものとする。 (削除)				
行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に 応じて意見を述べるものとする。 (削除)	(省(除)		 第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この客職	
応じて意見を述べるものとする。 (削除) 第5章 会議	103764	,		
	(当限)		第5章 会議	
(Alles) 第 14 条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、			<u> </u>	
		,	第14条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、	
<u>評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。</u>			<u>評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。</u>	
(削除) 第 15 条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催	Alicina.		数 15 冬 中味企業件 気気の同2 B B パミ B I - 関が	
<u>(削除)</u> <u>第 15 条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催</u> し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す	(削除)			
<u>3.</u>				•
	_(削除)	_(削除)	第16条 会議は、理事長がこれを招集する。	・本条に、各会議の定足数を定めて

			もよい。
		2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
		をもって会議の目的たる事項を示して請求があっ	
		たときは、理事長は理事会を招集しなければならな	· .
,	•	<u>لاً،</u>	
		3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から	
		会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を	
·		請求された場合には、その請求のあった日から20	
		日以内に、これを招集しなければならない。	
_	. •	4 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会	· ·
		の議長は、評議員の互選によって定める。	
	1		· .
(削除)		第17条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右	
	· · ·	欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得な	
		ければならない。	·
. -		1 翌年度の事業計画及び収支予算の決	
		定 毎年	`
		2 翌年度中の借入金額の最高限度額の 3月	[
		決定	
		3 前年度決算の決定 毎年	
:		4 前年度剰余金又は損失金の処理 5月	
		5 寄附行為の変更	·i
·	•	6 基本財産の設定及び処分(担保提供	. •
†		<u>を含む。)</u>	
•		7 事業計画及び収支予算の重大な変更	. ,
		8 本財団の解散	
	(削除)_	9 理事及び監事の選任、辞任の承認	- ■ 第5条の業務がなければ、掲げる
		10 寄附行為第5条に関する事項	・第5年の未務がなければ、預ける
	·	11 重要な契約の締結等理事長が必要と 認めて付議する事項	SETSCIDITO V TO
•		2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席	
		2 削填の金融の展争は、総計議員の過千数が出席 し、その出席者の過半数の同意を得なければならな	
		<u> </u>	
(削除)		第 18 条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日	
1109707		前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記	
	· ·	載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知	
		サルン、エザスル ショット BUT Oに 東西 と野田大民 (本庭人)	
		<u> </u>	<u> </u>

		しなければならない。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 評議員会においては、前項の規定によってあらか	
		じめ通知した事項のほか議決することができない。	
,	•	ただし、急を要する場合はこの限りではない。	,
(削除)		第 19 条 _ 評議員は、あらかじめ通知のあった事項に	
·		ついてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選	
	•	<u>挙権を行使することができる。ただし、代理人は評</u>	
·	*	議員でなければならない。	
		2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな	
		ければならない。	,
(削除)		第 20 条 <u></u> 評議員は評議員会において、1個の議決権	
		及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につ	
		き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきそ	
		の議決権を行使できない。	
(削除)	(削除)	第21条 第17条第1項の表の左欄に掲げる事項は、	・理事については、議決権を他の者
(月)[数]	(月)[除/	理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、	- 注事については、議次権を巡の自 に委任して行使させる事実がある
		その3分の2以上の同意を得なければならない。	ときは、その運営組織が適正であ
·		2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出	ると認められないことになってい
		席し、その過半数で決する。可否同数のときは、譲	るので、留意すること。
		長の決するところによる。	
	-		
(削除)		第22条 理事会及び評議員会の議事については、次	
		の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを	-
		確実に保存しなければならない。	
•		(1) 会議の日時、場所 (2) 理事及び評議員の現員数	, i
•	_	(2) <u> </u>	•
	·	び表決委任者を含む。)	,
		<u> </u>	
	· .	(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨	
•		(6) 議事録署名人の選任に関する事項	
•		2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評	
		議員のうちから、その会議において選出された議事	
		録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければ	·
		<u>ならない。</u>	<u> </u>
	•	.	

			·		
	(削除)		第 23 条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の 議事の細則については、それぞれの会議において定 めることができる。		
	(削除)		第6章 資産及び会計		
	(削除)		第24条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の資産から生ずる果実		
			(4) 本財団の事業に伴う収入 (5) その他の収入		
	_(削除)	(削除)	第25条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は なるべく基本財産とすること。	,
	•		(1) ········ (2) ········ (3) ········	<u> </u>	
			2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受		
: .	(削除)		けて処分し、又は担保に供することができる。 第 26 条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産 を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。		,
	(削除)		第27条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議 決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。		
	(削除)		第 28 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。		
	<u>(削除)</u> ,		第 29 条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計 年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定 める。		
3	•	·			·

(削除)

(削除)

(削除)

第7章 証明書等の提出

- 第43条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。
- 2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号 及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書 類については、理事会及び評議員会の承認を受け、 前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出 しなければならない。

・証明書については、都道府県及び 地方厚生局へ申請し、証明手続を 行う必要があることから、その手 続の期間を考慮し、各事業年度が 終了した後、速やかに申請手続を すること。なお、証明に係る添付 書類として決算関係書類を地方厚 生局へ提出する必要があるが、こ れは第13条第3項の医療法上の届 出の規程にかかわらず、決算の確 定については各事業年度が終了し た後、早急に行うよう十分注意す ること。

- 第30条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始ま り翌年3月31日に終る。
- 第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了 後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表 及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。) を作成しなければならない。
- 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又 は債権者から請求があった場合には、正当な理由が ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなら ない。
- 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。
- 第32条 決算の結果、剩余金を生じたときは、理事 会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を 基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てる ものとし、配当してはならない。

第7章 証明書等の提出

- 第33条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。
- 2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号 及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書 類については、理事会及び評議員会の承認を受け、 前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出 しなければならない。

・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第31条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

第8章 寄附行為の変更

第8章 寄附行為の変更及び解散

<u>第44条</u>	この寄附行為は、	第21条及び第40条第3
項の手	続きを経た上、かつ	つ、〇〇県知事の認可を得
なけれ	ば変更することが [・]	できない。

第9章 解散及び合併

第45条 本財団は、〇〇〇〇の場合は、第21条及 び第40条第3項の手続きを経た上、〇〇県知事の 認可を受けて解散することができる。

第46条 本財団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員 の中からこれを選任することができる。

第47条 本財団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。

第48条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞ れ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認 可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療 法人と合併することができる。

第10章 雑則

第49条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告 (ホームページ)

によって行う。

・(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電 子公告をすることができない場合は、官報(又は〇 〇新聞) に掲載する方法によって行う。

第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手 続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なけれ ば変更することができない。

(新設)

第1号の規定に基づき、とくに定 めるべき解散事由があれば掲げる こと。同第2号に掲げる事由につ いては、とくに本条に掲げる必要 はない。

・本条には、医療法第55条第1項 | 第35条 本財団は、〇〇〇〇の場合は、第17条及 | び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を 受けて解散することができる。

> 第36条 本財団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員 の中からこれを選任することができる。

人のいずれかを選択しても差支え ない。

・国、地方公共団体、同種の医療法 | 第37条 本財団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。

(新設)

第9章 雑則

第38条・本財団の公告は、官報(及び〇〇新聞)に よって行う。

・本条には、医療法第55条第2項 第1号の規定に基づき、とくに定 めるべき解散事由があれば掲げる こと。同第2号に掲げる事由につ いては、とくに本条に掲げる必要 はない。

国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。

-													,	
			-	施行細則は、理事会及び評				,				施行細則は、理事会及び評		<u>. </u>
議員会の記	现 大名	作	疋ø.	୵ ର,				議員会の語	我 决?	空神至 (に延め	୵		
附則							,	附則						
本財団設立	当初の)役員	は、	次のとおりとする。	- 本寄附行	方為例に	より、新規に財団	本財団設立	当初0	の役員	は、	次のとおりとする。	• 本寄附行為	列により、新規に財団
理事長	0	0	0	0	を設立す	る場合	Ξ,	理事長	0	0	Ō	0	を設立する	場合に、
常務理事	0	0	Ó	0 .	「附則			常務理事	0	0	0	0	「附則	-
同	0	0	0	0 .	本財団設立	江当時の	役員は、次の通り	同	0	0	0	0	本財団設立当	時の役員は、次の通り
理事	0	0	0	0.	とし、その	任期は(000までとする。	理事	0	0	0	0	とし、その任期	は〇〇〇までとする。
同	0	0	0	0	理事(理事	長) (0	000	同	0	0	0	·O	理事(理事長)	0000
同	0	Ö	0	0	〃 (常務)	理事)○(000	同	0	0	0	0	〃 (常務理事	0000
同	Ò	0	0	0				同	0	0	0	0	•	
監事	0	0	0	O .	•			監事	0	0	0	0	•	
同	0	Ο,	0	0	監事	,O(000	同	0	0	0	0	監事	0000
					"		DOO1					•	"	00001
					とすること								とすること。	
								1 .						

•

.

,

〇出資額限度法人の定款例(いわゆる「出資額限度法人」について」(平成16年医政発第0831001号)別添2)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正	後	改正	前
出資額限度法人モデル定款	備考	出資額限度法人モデル定款	備 考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所	
第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	•	第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	
第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。	第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>要介護者</u> <u>に対する</u> 看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条、<u>第28条</u> 第3項及び第29条第5項において同じ。) 介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、<u>要介護者に対する</u>看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条、第5条及び <u>第18条</u> において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する 医療法人については、「本社団は、 介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態 等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3)〇〇圏 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療	第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	- 本項には、地方自治法 (昭和22年 法律第67号) に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療

(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	所、介護老人保健施設)の名称及	(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	所、介護老人保健施設)の名称及
(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	び開設場所を掲げる。行わない場	(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	び開設場所を掲げる。行わない場
(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	合には、掲げる必要はない。 <u>(以下、</u>	(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)	合には、掲げる必要はない。 <u>(以下</u>
	第28条第3項及び第29条第5項		第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項
	において同じ。)		<u>において同じ。)</u>
第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	・本条には、医療法(昭和23年法律	第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護	・本条には、医療法(昭和 23 年法律
老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	第 205 号。以下「法」という。)第	老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。	第 205 号。以下「法」という。) 🤋
○○看護師養成所の経営	42 条各号の規定に基づいて行う附	〇〇看護師養成所の経営	42条各号の規定に基づいて行う
·	帯業務を掲げる。行わない場合に		帯業務を掲げる。行わない場合に
	は、掲げる必要はない。	·	は、掲げる必要はない。
Arronne Merten et A.P.		/#C5T\	
<u>第3章 資産及び会計</u>		(新設)	
 第6条 <u>本社団の資産は次のとおりとする。</u>		(新設)	
(1) 設立当時の財産			•
(2) 設立後寄附された金品	•		
(3) 事業に伴う収入			
(4) その他の収入			·
2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に		·	
おいて備え置くものとする。		_	
·			
第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本	・不動産、運営基金等重要な資産は、	_(新設)_	<u>(新設)</u>
財産とする。	基本財産とすることが望ましい。		
(1)		·	
(2)			
い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及			
び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供す			
ることができる。_			
第8条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定め	•	_(新設)	
た方法によって、理事長が管理する。			
		(#CED)	·
第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確		(新設)	
実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、	- •		
又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。 る。	•		

		` .	•	•
第10条 本社団の収支予算	は、毎会計年度開始前に		<u>(新設)</u>	
理事会及び社員総会の議法	央を経て定める。			
第11条 本社団の会計年度		・任意に1年間を定めても差し支え	_(新設)_	_(新設)_
り翌年3月31日に終る。	_	ない。(法第53条参照)		
·		•		
第12条 本社団の決算につ			<u>(新設)</u>	
産目録、貸借対照表及び批				_
告書等」という。)を作成				
の承認及び社員総会の承	認を受けなければならな	-		<i>,</i>
<u>ل، </u>		•		
2 本社団は、事業報告書等		· .		
本社団の定款を事務所に			.	
者から請求があった場合に				
合を除いて、これを閲覧	こ供しなければならない。			. •
3 本社団は、毎会計年度終		・2以上の都道府県の区域において	,	(新設)
告書等及び監事の監査報	告書を〇〇県知事に届け	病院、診療所又は介護老人保健施		
<u>出なければならない。</u>		<u>設を開設する医療法人について</u>		
		は、主たる事務所の所在地の都道		
-	•	<u>府県知事に届け出るものとする。</u>		
第13条 決算の結果、剰余	金を生じたとしても、配			-
当してはならない。		•		
		·		
第 <u>4</u> 章 社員	•		第3章 社員	
第14条 本社団の社員にな		・第 <u>4</u> 章の章名を「社員及び出資」	第6条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会	・第3章の章名を「社員及び出資」
会の承認を得なければな		とし、出資の口数及び出資1口の	の承認を得なければならない。	とし、出資の口数及び出資1口の
2 本社団は、社員名簿を依		金額について「本社団の出資は、	2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があ	金額について「本社団の出資は、
るごとに必要な変更を加え	えなければならない。	これを〇〇口に分ち、出資1口の	るごとに必要な変更を加えなければならない。 	これを〇〇口に分ち、出資1口の
A	Mr op many 1	金額は、金〇千円とする。」旨規定		金額は、金〇千円とする。」旨規定
第15条 社員は、次に掲げ	「る埋田によりその資格を	しても差し支えない。	第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失	しても差し支えない。
失う。) j	
(1)除名			(1) 除 名	
(2) 死 亡			(2) 死 亡	ŀ
(3) 退社	****		(3) 退 社	1
2 社員であって、社員たる		•	2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の	
定款に違反し又は品位を	傷つける行為のあった者		定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者	
•				

.

	は、社員総会の議決を経て除名することができる。		は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
	第16条 やむを得ない理由のあるときは、社員はそ の旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支え ない。		退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支え ない。
. !	<u>第 17 条</u> 社員資格を喪失した者は、その出資額を限 度として払戻しを請求することができる。		第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度 として払戻しを請求することができる。	
•	第5章 社員総会		_(新設)	
	第 18 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇 月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定 と決算の決定のため年2回以上開 催することが望ましい。	_(新設)	_ <u>(新設)</u>
	2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時社員総会を招集することができる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員 総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招	5分の1を下回る割合を定めることもできる。		_(新設)
	集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その社員総会の目的である事項、日時及び場所	・招集の通知は、定款で定めた方法 により行う。書面のほか電子的方		- - <u>(新設)</u>
	を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	法によることも可。_		·
· ·	第19条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。		(新設)	
	第20条 次の事項は、社員総会の議決を経なければ ならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		(新設)	
	(4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分			
	(6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散			

	(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契		,			
	約の締結又は分割計画の決定 2 その他重要な事項についても、社員総会の謎決を		-			-
	<u>経ることができる。</u>				•	
	第21条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ	•	<u>(新設)</u>	•	•	
	れば、その護事を開き、決議することができない。 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定					-
	めがある場合を除き、出席した社員の譲決権の過半	,	,			
•	数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。				·	
	3 前項の場合において、					
	第22条 社員は、社員総会において各1個の議決権 及び選挙権を有する。		<u>(新設)</u>			-
	第23条 社員総会においては、あらかじめ通知のあ	- ,	_(新設)			
,	った事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。					
	2 社員は、あらかじめ通知のあった事項についての み書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行				•	
	使することができる。ただし、代理人は社員でなけ				•	
	ればならない。 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな	· .				
-	ければならない。				•	
-	第24条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係		_(新設)_			
	を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使 できない。					
	第25条 社員総会の議事については、法令で定める		(新設)			·
	ところにより、議事録を作成する。					
	第26条・社員総会の議事についての細則は、社員総		(新設)			
•	会で定める。					
	<u>(削除)</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第4章資産及び会計			

<u>(削除)</u>	(削除)	第 10条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。
	(削除)		・社員総会のみの議決でよいことと
	WHEEL.	い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	しても差し支えないが、理事会の 議決を経ることとすることが望ま しい。(以下、第13条及び第16条
(削除)		第 11 条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法に よって、理事長が管理する。	において同じ。)
(削除)		第 12 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。	
		第 13 条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び社員総会の議決を経て定める。	·
_(削除)	(削除)	第14条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま り翌年3月31日に終る。	・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)
(削除)	· :	第15条 本社団の決算については、毎会計年度終了 後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表 及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。) を作成しなければならない。	
		2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権 者から請求があった場合には、正当な理由がある場	
	(削除)	合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・2以上の都道府県の区域において 病院、診療所又は介護老人保健施 設を開設する医療法人について
		第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事	は、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第6章 役員

- 第27条 本社団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 O名以上O名以内 うち理事長1名
 - (2) 監事 〇名
- 第28条 理事及び監事は、社員総会<u>の決議によって</u> 選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。
- 第29条 理事長は本社団を代表し、本社団<u>の業務に</u> 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

- ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の5第1項参照)なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。
- 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照)
- ・理事の職への再任を妨げるもので はない。

会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を 基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てる ものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本社団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名
- (2) 監事 〇名
- 第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する
- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- 第19条 理事長のみが本社団を代表する。

- ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の2参照)なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。
- 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可(以下、第31条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)・理事の融への原任を妨げるもので
- 理事の職への再任を妨げるものではない。

を有する。

- 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、
- (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ 定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又 は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする護案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。
- 第30条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、

・この報告は、現実に開催された理 事会において行わなければなら ず、報告を省略することはできな い。

・この報告は、現実に開催された理 2 理事長は本社団の業務を総理する。

3 <u>理事は、本社団の常務を処理し、</u>理事長に事故が あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従 い、理事がその職務を行う。

- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを<u>OO県知事又は社員総会</u> に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に</u> 対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。
- 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任す

(新設)

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選		るまでは、その職務を行うものとする。	
任された者が就任するまで、なお役員としての権利			-
義務を有する。	٦		•
10000 1000	•		
第31条 役員は、社員総会の決議によって解任する			
ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席	· .		<u>.</u>
した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなけれ	- 3分の2を上回る割合を定めるこ	,	(新設)_
ば、決議することができない。	ともできる。	·	
1000 17000 000 000 000 000			:
第32条 役員の報酬等は、	・役員の報酬等について、定款にそ	(新設)	
(例1)社員総会の決議によって別に定めるところに	の額を定めていないときは、社員総		
より支給する。	会の決議によって定める必要があ		
(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、	<u>3.</u>		;
<u>〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u>	・定款又は社員総会の決議において		<u>(新設)</u>
(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	理事の報酬等の「総額」を定める場		
	合、各理事の報酬等の額はその額の		
	<u> 範囲内で理事会の決議によって定め</u>		•
	ることも差し支えない。ただし、監		· .
	事が2人以上あるときに監事の報酬		
	等の「総額」を定める場合は、各監		
	事の報酬等は、その額の範囲内で監		
	事の協議によって定める。また、「総 額」を上回らなければ、再度、社員		
	組」を上回らなければ、再度、社員 総会で決議することは必ずしも必要	·	
	ではない。		
第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場	C18-3-0	(新設)_	
合には、理事会において、その取引について重要な			
事実を開示し、その承認を受けなければならない。		· ·	· ·
(1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部			
類に属する取引	-	· ·	
(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引			
(3) 本社団がその理事の債務を保証することその他	· .		1
その理事以外の者との間における本社団とその			
理事との利益が相反する取引			·
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、		· ·	
その取引についての重要な事実を理事会に報告し			
なければならない。			
	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>
	-		

第34条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは任意。	_(新設)_	_(新設)_
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、	•		
理事会の決議により免除することができる。			
2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによ		-	
る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに			•
つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償			
責任の限定契約を締結することができる。ただし、		•	· •
その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじ			
め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい			
ずれか高い額とする。			
1			
<u>第7章 理事会</u>	•	<u>(新設)</u>	
第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。		<u>(新設)</u>	•
	•	(ACAR)	
第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ		<u>(新設)</u>	
か、次の職務を行う。			
(1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督	·	·	
(3) 理事長の選出及び解職		•	
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定	-	_	
(5) 多額の借財の決定			
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定			
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更			
及び廃止の決定		•	
AND TO STATE OF THE	•	•	
第37条 理事会は、		<u>(新設)</u>	
(例1) 各理事が招集する。	・原則、各理事が理事会を招集する		<u>(新設)</u>
(例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集す	が、理事会を招集する理事を定款		
る。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が	又は理事会で定めることができ		
欠けたとき又は理事長 (理事会で定める理事) に事故	<u>る。</u>		
があるときは、各理事が理事会を招集する。			
2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)	·		-
は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を			
<u>招集することができる。</u>			Adventure .
3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	<u>• 1 週間を下回る期間を定めること</u>		<u>(新設)</u>
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	<u>もできる。</u>		
発しなければならない。			

.

.

4 前親上かからも、理事会は整めたとのと 関値できる。 第30条 理事会の機能は、連事長とする。 第30条 理事会の機能は、連事長とする。 第30条 理事会の機能は、 達事長とする。 第30条 理事会の機能は、 達事長とする。 第30条 理事会の決勝は、 達者又はこの定数に別な の定かがある場合を除た 選承原項について特別の 影響展落をする事業を終して行う。 2 前親の規定にかかわらす、選事が理事会の決勝の 自分である事態の上間が関係を持てる理事とは で置める。 要素に関連を持てる理事とのいて異様を持てるからかけたを注、 でとなりまたの関すでいては、 法令で定めると ころにより、 複数を付款する。 2 理事会に関係と上で表で、 でまたのと でとまた。 定事会の機能については、 法令で定めると ころにより、 複数を付款する。 2 理事会に出版した理事長の実験は、 前項の関連禁 「選をし、又は彩を押印する者を 理事会の機能についての解則は、 環境会で 変かる。 第41条 理事会の機能についての解則は、 環境会で 変かる。 (新報) 第21条 会関は、 対理教会及促歴集会の 2つとし、 社員教会にはないて本を実験会と関係を企るととは、 から中と回答権は、 と表によっては年1 の関係としても乗し支えない が、 度ま予算の決定した事業 のため年と回答権することが定ま しい。 2 社員教会を登録し、 を知めるととが、 ことが変ま しい。 「複数) 「複数 理事会と 2つとし、 「変換検は、 発音によっては年1 「変換検は、 20 理事経会とと関係などとない が、 度ま予算の決定した対象。 しい。 「 2 社員教会とおいては、 2 社員教会とおいては、 2 社員教会とよいでは、 3 20 理事経会をとされてきる。 2 社員教会の課題は、 2世界会会とといない ない、 2 生態を含まるととが、 2 2 理会の課題は、 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			· - · - · - · · · · · · · · · · · · · ·	
第30条 理事会の撮影は、理事長とする。 第30条 理事会の撮影は、理事長とする。 第30条 理事会の機影は、理事長とする。 第30条 理事会の機影は、理事長とする。 第30条 理事会の機事について特別の 対しても別のの変更のは事の はまました。 2 前項の規定にかかわらず、理事を改しませる。 4 元の主地である事項を除く理事会の決議の	4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全			• .
第38条 理事会の機長は、選事長とする。 第38条 理事会の決議は、接令又はこの定数に別別の の定めがある場合を除き、競渉事項について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その選手数をもので行う。 2 取取の設定にかからず、選手が理事会の決壊の 目的である事項について提案に計場ではあいて、そ の世家について特別の計書関係を有する理事を診 と現事を自力管別とは重視的応観により国家の定 思表示をしたときは、理事会の決策があったものと かなす。ただし、整理がその情報については、法令で定めると ころにより、護事後を作成する。 2 理事会に制度して重要を以策事は、前項の議事終 に書るし、又は記名押印する。 第41条 理事会の選単についての規則は、理等会で 定める。 (新設) (新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「「新設) 「「「新設) 「「新設) 「「新設) 「「新設) 「「新設) 「「「新設) 「「新設) 「「「新設) 「「「新設) 「「「「「「「「「「	員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく		·	
第39 条 理事会の決議は、法令文はこの定数に別段 の定めがある場合を除き、護承事項について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の選挙数が出席 し、その選挙教をもつて行う。 ② 和項の規定にかいわちず、理事が理事会の決議の 目的である事別について接来した場合において、そ の担率について特別の利害関係を有する理事を改 理事会と見が第四义は産産がを別達へといて異様を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙についての相則は、理事会で 定める。 (新設)	開催できる。		•	
第39 条 理事会の決議は、法令文はこの定数に別段 の定めがある場合を除き、護承事項について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の選挙数が出席 し、その選挙教をもつて行う。 ② 和項の規定にかいわちず、理事が理事会の決議の 目的である事別について接来した場合において、そ の担率について特別の利害関係を有する理事を改 理事会と見が第四义は産産がを別達へといて異様を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙について民機を注 ったときに、理事会の決議があったものと かなす。ただし、監事がその選挙についての相則は、理事会で 定める。 (新設)				• 1
第39条 理事金の決議は、法令又はこの定数に別段 の定めがある場合を接き、指承集項について特別の 列表関係をするで重要を会の決議し、 上 その選半要をもって行う。 2	第38条 理事会の議長は、理事長とする。		_(新設)_	į
の定めがある場合を除き、護決事項について特別の 担害関係を有する理事を終く理事の選手数が出席 し、その選手数ともいて行う。 2				1
過半数を上回る割合を定めること 上、ての過半数をもって行う。 近半数を上回る割合を定めること 立てきる。 立てきる。 近常につかわらり、運事が理事会の決議の 自的である事項について接渡した場合において、その投業について特別の利害関係を有する理事を放 退表示をしたときは、理事会の機能について異様を述 本行を登は、正理会の機能については、法令で定めると ころにより、職事等を作成する。 一番名し、又は記名押印する者を、理事会に出版した理事及び監事とすることも可。 (新設)	第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段		(新設)	
過半数を上回る割合を定めること 上、ての過半数をもって行う。 近半数を上回る割合を定めること 立てきる。 立てきる。 近常につかわらり、運事が理事会の決議の 自的である事項について接渡した場合において、その投業について特別の利害関係を有する理事を放 退表示をしたときは、理事会の機能について異様を述 本行を登は、正理会の機能については、法令で定めると ころにより、職事等を作成する。 一番名し、又は記名押印する者を、理事会に出版した理事及び監事とすることも可。 (新設)	の定めがある場合を除き、護決事項について特別の			
し、その選半教をもって行う。 2 節項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の 目的である事項について経過の料害関係を有する理事を放 く理學を員が書面とは書話した。大きの定めると 立当により、議事をの機事については、法令で定めると こうにより、議事をの機事については、法令で定めると こうにより、議事をを作成する。 2 理學会の機事についての観測は、理事会で 定める。 (新設) - 署名し、又は記名押印する書を 理事会の機事についての観測は、理事会で 定める。 (新設) - 第1条 理事会の機事についての観測は、理事会で 定める。 (新設) - 第21条 会議 第21条 会議 第21条 会議 第22条 定時総会は、社員総会及び理事会の2つとし、 社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 第22条 定時総会は、報告のこの月に開催する。 「定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えない が、収支予集の決定と決策の決定 のため年2回期催することができ る。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席	・過半数を上回る割合を定めること		(新設)
目的である事項について接寒した場合において、その推案については、法令で定めると思考を含し、理事会の推事については、法令で定めるととさい、理事会の推事については、法令で定めるところにより、議事報を作成する。 全事会の推事については、法令で定めるところにより、議事報を作成する。 一番名し、又は記名押印する者を理事会の推算についての規則は、理事会で定める。 (新設) 第21条 全議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会との対しる。 (新設) 第21条 全議は、社員総会なび理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会とと時は、いっても関時を含し、対し、と呼称のあると認めるときは、いっても関時を含し、原理を含めました。 (新設) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 「別談) 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含しても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のから4年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含しても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のから4年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むるとがは、単合によっては年1回の開催としても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むとができる。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むとが望ましい。 第23条 理事とは、社員総会の課長は、社員総会において選任し、理	し、その過半数をもって行う。			
目的である事項について接寒した場合において、その推案については、法令で定めると思考を含し、理事会の推事については、法令で定めるととさい、理事会の推事については、法令で定めるところにより、議事報を作成する。 全事会の推事については、法令で定めるところにより、議事報を作成する。 一番名し、又は記名押印する者を理事会の推算についての規則は、理事会で定める。 (新設) 第21条 全議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会との対しる。 (新設) 第21条 全議は、社員総会なび理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会とと時は、いっても関時を含し、対し、と呼称のあると認めるときは、いっても関時を含し、原理を含めました。 (新設) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 「別談) 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含しても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のから4年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含しても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のから4年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むるとがは、単合によっては年1回の開催としても差しまえないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むとができる。 第23条 理事是は、必要があると認めるときは、いっても関時を含むとが望ましい。 第23条 理事とは、社員総会の課長は、社員総会において選任し、理	2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の	- 本項を規定するか否かは任意。		(新設)
の提案について特別の利害関係を有する理事を終 〈理事金負が養面又は電域的記録により同意の意 思表示をしたときは、理事金の決議があったものと かなす。ただし、監事がその提案については、法令で定めると ころにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の漢事録 に署名し、又は記名押印する。 第 41 条 理事会の議事についての報則は、理事会で 定める。 (新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 21 条 金騰 第 22 条 皮時教会は、毎年の回、の月に開催する。 「別論」 「別論」 「別論」 「東西教と選があると認めるときは、い のでも年2回開催することが望ましい。 「本記」 「東西教会及び理事会を消集することができる。 2 社員教会及び理事会を消集することができる。 2 社員教会の議長は、社員教会において選任し、理				
 〈理事全員が警面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、医事がその授事については、法令で定めるところにより、議事務を作成する。 ② 理事会の機事については、法令で定めるところにより、議事務を作成する。 ② 理事会の機事についての細則は、理事会で定定める。 (新設) 第 41 条 理事会の機事についての細則は、理事会で定定める。 (前除) (前除) (前除) (前除) 第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会に協助総会に分ける。				,
選表示をしたときは、理事会の決議があったものと みなす。ただし、監事がその提案について異議を述 べたときはこの限りでない。 第40条 理事会の議事については、法令で定めると ころにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事を必監事と 「署名し、又は記名押印する者を、 理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。 (新設)				, 1
### 21 条 会様は、社員総会及び理事会の2000 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)				
第40条 理事金の演事については、法令で定めると ころにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の講事録 正署名し、又は記名押印する者を、 理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。 (新設) (新				
第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 - 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。 (新設) (新設) 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事終 に署名し、又は記名押印する。 (新設) (新設) (新設) 第41条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 (新設) (新設) (新設) (削除) 第6章 会議 (新設) (新設) (新設) (削除) 第6章 会議 (新設) (新設) </th <th></th> <th></th> <th></th> <th>[·</th>				[·
□ 三ろにより、議事録を作成する。 ② 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録 □ 三番名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事及び監事 とすることも可。 「前除) 「削除) 「加除) 「加味」	122 Clacopy Class 1		·	
□ 三ろにより、議事録を作成する。 ② 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録 □ 三番名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事及び監事 とすることも可。 「前除) 「削除) 「加除) 「加味」	第40条 理事会の選事については、法令で定めると	•	(新設)	
2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の離事録に定務名し、又は記名押印する。 (新設) 第41条 理事会の護事についての細則は、理事会で定める。 (新設) (削除) 第6章 会議 (削除) 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 (削除) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 (削除) 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 (削除) 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理		_	<u> </u>	, -
運事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		■ 翠夕! ▽は即夕畑印する考を		(転配)
上することも可。	-			
(削除)	10440 XISSISTITATE	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•
定める。	・ 第 41 冬 理事会の議事についての細則は 理事会で	<u> </u>	(新報)	
(削除) 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、 社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 ・定時総会は、場合によっては年1 国の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定 が、収支予算の決定と決算の決定 のため年2回開催することが望ましい。 (削除) 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いっても臨時総会及び理事会を招集することができる。 しい。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理				, <u>.</u>
(削除) 第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、 社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 ・定時総会は、場合によっては年1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定 が、収支予算の決定と決算の決定 のため年2回開催することが望ましい。 (削除) 第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いっでも臨時総会及び理事会を招集することができる。。 しい。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理				
(削除) 第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、 社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	(当時を)	•	第6音 会議	·
社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	(F110K)		为0年 本∞	,
社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	/ 淮市 [本	(当時令)	第 21 条 企業(† 計員総会及び理事会の2つと	・ 京時総合け 得合によってけた1
(削除) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。 (削除) 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 しい。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	(Hilliage)	<u> </u>		, ,
(削除) 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。 のため年2回開催することが望ましい。 (削除) 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	·		丁上員和2五18年40年代日本2五年四年7日7日	
(削除) 第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、い つでも臨時総会及び理事会を招集することができ る。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	(Halber)		第22条 中味松合け 毎年〇同 〇日に開催する	
第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理			第	
つでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 る。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	/Shi1845.)		一 ケック な 理事をは 心帯がたてし知めてしまけ こ	
る。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理		·		
2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理				·
,	•			
争云の様仗は、理争技でもつくのくる。			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
			甲太の様氏は、 生争技でもつしのしる。	

	(削除)	3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議	・総社員の5分の1の割合について
,	<u> </u>	に付譲すべき事項を示して臨時総会の招集を請求	は、これを下回る割合を定めるこ
		された場合には、その請求のあった日から20日以	<u>たいできる。</u>
		内に、これを招集しなければならない。	<u> </u>
• •		4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
		をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ	
		ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら	
		ない。	
,			
(削除)		 <u>第24条</u> 次の事項は、社員総会の議決を経なければ	
		ならない。	•
		(1) 定款の変更	
. :		<u>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</u>	
		(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更	,
		(4) 収支予算及び決算の決定	·
		(5) 剰余金又は損失金の処理	
		(6) 借入金額の最高限度の決定	
	·	(7) 社員の入社及び除名	
		(8) 本社団の解散	
,	•	(9) 他の医療法人との合併契約の締結	
	·	(10) その他重要な事項	
	•		·
_ (削除)		第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ	·
,		れば、その議事を開き、議決することができない。	•
		2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半	•
		数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ	•
		<u>による。</u>	
		3 前項の場合において、議長は、社員として議決に	
		加わることができない。	
(削除)		第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日	
	· ·	前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記	
	`	載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知し	
		なければならない。	
-	,	2 社員総会においては、前項の規定によってあらか	
		じめ通知した事項のほか議決することができない。	
		ただし、急を要する場合はこの限りではない。	

(削除)

(削除)

(削除)

第8章 定款の変更

第42条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散、合併及び分割

- 第43条 本社団は、次の事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する

- 第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及 び選挙権を有する。
- 第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 2 代理人は、代理権を証する書面を譲長に提出しな <u>ければ</u>ならない。
- 第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有 する者は、当該事項につきその議決権を行使できな い。
- 第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。
- 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定め る。

第7章 定款の変更

第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

- 第32条 本社団は、次の事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する

場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

- 第44条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団 が解散した場合には、OO県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第45条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。
- 第46条 本社団は、総社員の同意があるときは、〇 〇県知事の認可を得て、他の社団<u>たる</u>医療法人又は 財団たる医療法人と合併することができる。
- 第47条 本社団は、総社員の同意があるときは、O 〇県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第48条 本社団の公告は、 (例1) 官報に掲載する方法

場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

- 第33条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団 が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。
- 第35条 本社団は、総社員の同意があるときは、O 〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団 医療法人と合併することができる。

(新設)

<u>第9章</u> 雑則

<u>第36条</u> 本社団の公告は、<u>官報(及び〇〇新聞)</u>に よって行う。

•			•
(例2) ○○新聞に掲載する方法			
(例3)電子公告(ホームページ)	•		
によって行う。	·		
(例3の場合)		·	
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電	•		
子公告をすることができない場合は、官報 (又はO			` .
〇新聞)に掲載する方法によって行う。			
第49条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総		第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総	
会の議決を経て定める。	•	会の議決を経て定める。	
·		·	"
附 則		附則	
本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。	- 法第44条第4項参照。	本社団設立当初の役員は、次のとおりとずる。	法第44条第4項参照。
理事長 〇 〇 〇 〇	·	理事長 〇 〇 〇 〇	
理事〇〇〇〇		理事〇〇〇〇	
同 0 0 0 0	<i>,</i>	同〇〇〇〇	•
周 0 0 0 0	•	同〇〇〇〇	
同〇〇〇〇	• •	同〇〇〇〇	
同ののの		同〇〇〇〇	
同 0 0 0 0	,	同〇〇〇〇	
監事〇〇〇〇		監事0000	
同〇〇〇〇	•	. 同 0 0 0 0	•

(下線の部分は改正部分)

改正	後	改 正	前
			備考
社会医療法人の定款例		社会医療法人の定款例	加考
社会医療法人〇〇会定款	社会医療法人は、医療法施行規則	 社会医療法人〇〇会定款	社会医療法人は、医療法施行規則
	(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第	·	(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第
	30 条の 37 に規定する基金制度を		30 条の 37 に規定する基金制度を
	採用することができないため、基	·	採用することができないため、基
·	金制度を採用する医療法人が社会		金制度を採用する医療法人が社会
·	医療法人の認定を受ける場合に	•	医療法人の認定を受ける場合に
	は、拠出者に基金を返還し、定款		は、拠出者に基金を返還し、定款
· '	から基金の章を削除することが必		から基金の章を削除することが必
	要であること。		要であること。
第1章 名称及び事務所	34 4 03 0 44 48	 第1章 名称及び事務所	2 00 0 0 0 0
新1年 10例及OFFMM		77 - THINKO THE	
第1条 本社団は、社会医療法人OO会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人	第1条 本社団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人
	〇〇会への名称の変更について		〇〇会への名称の変更について
	は、登記事項の変更の登配(組合		は、登記事項の変更の登記(組合
	等登記令 (昭和 39 年政令第 29 号)		等登記令 (昭和39年政令第29号)
·	第6条参照) 及び登記事項変更登		第6条参照) 及び登記事項変更登
·	記完了の届出(医療法施行令(昭		記完了の届出(医療法施行令(昭
	和 23 年政令第 326 号) 第 5 条の 12		和 23 年政令第 326 号) 第5条の
	参照)が必要であること。		12 参照) が必要であること。
第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇		第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇	・事務所については、複数の事務所
町(村)〇〇番地に置く。	を有する場合は、すべてこれを記	町(村)〇〇番地に置く。	を有する場合は、すべてこれを記
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	載し、かつ、主たる事務所を定め	,	載し、かつ、主たる事務所を定め
	ること。		ること。
・ 第2章 目的及び事業	5 – 20	第2章 目的及び事業	·
7			
第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設)	・病院、診療所又は介護老人保健施	第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設)	- 病院、診療所又は介護老人保健施
を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者	設のうち、開設する施設を掲げる。	を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び <u>疾病・負</u>	設のうち、開設する施設を掲げる。
に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療	(以下、第4条第1項及び第2項、	傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看	(以下、第4条第1項及び第2項、
等)を普及することを目的とする。	第5条並びに <u>第29条第4項</u> におい	護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及	第5条並びに <u>第 16 条第4項</u> にお
	て同じ。)	することを目的とする。	いて同じ。) .
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保		第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保	

健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)
- (3) 〇〇開.
- 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健 施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
 - (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)
 - (3) 〇〇爾 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 3 本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認 定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業 務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。
- (1) 〇〇県医療計画に記載された教急医療(〇〇病
- (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療(〇〇病
- (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療(〇〇 診療所)
- (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療(〇〇)
- (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療(O ()病院
- 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営
- 第6条 本社団は、前2条に掲げる業務のほか、次の 収益業務を行う。
 - (1) 駐車場業
 - (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

- ・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号) に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設) の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、 第29条第4項及び第30条第5項 において同じ。)
- * 本項には、医療法(昭和23年法律 第205号。以下「法」という。)第 42条の2第1項第4号の規定に基 づいて行う救急医療等確保事業に 係る業務及び法第42条の2第1項 第5号の基準に適合する病院又は 診療所を掲げる。
- 当該医療法人が開設する病院又は 診療所のうち、1以上(2以上の 都道府県の区域において病院又は 診療所を開設する医療法人にあっ ては、原則、それぞれの都道府県 で1以上)のものが、法第42条の 2第1項第5号の基準に適合して いることが必要であること。
- 基づいて行う附帯業務を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の 規定に基づいて行う収益業務を掲 げる。行わない場合には、掲げる 必要はない。

健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)
- (3) 〇〇関 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として 指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健 施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。
 - (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
 - (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村)
 - (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 3 本社団が〇〇県知事から社会医療法人として認 定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業 務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療(〇〇病 院)
 - (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療(〇〇病 院)
 - (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療(〇〇 診療所)
 - (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療(〇〇
 - (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療(〇 〇病院)
- ・本条には、法第42条各号の規定に | 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営
 - 第6条 本社団は、前2条に掲げる業務のほか、次の 収益業務を行う。
 - (1) 駐車場業
 - (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

- ・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号) に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設)の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、 第16条第4項及び第17条第5項 において同じ。)
- ・本項には、医療法(昭和23年法律 第205号。以下「法」という。) 第 42条の2第1項第4号の規定に基 づいて行う救急医療等確保事業に 係る業務及び法第 42 条の2第1 項第5号の基準に適合する病院又 は診療所を掲げる。
- 当該医療法人が開設する病院又は 診療所のうち、1以上(2以上の 都道府県の区域において病院又は 診療所を開設する医療法人にあっ ては、それぞれの都道府県で1以 上) のものが、法第42条の2第1 項第5号の基準に適合しているこ とが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に 基づいて行う附帯業務を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。
- 本条には、法第42条の2第1項の 規定に基づいて行う収益業務を掲 げる。行わない場合には、掲げる 必要はない。

- 第7条 本社団の資産は次のとおりとする。
- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品

(削除)

- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入
- 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。
- 第8条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本 財産とする。
 - (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇 〇万円
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された 寄附金品

(削除)

- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
- 第9条 本社団の資産は、社員総会<u>又は理事会</u>で定めた方法によって、理事長が管理する。
- 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実 施のために特別に支出する費用に係る支出に充て るために保有する特定事業準備資金については、他 の資金と明確に区分して管理するものとする。
- (1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)
- (2) 診療所の新規開設 (平成〇〇年実施予定)
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年 実施予定)
- 3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充て る場合を除き、取り崩すことができない。ただし、 当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改 良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、 理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものと する。

・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。

- 財産の取得又は改良に充てるため の資金及び特定事業準備資金は、 他の資金と明確に区分して経理されていること。
- 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てきない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び

第7条 本社団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。
- 第8条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本 財産とする。
 - (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金O 〇万円
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された 客附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。
- 第9条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。
- 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実 施のために特別に支出する費用に係る支出に充て るために保有する特定事業準備資金については、他 の資金と明確に区分して管理するものとする。
 - (1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)
 - (2) 診療所の新規開設 (平成〇〇年実施予定)
 - (3) 訪問看護ステーションの新規開設 (平成〇〇年 実施予定)
- 3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充て る場合を除き、取り崩すことができない。ただし、 当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改 良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、 理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものと する。

・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。

- 財産の取得又は改良に充てるため の資金及び特定事業準備資金は、 他の資金と明確に区分して経理さ れていること。
- ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てきない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び

第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため
確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託
し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管
するものとする。

- 第11条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び社員総会の議決を経て定める。
- 第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま り翌年3月31日に終る。
- 第13条 本社団の決算については、事業報告書、財 産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人 の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報 告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会 の承認及び社員総会の承認を受けなければならな L1a
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び・ 本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった 場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを 閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。

社員総会の議決を経て、取り崩す ものとする。」とする。

- ない。(法第53条参照)
- ・法第54条の2第1項に規定する社 会医療法人債を発行した医療法人 (以下「社会医療法人債発行法人」 どいう。)については、「事業報告 書、財産目録、貸借対照表、損益 計算書、純資産変動計算書、キャ ッシュ・フロー計算書、附属明細 表及び社会医療法人の要件に該当 する旨を説明する書類(以下「事 **業報告書等!という。)!とする。**
- 社会医療法人債発行法人について は、「事業報告書等、監事の監査報 告書、公認会計士又は監査法人の 監査報告書及び本社団の定款」と する。
- 社会医療法人債発行法人について は、「事業報告書等、監事の監査報 告書及び公認会計士又は監査法人 の監査報告書」とする。
- 2以上の都道府県の区域において 病院、診療所又は介護老人保健施 設を開設する医療法人について は、主たる事務所の所在地の都道 府県知事に届け出るものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び社員総会の議決を経て定める。

- 任意に1年間を定めても差し支え 第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま り翌年3月31日に終る。
 - 第13条 本社団の決算については、毎会計年度終了 後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨 を説明する書類(以下「事業報告書等」という。) を作成しなければならない。

- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった 場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを 閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。

社員総会の議決を経て、取り崩す ものとする。」とする。

- 任意に1年間を定めても差し支え ない。(法第53条参照)
- 法第54条の2第1項に規定する社 会医療法人債を発行した医療法人 (以下「社会医療法人債発行法人」 という。)については、「事業報告 書、財産目録、貸借対照表、損益 計算書、純資産変動計算書、キャ ッシュ・フロー計算書、附属明細 表及び社会医療法人の要件に該当 する旨を説明する書類(以下「事 業報告書等」という。)」とする。
- 社会医療法人債発行法人について は、「事業報告書等、監事の監査報 告書、公認会計士又は監査法人の 監査報告書及び本社団の定款」と する。
- 社会医療法人債発行法人について は、「事業報告書等、監事の監査報 告書及び公認会計士又は監査法人 の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において 病院、診療所又は介護老人保健施 **設を開設する医療法人について** は、主たる事務所の所在地の都道 府県知事に届け出るものとする。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
当してはならない。		会及び社員総会の護決を経て、その全部又は一部を		
		基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てる		
		<u>ものとし、</u> 配当してはならない。		
·				
<u>第4章 社員</u>	. •	<u>(新設)</u>		
第15条 本社団の社員中、親族等の数は、社員の総	・社員の親族等とは、次に掲げる者		_(新設)_	
数の3分の1を超えて含まれてはならない。				
	① 社員のいずれか1人		j	
	② ①に掲げる者の配偶者及び三			
	親等以内の親族			
	③ ①に掲げる者と婚姻の届出を	·		
	していないが事実上婚姻関係と			
	同様の事情にある者			
	④ ①に掲げる者の使用人及び使		, l	
•	用人以外の者で当該社員から受			
	・ける金銭その他の財産によって	·		
	生計を維持しているもの			
	⑤ ③又は④に掲げる者の親族で			
	これらの者と生計を一にしてい			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•
· ·	<u>るもの</u>	/+r=n.\		
第16条 本社団の社員になろうとする者は、社員総				
会の承認を得なければならない。				
2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があ			- 	
るごとに必要な変更を加えなければならない。	•		\	
第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を		<u>(新設)</u>		
<u>失う。</u>		·		
(1) 除 名				
(2) 死 亡				
(3) 退_社				
2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の				
定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者				
は、社員総会の議決を経て除名することができる。].			
			[
第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はそ	・退社について社員総会の承認の議		_(新設)_	
の旨を理事長に届け出て、退社することができる。	決を要することとしても差し支え		.	
AND COMP. NO. 1981 COMP. AND ADDRESS OF THE PERSON.	ない。		1	

-

第5章 社員総会		<u>(新設)</u>		,
 第 19 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇	・定時社員総会は、収支予算の決定	(新設)		(新設)
月に開催する。	と決算の決定のため年2回以上開	\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>		_ <u>(**********</u>
	催することが望ましい。	·		
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも		·	·	·
臨時社員総会を招集することができる。			·	•
3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員	<u>・5分の1を下回る割合を定めるこ</u>			(新設)
総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招	ともできる。			
集を請求された場合には、その請求があった日から				
20日以内に、これを招集しなければならない。	•			
4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前まで	・招集の通知は、定款で定めた方法			<u>(新設)</u>
に、その社員総会の目的である事項、日時及び場所	により行う。書面のほか電子的方			·
を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通	<u>法によることも可。</u>	•	•	
知しなければならない。			•	
第 20 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会		e-to-man s		
において選任する。		_(新設)		
10000-02017-00	_			
第21条次の事項は、社員総会の議決を経なければ		(新設)_	·	
ならない。	• •			
(1) 定款の変更				
(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)	•			_
(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更	•			•
(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有		-		
額の決定及び取崩し	•		•	
(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事				
業準備資金の積立額の決定及び取崩し				
(6) 収支予算及び決算の決定又は変更				
(7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定	,		:	-
(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決	_			
定及び変更	,			<u> </u>
(10) 社員の入社及び除名				•
(11) 本社団の解散		• •	_	
(12) 他の医療法人との合併契約の締結			·	
2 その他重要な事項についても、社員総会の護決を	·			
経ることができる。			•	·

. .

第22条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ		(新設)	
れば、その議事を開き、決議することができない。			
2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半			
数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ		·	,
<u>による。</u>		·	
3 前項の場合において、議長は、社員として議決に			
<u>加わることができない。</u>			·
第23条 社員は、社員総会において各1個の議決権		(新設)	
及び選挙権を有する。			
第24条 社員総会においては、あらかじめ通知のあ			
った事項のほかは議決することができない。ただ			
し、急を要する場合はこの限りではない。			
2 社員総会に出席することのできない社員は、あら			
かじめ通知のあった事項についてのみ書面をもっ て議決権及び選挙権を行使することができる。			
COMPANIES CONTRACTOR C			·
第25条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係	·	<u>(新設)</u>	
を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使 できない。			
. (2'8-0')			
第26条 社員総会の議事については、法令で定める		(新設)	
ところにより、議事録を作成する。			
第27条 社員総会の議事についての細則は、社員総			
会で定める。	•		
体 C 答 	,	<u>第4章</u> 役員	
<u>第6章</u> 役員	•	<u> </u>	
第28条 本社団に、次の役員を置く。	・理事は6名以上、監事は2名以上	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・理事は6名以上、監事は2名以上
(1) 理 事 6名以上O名以内	を置かなければならない。	(1) 理 事 6名以上〇名以内	を置かなければならない。
うち理事長1名 (2) 監 事 2名以上〇名以内		うち理事長1名 (2) 監 事 2名以上O名以内	
(ひ 歴 争・ 2句がようなが)		Ver die de la company de la co	
第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって		第16条 理事及び監事は、社員総会において選任す	

選任する。

2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一 の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの 数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監 事については、他の役員の親族等が含まれてはなら ない。

- ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。
- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三 親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族で これらの者と生計を一にしてい るもの
- ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。
- ① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。以下同じ。)の理事又は使用人である者
- ② 他の同一の団体の理事以外の 役員(法人でない団体で代表者 又は管理者の定めのあるものに あっては、その代表者又は管理 人)又は業務を執行する社員で ある者
- 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道

2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一 の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの 数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監 事については、他の役員の親族等が含まれてはなら ない。

- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。
- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三 親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族で これらの者と生計を一にしてい るもの
- ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。
- ① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。以下同じ。)の理事又は使用人である者
- ② 他の同一の団体の理事以外の 役員(法人でない団体で代表者 又は管理者の定めのあるものに あっては、その代表者又は管理 人)又は業務を執行する社員で ある者
- 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道

- 3 理事長は、<u>理事会において、理事の中から選出す</u>
- 4 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

府県の区域において病院、診療所
又は介護老人保健施設を開設する
医療法人については主たる事務所
の所在地の都道府県知事)の認可
を受けた場合は、管理者(指定管
理者として管理する病院等の管理
者を除く。)の一部を理事に加えな
いことができる。(法 <u>第46条の5</u>
第6項参照)

- はない。
- ・理事の職への再任を妨げるもので 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
 - 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。

第17条 理事長のみが本社団を代表する。

2 理事長は本社団の業務を総理する。

第30条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。

5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え

る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな

2 理事長は、医療法人の業務を執行し、

の職を失うものとする。

らない。

- (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2)毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以 上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなけれ ばならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ 定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これをOO県知事、社員総会又 は理事会に報告すること。

この報告は、現実に開催された理 事会において行わなければなら ず、報告を省略することはできな い。

- 3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故が あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従 い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本社団の業務を監査すること。
 - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これをOO県知事又は社員総会 に報告すること。

府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 (以下、第33条において同じ。) を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。) の一部を理事に加えな いことができる。(法第47条参照) 理事の職への再任を妨げるもので はない。

(新設)

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。 社員総会を招集すること。・ (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に 類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定 対して意見を述べること。 款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め るときは、その調査の結果を社員総会に報告する こと。 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設す 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設す る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者 る病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者 として管理する病院等を含む。)の管理者その他の として管理する病院等を含む。)の管理者その他の 職員を含む。)を兼ねてはならない。 職員を含む。)を兼ねてはならない。 第31条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。 妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。 期間とする。 3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任す 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選 るまでは、その職務を行うものとする。 任された者が就任するまで、なお役員としての権利 義務を有する。 第32条 役員は、社員総会の決議によって解任する (新設) ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席 した社員の議決権の3分の2以上の替成がなけれ 3分の2を上回る割合を定めるこ (新設) ば、決議することができない。 ともできる。 第33条 役員の報酬については勤務実態に即して支 第 19 条 役員の報酬については勤務実態に即して支 給することとし、役員の地位にあることのみによっ 給することとし、役員の地位にあることのみによっ ては支給しない。 ては支給しない。 第34条 役員の報酬等は別に定める基準により支給 (新設) する。 第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場 (新設) 合には、理事会において、その取引について重要な 事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部 類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引			
(3) 本社団がその理事の債務を保証することその他			,
その理事以外の者との間における本社団とその	,		
理事との利益が相反する取引			
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、	•	·	
その取引についての重要な事実を理事会に報告し		·	
なければならない。			-
第36条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる	・本条を規定するか否かは任意。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、			
理事会の決議により免除することができる。			,
2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによ	_	•	
る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに	•	·	
つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償	•		·
<u> </u>	·	·	
その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじ			
め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい			
ずれか高い額とする。			
<u>第7章 理事会</u>	<u>.</u>	<u>(新設)</u>	
**************************************		(サウミガン)	
第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。		(新設)	
第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ		(新設)	
第 30 宋 理事会は、この定款に別に定めるもののは か、次の職務を行う。	•		
(1) 本社団の業務執行の決定			
(2) 理事の職務の執行の監督		<u>.</u>	
(3) 理事長の選出及び解職			
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定	•	·	
(5) 多額の借財の決定		·	
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定	•	•	-
(7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更			
及び廃止の決定			
第39条 理事会は、理事長が招集する。この場合、	· ·	<u>(新設)</u>	
理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、			
各理事が理事会を招集する。_	•	·	
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも			

.

4

	2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、		_(新設)_
	ころにより、護事録を作成する。	• .		
	第43条 理事会の議事については、法令で定めると		· (新設 <u>)</u>	
	述べたときはこの限りでない。		, .	
	とみなす。ただし、監事がその提案について異議を			
	意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの	. •		
-	その提案について特別の利害関係を有する理事を 除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の	·		
	の目的である事項について提案した場合において、			
	3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議	- 本項を規定するか否かは任意。		(新設)
	多数による議決を必要とする。	- 十海ナ州ウナアル下ムは佐辛		(#C5N)
	害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の	•		
• •	8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利		• •	
	2 前項の規定にかかわらず、第21条第1号から第	•		
•	し、その過半数をもって行う。	もできる。		
	利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席	・過半数を上回る割合を定めること	·	<u>(新設)</u>
	に定めがある場合を除き、議決事項について特別の	-		
	第42条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段		<u>(新設)</u>	
	<u>の議決権を行使できない。</u>			·
	き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきそ	- '		
. •	第41条 理事は、理事会において各1個の議決権及 び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につ	•	<u>(新設)</u>	
	第40条 理事会の議長は、理事長とする。	•	_(新設)_	
	<u> </u>	•		
	5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全	•		
	発しなければならない。		•	
	及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	<u>もできる。</u>		
		・1 週間を下回る期間を定めること	•	_(新設)_
	つにとさは、理事長は理事法を指集しなければならない。	·		
	<u>をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ</u> ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら			
:	3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名			
1	in a company A and deliberate allowed company and a first and a fi	· i		•

1.00 - 0.

	に署名し、又は記名押印する。	理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。		-
!	第44条 理事会の選事についての細則は、理事会で定める。		<u>(新設)</u>	
	_(削除)		<u>第5章 社員</u>	
	_(削除)	_(削除)	第20条 <u>本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</u>	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。
	1		MONONO I CHELL CE DAIR CIDAD O DO P.	① 社員のいずれか1人
				② ①に掲げる者の配偶者及び三 親等以内の親族
				③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と
				同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使
				用人以外の者で当該社員から受
				<u>ける金銭その他の財産によって</u> 生計を維持しているもの
				⑤ ③又は④に掲げる者の親族で これらの者と生計を一にしてい
				3±0
			第21条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。	
			2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。	
	(削除)		第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を	
	<u>【月1)除录)</u> -		失う。	
			(3) 退 社 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の	·
			定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者 は、社員総会の議決を経て除名することができる。	·
	(削除)	(削除)	第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はそ	- 退社について社員総会の承認の議

•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	のおと理事を見らない。その母子とはではまして	決を要することとしても差し支え
•		•	の旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社する	
•			<u>ことができる。</u>	ない。
	·			
	(削除)	,	第6章 会議	
			·	•
	(削除)		第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、	•
			社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	•
	·			
	(削除)		たの5 AF 100 AF 100 本質とは10 AF 10 AF	•
	<u>【別陈)</u>		第 25 条 理事会は、理事長が招集し、その議長とな	
•		· ·	<u>る。</u> ·	
			2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
			をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ	•
			<u>ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら</u>	
		·	ない。	•
			3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、	
	,	· ·	その議事を開き、議決することができない。	
•	• .	(削除)	4 第 28 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、	- 募集社会医療法人債の総額を決定
	,		理事会において理事総数の3分の2以上の多数に	することは、理事の過半数の議決
			よる議決を必要とし、その他の事項については理事	が必要であること。(法第 54 条の
	1		総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決	3第2項)
			<u>するところによる。</u>	
			5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権	
•			を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の	•
	•		利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権	
			を行使できない。	•
			6 理事会に出席することのできない理事は、あらか	· .
	1		じめ通知のあった事項についてのみ書面をもって	•
	,			
			議決権及び選挙権を行使することができる。	
	1			·
	(削除)		第26条 定時総会は、毎年〇回、〇月に開催する。	,
•	_(削除)_		第27条 理事長は、必要があると認めるときは、い	
			つでも臨時総会を招集することができる。	
			2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。	
•	•	. (削除)_	3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議	- 総社員の5分の1の割合について
	. ;	- Mearen	に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求	は、これを下回る割合を定めるこ
			された場合には、その請求のあった日から 20 日以	とができる。
				<u></u>
	•	1	内に、これを招集しなければならない。	

	(削除)		第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。		
			(1) 定款の変更		
1			(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		
	·		(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更		
ĺ			(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保	·	
			有額の決定及び取崩し		
			(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定		
	·		事業準備資金の積立額の決定及び取崩し		
			(6) 収支予算及び決算の決定	•	1
			(7) 剰余金又は損失金の処理		
			(8) 借入金額の最高限度の決定		
		,	(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の		1
	•	,	決定及び変更		
. [(10) 社員の入社及び除名		
			<u>(11) 本社団の解散</u>		
	•		(12) 他の医療法人との合併契約の締結	•	
		·	(13) その他重要な事項		
}	. •				
	<u>(削除)</u>		第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなけ		1
1			れば、その議事を開き、議決することができない。		
			2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半	-	
			数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ		
•			3 前項の場合において、議長は、社員として議決に 加わることができない。		
			加わることができない。		
	(#d# \ \		第 30 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日		
ļ			前までに会議の目的である事項、日時及び場所を配		1
		·	載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知し		1
	·		なければならない。		
	•		2 社員総会においては、前項の規定によってあらか	•	
			じめ通知した事項のほか議決することができない。		
Į	s 1		ただし、急を要する場合はこの限りではない。	•	1
ĺ					
	(削除)_		第31条 社員は社員総会において1個の譲決権及び		,
	- Martine		選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につ		
L		<u> </u>			-
	•			•	
			·		

(削除)

第8章 定款の変更

第45条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散及び合併

- 第46条 本社団は、次の事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 他の医療法人との合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する 場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならな い。
- 第47条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団

- き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきそ の議決権を行使できない。
- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
- 第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で 定める。
- 2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

- 第34条 本社団は、次の事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。
- 第35条 本社団が解散したときは、合併及び破産手 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理 事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団

- が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第48条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に 帰属させるものとする。
- 第49条 本社団は、総社員の同意があるときは、O ○県知事の認可を得て、他の社団<u>たる</u>医療法人又は 財団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第50条 本社団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又はOO新聞)に掲載する方法によって行う。
- 第51条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

- が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第36条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に 帰属させるものとする。
- 第37条 本社団は、総社員の同意があるときは、O O県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団 医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第38条 本社団の公告は、官報(及びOO新聞)に よって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

(下線の部分は改正部分)

改 正	後	改正	前
社会医療法人の寄附行為例	備考	社会医療法人の寄附行為例	備考
社会医療法人〇〇会寄附行為		社会医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 名称及び事務所	·	第1章 名称及び事務所	
第1条 本財団は、社会医療法人OO会と称する。	・医療法人○○会から社会医療法人 ○○会への名称の変更について は、登記事項の変更の登記(組合 等登記令(昭和39年政令第29号) 第6条参照)及び登記事項変更登 記完了の届出(医療法施行令(昭 和23年政令第326号)第5条の12 参照)が必要であること。	第1条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人 〇〇会への名称の変更について は、登記事項の変更の登記(組合 等登記令(昭和39年政令第29号) 第6条参照)及び登記事項変更登 記完了の届出(医療法施行令(昭 和23年政令第326号)第5条の 12参照)が必要であること。
第2条 本財団は、事務所をOO県OO郡(市)OO町(村)OO番地に置く。 第2章 目的及び事業		第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 第2章 目的及び事業	事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第3条 本財団は、病院(診療所、介護老人保健施設) を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者 に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療 等)を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに <u>第27条第4項</u> において同じ。)		・病院、診療所又は介護老人保健施 設のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第4条第1項及び第2項、 第5条並びに <u>第16条第4項</u> にお いて同じ。)
第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号)に基づいて行う指定	第4条 本財団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本財団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法 (昭和 22 年 法律第 67 号) に基づいて行う指定

施設) の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園
- 3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認 定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業 務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。
- (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療(〇〇病 院)
- (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療(〇〇病
- (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療(〇〇 診療所)
- (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療(〇〇
- (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療(O 〇病院)
- 第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営
- 第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の 収益業務を行う。
 - (1) 駐車場業
 - (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品

(削除)

- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設)の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、 第27条第4項及び第28条第5項 において同じ。)

- ・本項には、医療法(昭和23年法律 第205号。以下「法」という。)第 42条の2第1項第4号の規定に基 づいて行う救急医療等確保事業に 係る業務及び法第42条の2第1項 第5号の基準に適合する病院又は 診療所を掲げる。
- 当該医療法人が開設する病院又は 診療所のうち、1以上(2以上の 都道府県の区域において病院又は 診療所を開設する医療法人にあっ ては、原則、それぞれの都道府県 で 1以上) のものが、法第42条の 2第1項第5号の基準に適合して いることが必要であること。
- 基づいて行う附帯業務を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。
- 本条には、法第42条の2第1項の 規定に基づいて行う収益業務を掲 げる。行わない場合には、掲げる 必要はない。

施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (1) 〇〇病院
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)
- 3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認 定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業 務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。
- (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療(〇〇病 院)
- (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療(〇〇病 院)
- (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療(〇〇
- (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療(〇〇
- (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療(O ()病院)

* 本条には、法第42条各号の規定に | 第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護 老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営

> 第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の 収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設) の名称及 び開設場所を掲げる。行わない場 合には、掲げる必要はない。(以下、 第16条第4項及び第17条第5項 において同じ。)

- 本項には、医療法(昭和23年法律 第205号。以下「法」という。) 第 42条の2第1項第4号の規定に基 づいて行う救急医療等確保事業に 係る業務及び法第 42 条の2第1 項第5号の基準に適合する病院又 は診療所を掲げる。
- ・当該医療法人が開設する病院又は 診療所のうち、1以上(2以上の 都道府県の区域において病院又は 診療所を開設する医療法人にあっ ては、それぞれの都道府県で1以 上) のものが、法第42条の2第1 項第5号の基準に適合しているこ とが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に 基づいて行う附帯業務を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。
- 本条には、法第42条の2第1項の 規定に基づいて行う収益業務を掲 げる。行わない場合には、掲げる 必要はない。

- ·2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。
- 第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本 財産とする。
 - (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇 OME
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された 寄附金品
 - (削除)
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及 び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供す ることができる。
- 第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によっ て、理事長が管理する。
- 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実 施のために特別に支出する費用に係る支出に充て るために保有する特定事業準備資金については、他 の資金と明確に区分して管理するものとする。
- (1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)
- (2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年 実施予定)
- 3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充て る場合を除き、取り崩すことができない。ただし、 当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改 良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、 理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものと する。
- 第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託 し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管 するものとする。.

不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。

- の資金及び特定事業準備資金は、 他の資金と明確に区分して経理さ れていること。
- 特定事業準備資金を保有しない場 合については、「2 前項の資産の うち、財産の取得又は改良に充て るための資金については、他の資 金と明確に区分して管理するもの とする。」、「3 前項の資金は、当 該資金の目的である支出に充てる 場合を除き、取り崩すことができ ない。ただし、当該資金の目的で ある財産を取得せず、又は改良し ない場合にあっては、理事会及び 評議員会の議決を経て、取り崩す ものとする。」とする。

- 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に おいて備え置くものとする。
- 第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本 財産とする。
 - (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇 〇万円
 - (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された 客附金品
 - (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならな い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及 び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供す ることができる。
- 第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた 方法によって、理事長が管理する。
- ・財産の取得又は改良に充てるため 2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てる ための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実 施のために特別に支出する費用に係る支出に充て るために保有する特定事業準備資金については、他 の資金と明確に区分して管理するものとする。
 - (1) 〇〇病院の病床の増床(平成〇〇年実施予定)
 - (2) 診療所の新規開設(平成〇〇年実施予定)
 - (3) 訪問看護ステーションの新規開設(平成〇〇年 実施予定)
 - 3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充て る場合を除き、取り崩すことができない。ただし、 当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改 良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、 理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものと する。
 - 第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会 社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若じくは 確実な有価証券に換え保管するものとする。

・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。

- 財産の取得又は改良に充てるため の資金及び特定事業準備資金は、 他の資金と明確に区分して経理さ れていること。
- 特定事業準備資金を保有しない場 合については、「2 前項の資産の うち、財産の取得又は改良に充て るための資金については、他の資 金と明確に区分して管理するもの とする。」、「3 前項の資金は、当 **該資金の目的である支出に充てる** 場合を除き、取り崩すことができ ない。ただし、当該資金の目的で ある財産を取得せず、又は改良し ない場合にあっては、理事会及び 評議員会の謎決を経て、取り崩す ものとする。」とする。

- 第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び評議員会の議決を経て定める。
- 第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があ った場合には、正当な理由がある場合を除いて、こ れを閲覧に供しなければならない。
- 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け、 出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたと<u>しても、</u>配 当してはならない。

- ・任意に1年間を定めても差し支え ない。(法第53条参照)
- ・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人 (以下「社会医療法人債発行法人」という。)については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という。)」とする。
- ・社会医療法人債発行法人について は、「事業報告書等、監事の監査報 告書、公認会計士又は監査法人の 監査報告書及び本財団の寄附行 為」とする。
- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- 2以上の都道府県の区域において 病院、診療所又は介護老人保健施 設を開設する医療法人について は、主たる事務所の所在地の都道 府県知事に届け出るものとする。

- 第 11 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に 理事会及び評議員会の議決を経て定める。
- 第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- ・法第54条の2第1項に規定する社 会医療法人債を発行した医療法人 (以下「社会医療法人債発行法人」 という。)については、「事業報告 書、財産目録、貸借対照表、損益 という。)については、「事業報告 書、財産目録、貸借対照表、損益

- 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。

第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事 会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を 基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てる ものとし、配当してはならない。

(新設)

- ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)
- ・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人 (以下「社会医療法人債発行法人」という。)については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(以下「事業報告書等」という。)」とする。
- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。
- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- 2以上の都道府県の区域において 病院、診療所又は介護老人保健施 設を開設する医療法人について は、主たる事務所の所在地の都道 府県知事に届け出るものとする。

第4章 評議員

	第15条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数と	(新設)		1
	<u> </u>	する。ただし、都道府県知事の認	<u></u>	·	
		可を受け理事が1人又は2人の場			
<u>:</u>	,	合にあっては、3人以上とする。			
	 第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい	<u> </u>	_(新設)_		
	て選任した者につき、理事長が委嘱する。				ĺ
	(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療				
	従事者	:			
	(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関			· ·	
				' '	
	して識見を有する者	•		1	1
	(3) 医療を受ける者				
	(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる	·			
	者	- 新球点の類はなしは、5-1-4月は7	·	(iran)	
	2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理	・評議員の親族等とは、次に掲げる		<u>(新設)</u>	
	事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族 等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれ	<u>者とする。</u> ① 評議員のいずれか1人	'	•	
	一	① 肝臓長のですれが「人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三			1
	Clarabration	親等以内の親族			
		1	·	•	
	·	③ ①に掲げる者と婚姻の届出を		·	
		していないが事実上婚姻関係と	<u>.</u>		
	·	同様の事情にある者	•		
		④ ①に掲げる者の使用人及び使		·	
		用人以外の者で当該評議員から	•		
		受ける金銭その他の財産によっ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.	
		て生計を維持しているもの	·	- •	
•		⑤ ③又は④に掲げる者の親族で		•.	1
		これらの者と生計を一にしてい			
		<u>るもの</u>	·		
	3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできな			•	
	<u>l,</u>			,	
			(+cen)		
	第5章 評議員会	· ·	<u>(新設)</u>		
,		·	, trans		İ
	第17条 理事長は、定時評議員会を、毎年〇回、〇	·	<u>(新設)</u>		
	月に開催する。				
	2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも	·			
	臨時評議員会を招集することができる。			(ACAP)	
,	3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から	<u>・5分の1の割合については、これ</u>		_(新設)_	

- -

	サマロフ切入が呼ばてー! 18	r -		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
評議員会の目的である事項を示して評議員会の招	を下回る割合を定めることができ				
集を請求された場合には、その請求があった日から	<u>る.</u>				
20日以内に、これを招集しなければならない。		·			
	・招集の通知は、寄附行為で定めた				
に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所	<u>方法により行う。書面のほか電子</u>			•	
を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に	的方法によることも可。				
通知しなければならない。				-	
第 18条 評議員会の議長は、評議員の互選によって		(新設)			
定める。			•		
		(新設)			
第19条 次の事項は、評議員会の議決を経なければ	·				
ならない。					
(1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)	•		•		
(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更					
(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保	-			,	
有額の決定及び取崩し					
(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定	· .				
事業準備資金の積立額の決定及び取崩し					1
(6) 収支予算及び決算の決定又は変更	•				
(7) 重要な資産の処分					
(8) 借入金額の最高限度の決定					
(9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の					
支給の基準の決定及び変更	•				•
(10) 本財団の解散					
(11) 他の医療法人との合併契約の締結				٠	
2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を					
経ることができる。					
	•	,	-		ļ
第20条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がな		_(新設)_			
ければ、その議事を開き、決議することができない。]			j
2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段					
の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権	,	·			
の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する					İ
<u>ところによる。</u>					
3 前項の場合において、議長は、評議員として議決					
<u>に加わることができない。</u>		<u> </u>			
					,

第21条 評議員は、評議員会において1個の議決権 及び選挙権を有する。

第22条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第23条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係 を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行 使できない。

第24条 評議員会の議事については、法令で定める ところにより、議事録を作成する。

第25条 **評議**員会の議事についての細則は、評議員 会で定める。

第6章 役員

第26条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理 事 6名以上〇名以内 うち理事長1名
- (2) 監 事 2名以上O名以内 (削除)

第27条 理事及び監事は、評議員会<u>の決議によって</u> 選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一 の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの 数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第4章 役員及び評議員

・理事は6名以上、監事は2名以上、 第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理 事 6名以上O名以内 うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

(3) 評議員 · O名以上O名以内

・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。

評議員は理事の定数を超える数を

置かなければならない。

- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三 親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使 用人以外の者で当該役員から受

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一 の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの 数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監 事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上、 評議員は理事の定数を超える数を 置かなければならない。

・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三 親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使 用人以外の者で当該役員から受

- ける金銭その他の財産によって 生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族で これらの者と生計を一にしてい るもの
- 他の同一の団体の理事等とは、次 に掲げる者とする。
- ① 他の同一の団体(公益社団法 人又は公益財団法人又は医師 会、医会及び学会等の医学若し くは医術又は公衆衛生に関する 学術団体であって法人格を有す るもの(医師以外をその構成員 とするものを除く。)を除く。以 下同じ。) の理事又は使用人であ る者
- ② 他の同一の団体の理事以外の 役員(法人でない団体で代表者 又は管理者の定めのあるものに あっては、その代表者又は管理 人) 又は業務を執行する社員で ある者
- 4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院 (診療所、介護老人保健施設) の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。
 - ・病院、診療所又は介護老人保健施 設を2以上開設する場合におい、 て、都道府県知事(2以上の都道 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。)の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照)
 - ・理事の職への再任を妨げるもので はない。

- ける金銭その他の財産によって 生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族で これらの者と生計を一にしてい るもの
- ・他の同一の団体の理事等とは、次 に掲げる者とする。
- ① 他の同一の団体(公益社団法 人又は公益財団法人又は医師 会、医会及び学会等の医学若し くは医術又は公衆衛生に関する 学術団体であって法人格を有す るもの(医師以外をその構成員 とするものを除く。)を除く。以 下同じ。) の理事又は使用人であ る者
- ② 他の同一の団体の理事以外の 役員(法人でない団体で代表者 ·又は管理者の定めのあるものに あっては、その代表者又は管理 人) 又は業務を執行する社員で ある者
- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を 含む。) する病院(診療所、介護老人保健施設)の 管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。
- 病院、診療所又は介護老人保健施 設を2以上開設する場合におい て、都道府県知事(2以上の都道 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事) の認可 (以下、第28条において同じ。) を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。) の一部を理事に加えな いことができる。(法第47条参照) 理事の職への再任を妨げるもので

はない。

5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。

3 理事長は、理事会において、理事の中から選出す

る。

- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超え る者が欠けたときは、1月以内に補充しなければな らない。
- 第28条 理事長は本財団を代表し、本財団<u>の業務に</u> 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限 を有する。
- 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、
- (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ 定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に<u>評議員会及び理事会</u>理事に提出する こと。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員 会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本財団を代表する。

2 理事長は本財団の業務を総理する。

- 3 <u>理事は、本財団の常務を処理し、</u>理事長に事故が あるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従 い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に<u>理事</u>に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの寄附行為に違反する重大な事実があるこ とを発見したときは、これを〇〇県知事又は評議 員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して</u>意見を述べること。
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者

			•
その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。		その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。	
(削除)		 第 18 条 評議員は、次に掲げる者から理事会におい	
		て推薦した者につき、理事長が委嘱する。	•
		(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	
		従事者	
		(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関	
		して識見を有する者	
		(3) 医療を受ける者	
		(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	_
	(削除)	2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理	- 評議員の親族等とは、次に
		事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族	者とする。
		等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれ	<u>日こり。</u> ① 評議員のいずれか1人
		てはならない。	② ①に掲げる者の配偶者
		3 評議員は、役員を兼ねることはできない。	親等以内の親族
		O BIBERION DECEMBER OF THE OFFICE OFFICE OF THE OFFICE OFFICE OF THE OFFICE OFFICE OFFICE OFFICE OFFICE OFFICE OFFICE OFFICE OFF	3 ①に掲げる者と婚姻の
		-	していないが事実上婚姻
		·	同様の事情にある者
			④ ①に掲げる者の使用
			用人以外の者で当該評論
·			受ける金銭その他の財産
	·		て生計を維持しているも
			<u> </u>
			これらの者と生計を一
		,	<u> </u>
第20条 (小島の圧物はのたと) まま! 正任を妨		 第 19 条 役員の任期は2年とし、評議員の任期は4	<u>20 €00</u>
第29条 役員の任期は2年とし、ただし、再任を妨		<u>第13米</u> 投長の任刑は24とし、 <u>計議員の任刑は4</u> 年とする。ただし、再任を妨げない。	•
げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任		2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前	
2 個次により航空した役員の任利は、前任者の次立 期間とする。		任者の残任期間とする。	
3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、		3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任	
役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選	·	者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	
任された者が就任するまで、なお役員としての権利			
義務を有する。			
我伤で行りる。			
 第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、	·	(新設)	
第30 宋 役員が、次のい9 れがに設当りることは、 評議員会の決議によって解任することができる。た			
<u>評議員会の決議によって解任することができる。に</u> だし、監事の解任の決議は、出席 <u>した</u> 評議員の議決			
7とし、監事の解性の決議は、田帰した計議員の展示権の3分の2以上の賛成がなければ決議すること			(新 <u>設)</u>

	ができない。	ともできる。			_
,	(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと		:		
	<u> </u>				Ì
•	<u>こ。</u> (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、		·		
•	又はこれに堪えないとき。	•			i
	△18℃151〜世八歩いてこ。				
	第31条 役員の報酬については勤務実態に即して支		每 90 年 40.早中止至24年中中1788——11-12-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-]
	給することとし、役員又は評議員の地位にあること		第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実施		ĺ
	のみによっては支給しない。		に即して支給することとし、役員又は評議員の地位	<i>L</i>	
•	マングバース フ CIS大海口 ひない。		にあることのみによっては支給しない。		
•	第 32 条 役員の報酬等は、別に定める基準により支	•	_(新設)_		
	給する。	•	<u> </u>	1	-
		•			1
•	第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場	•	_(新設)		
	合には、理事会において、その取引について重要な		<u></u>		
	事実を開示し、その承認を受けなければならない。				
	(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部				
	類に属する取引			•	
	(2)自己又は第三者のためにする本財団との取引		·	·	
`	(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他	-			
-	その理事以外の者との間における本財団とその	·			.
	理事との利益が相反する取引				1
÷	2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、			·	
	その取引についての重要な事実を理事会に報告し	•			
• •	なければならない。		,		
•				1	1
	第34条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる	- 本条を規定するか否かは任意。	_(新設)_	· (新設)	
	損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、			·	,
	理事会の決議により免除することができる。	-			
	2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによ				
	る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに	• •			1.
	つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償	•		1	
	責任の限定契約を締結することができる。ただし、				
	その責任の限度額は、O円以上で本財団があらかじ		-	·	
	<u>め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい</u>				
	ずれか高い額とする。	•		,	
	第7章 理事会	·	<u>(新設)</u>	· ·	
	•				
			·		-
	•				

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。		(新設)				<u> </u>
第36条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもの		(新設)	,			
第30 宋 理事会は、この参加打場に加に定めるもの のほか、次の職務を行う。		_ 	•		٠	-
(1) 本財団の業務執行の決定	•					,
(2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職	,		·			
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定			•			
(5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定						
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更	•					
及び廃止の決定					•	
第37条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠	•	(新設)_				
けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が 理事会を招集する。						
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも						
理事会を招集することができる。 3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名		·				
をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ						
ったときは、理事長が理事会を招集しなければなら ない。		,				
4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	- 1週間を下回る期間を定めること			<u>(新設)</u>		
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を 発しなければならない。	<u>もできる。</u>					
5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全	·					
<u>員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく</u> 開催できる。						
	•) /本にきた)				
第38条 理事会の議長は、理事長とする。		(新設)				1
第39条 理事は、理事会において各1個の護決権及	•	_(新設)_				
び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきそ	•				•	
の譲決権を行使できない。	. •					
第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に		_(新設)				
				_		

_				
	別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別のでは、	17 NEWLANDER TO THE ANALY OF L		(4-25)
	別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が	- 過半数を上回る割合を定めること		_(新設)
	<u>出席し、その過半数をもって行う。</u> 2 前項の規定にかかわらず、第19条第1号から第	<u>もできる。</u>		
	8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利			
	害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の			Í
٠-,	多数による議決を必要とする。			·
	3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議	・本項を規定するか否かは任意。		(新設)
	の目的である事項について提案した場合において、	THE PROPERTY OF LITTINGS		
	その提案について特別の利害関係を有する理事を	•		·
,	除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の			
	意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの	_		
	とみなす。ただし、監事がその提案について異議を			
	述べたときはこの限りでない。			.
•		٠.	· .	· ·
	第41条 理事会の議事については、法令で定めると	-	_(新設)_	-
	ころにより、議事録を作成する。			
	2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、	,	_(新設)
	<u>に署名し、又は配名押印する。</u>	理事会に出席した理事長及び監事		
٠ ,		<u>とすることも可。</u>		
	第42条 理事会の議事についての細則は、理事会で		<u>(新設)</u>	`
	<u>定める。</u>			•
'	(削除)		 第5章 会議	
	(<u>Hilpk)</u>	·	<u> </u>	
•	 <u>(削除)</u>		第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。	·
•			NEI AMERICAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	
		•	第 22 条 理事会は、理事長が招集し、その議長とな	
			<u>a.</u>	·
	,	-	2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名	
,	·	. •	をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ	
			ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら	
		•	<u>ない。</u>	
		•	3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、	
,			その議事を開き、議決することができない。	
		(削除)	4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、	・募集社会医療法人債の総額を決定
		•	理事会において理事総数の3分の2以上の多数に	することは、理事の過半数の譲決
			よる議決を必要とし、その他の事項については理事	が必要であること。(法第54条の
	•	,		
	•			•
	•	· <u>.</u>		•
713 -	•	- -		

اً ۔	<u> </u>		総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決		1
			するところによる。	OME A	ĺ
		,	5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権		
			を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の		
			利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権		
•		,	<u>を行使できない。</u> 6 理事会に出席することのできない理事は、あらか	•	ĺ
			じめ通知のあった事項についてのみ書面をもって		
		·	議決権及び選挙権を行使することができる。		
			AND ON ALL STORMS OF A LABORATORY AND A STORMS OF A ST		
	(削除)		第23条 <u>評議員会は、理事長が招集する。</u> 2 <u>評議員会の議長は、評議員の互選によって定め</u>		
			る。		1
		(削除)	3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から	・総評議員の5分の1の割合につい	
			会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を	ては、これを下回る割合を定める	
			<u>請求された場合には、その請求のあった日から 20</u> 日以内に、これを招集しなければならない。	<u>ことができる。</u>	
				•	1
	(削除)		第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければ		
			<u>ならない。</u> (1) 寄附行為の変更		
		,	(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)		
	·		(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更		
			(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保		-
	·		<u>有額の決定及び取崩し</u> (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定		
			事業準備資金の積立額の決定及び取崩し		-
			(6) 収支予算及び決算の決定		
•			(7) 剰余金又は損失金の処理		
•		·	(8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の		
•			支給の基準の決定及び変更		
			<u>(10) 本財団の解散</u>		
			(11) 他の医療法人との合併契約の締結		
•			<u>(12) その他重要な事項</u>		
	 <u>_(削除)</u>		第 25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がな		
			ければ、その謎事を開き、謎決することができない。		1
			•		

(削除)

(削除)

第8章 寄附行為の変更

第43条 この客附行為を変更しようとするときは、 理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の 議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければな らない。

第9章 解散及び合併

- 第44条 本財団は、次に事由によって解散する。
- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し
- 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員 の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第45条 本財団が解散したときは、合併及び破産手

- 2 評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過 半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決 に加わることができない。
- 第 26 条 評議員は評議員会において、1個の議決権 及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項 につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につ きその議決権を行使できない。
- 2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
- 第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。
- 2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定 める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、 理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の 議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければな らない。

第7章 解散及び合併.

- 第29条 本財団は、次に事由によって解散する。
 - (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 他の医療法人との合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 設立認可の取消し
- 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員 の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、 〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手

- 続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評 議員の中からこれを選任することができる。
- 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第46条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に 帰属させるものとする。
- 第47条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第48条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3)電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又はOO新聞)に掲載する方法によって行う。
- 第49条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評 議員会の議決を経て定める。

続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその 清算人となる。ただし、評議員会の譲決によって評 議員の中からこれを選任することができる。

- 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当 該職務を行うために必要な一切の行為をすること ができる。
- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- 第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併 及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、 国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に 帰属させるものとする。
- 第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、OO県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。

第8章 雑則-

<u>第33条</u> 本財団の公告は、官報(及び〇〇新聞)に よって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 後 ·Œ

改 īΕ 前

第一 医療法人制度に関する事項

(削除)

2~3(略)

4 医療法人の理事数

法第 46 条の 5 第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可 は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ 開設する医療法人に限り行われるものとすること。その場合においても、 可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。

- 5 医療法人の理事長
- (1) 法第 46 条の 6 第 1 項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者 の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し 問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであるこ ٤.

(2)~(5)(略)

- 6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理 | 者の理事就任
- に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく 反映させることを目的としたものであること。

(2)~(3)(略)

第一 医療法人制度に関する事項

(削除)

2~3(略)

4 医療法人の理事数

法第 46 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可 は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ 開設する医療法人に限り行われるものとすること。その場合においても、 可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。

- 5 医療法人の理事長
- (1) 法第 46 条の 3 第 1 項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者 の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し 問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであるこ と。

(2)~(5)(略)

- 6 病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の管理 者の理事就任
- (1) 法第46条の5第6項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務 (1) 法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関 する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映 させることを目的としたものであること。

(2)~(3)(略)

7 (削除)

8~9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の5第5項により準用する法第46条の4第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

1~2(略)

別添1~4 略

7 (削除)

8~9 (略)

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法<u>第46条の2第2項</u>に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

.1~2 (略)

別添1~4 略

〇「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

		改正	後			改 正	前	
項	目	運営管理指導要綱	(備 考	項	目	運営管理指導要網		考
I 組織運	営・			I 組結	運営			
1 定款・	寄附	1 モデル定款・寄附行為に準拠	平成 19 年 3 月 30 日医政発第	1 定款	な・寄附	1 モデル定款・寄附行為に準拠	平成 19 年 3	月 30 日医政発第
行為	•	していること。	0330049 号医政局長通知	行為		していること。	0330049 号医政	局長通知
		2 定款又は客附行為の変更が所	· 医療法 <u>第 54 条の 9</u>			2 定款又は寄附行為の変更が所	- 医療法 <u>第 50 条</u>	
*	•	要の手続きを経て行われている	(注) 定款又は寄附行為の変更に関			要の手続きを経て行われている	(注) 定款又は	附行為の変更に関
		ے۔ ·	し、届出で良いとされる事項に		-	こと。	し、届出で自	łいとされる事項に
		· '	ついて、届出をしない場合又は	-			ついて、届出	をしない場合又は
			虚偽の届出をした場合は、20万				虚偽の届出る	した場合は、20万
		•	円以下の過料に処せられるこ			·	円以下の過	料に処せられるこ
	•		と。(医療法 <u>第76条第5号</u>)			·	と。(医療法	第76条第3号)
2 役員		• ,	•	2 役員	•			
(1) 定数・	現員	1 役員名簿の記載及び整理が適	・役員名簿の記載事項は次のとおり	(1)定数	女・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適	I	は事項は次のとおり
		正に行われていること。	① 役職名			正に行われていること。	① 役職名	
		-	② 氏 名	1			② 氏 名	
	•		③ 生年月日(年齢)				③ 生年月日	(年齢)
	•		④ 性 別				④ 性 別	
			⑤ 住 所	•			⑤ 住 所	
			⑥ 職 業				⑥ 職 業	
		· ·	⑦ 現就任年月日・任期				⑦ 現就任年月	
		2 役員に変更があった場合は、	医療法施行令第5条の13			2 役員に変更があった場合は、	- 医療法施行令等	第5条の13
		その都度、都道府県知事に届出	添付書類			その都度、都道府県知事に届出	- 添付書類	-
		がなされていること。	① 就任承諾書			がなされていること。	① 就任承諾	•
-			- ② 履歴書	<u> </u>			②履歴書	
			- 適正に選任されていることを確認		•			いていることを確認
			することを要する。				することを要す	=
		3 役員として理事3人以上、監	· 医療法 <u>第 46 条の 5 第 1 項</u>	-		3 役員として理事3人以上、監	• 医療法 <u>第 46 条</u>	の2男1頃
		事1人以上を置いていること。				事1人以上を置いていること。	一種 のしません	ともは中では、
1.		また、3人未満の理事を置く	理事3人未満の都道府県知事の認	E .		また、3人未満の理事を置く		の都道府県知事の認
-	•	場合は都道府県知事の認可を得	可は、医師、歯科医師が常時1人			場合は都道府県知事の認可を得		歯科医師が常時1人 ナる診療所を一か所
		ていること。	又は2人勤務する診療所を一か所		-	ていること。		の砂袋所を一か所 医療法人に限る。
			のみ開設する医療法人に限る。			<u> </u>	リの外所はする	□ 「京/広人に限る。

		その場合であっても、可能な限			その場合であっても、可能な限
		り、理事2人を置くことが望まし	J	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	り、理事2人を置くことが望まし
1 .		ارا دران	ş1	· ·	い。
	4 役員の定数は、事業規模等の			4 役員の定数は、事業規模等の	
	実態に即したものであること。	·		実態に即したものであること。	,
].	5 役員の欠員が生じていないこ	- 医療法第46条の5の3第3項にお		5 役員の欠員が生じていないこ	・医療法 <u>第48条の2</u> においては、理
	٤.	いては、理事又は監事のうち、そ		と。	事又は監事のうち、その定数の5
		の定数の5分の1を超える者が欠			分の 1 を超える者が欠けた場合
ł		けた場合は、1月以内に補充しな			は、1月以内に補充しなければな
		ければならないとされているが、		1	らないとされているが、1名でも
		1名でも欠員が生じた場合には、			欠員が生じた場合には、速やかに
		速やかに補充することが望ましい			補充することが望ましいこと。
•		こと。			·
	6 社会医療法人の場合は、親族	・医療法第42条の2第1項第1号		6 社会医療法人の場合は、親族	・医療法第42条の2第1項第1号
•	等の占める割合が役員総数の3	・医療法施行規則第30条の35		等の占める割合が役員総数の3	- 医療法施行規則第30条の35
	分の1を超えていないこと。	•		分の1を超えていないこと。	-
 (2) 選任・任期	 1 役員の選任手続きが、社員総	・医療法第 46 条の 5 第 2 項及び第 3	(2) 選任 · 任期	 1 役員の選任手続きが、 <u>定款又</u>	社員総会又は評議員会で適正に決
	会又は評議員会で適正に決議さ	項	•	は客附行為の定めに従い行われ	議されていること。(モデル定款・
~-'	れていること。	_		ていること。	<u>寄附行為)</u>
	2 選任関係書類が整備されてい	・選任関係書類は、次のとおりであ	ŧ	2 選任関係書類が整備されてい	・選任関係書類は、次のとおりであ
	ること。	ప .		ること。 ·	న .
		① 社員総会議事録又は評議員会	-		① 社員総会議事録又は評議員会
		護事録		,	護事録
ļ	•	② 就任承諾書			② 就任承諾書
ļ		③ 履歴書			③ 履歴書
	3 役員の任期は2年以内とする	・医療法 <u>第46条の5第9項</u>		3 役員の任期は2年以内とする	· 医療法 <u>第46条の2第3項</u>
	こと。なお、補欠の役員の任期			こと。なお、補欠の役員の任期	
	は、前任者の残任期間であるこ	·	-	は、前任者の残任期間であるこ	
	٤.			6 THE OUTLOWN 7 (THE LET SEE	
	4 任期の切れている役員がいな	_		4 任期の切れている役員がいな	
	いこと。			いこと。	
(3) 適格性	1 自然人であること。		(3) 適格性	1 自然人であること。	
}	2 欠格事由に該当していないこ	医療法第46条の5第5項		2 欠格事由に該当していないこ	・医療法 <u>第 46 条の2第2項</u>
	と。(選任時だけでなく、在任期	• 欠格事由	-	と。(選任時だけでなく、在任期	• 欠格事由
	間中においても同様である。)	② 成年被後見人又は被保佐人		間中においても同様である。)	② 成年被後見人又は被保佐人
		② 医療法、医師法等、医療法施			② 医療法、医師法等医事に関す

•

,

				•	
	· · · ·	行令第5条の5の7に定める医			る法令の規定により罰金以上の
		事に関する法令の規定により罰			刑に処せられ、その執行を終わ
		金以上の刑に処せられ、その執		,	り、又は執行を受けることがな
İ		行を終わり、又は執行を受ける			くなった日から起算して2年を
		ことがなくなった日から起算し		į.	経過しない者
		て2年を経過しない者	1		·
,		③ ②に該当する者を除くほか、		· .	③ ②に該当する者を除くほか、
ļ		禁錮以上の刑に処せられ、その			禁錮以上の刑に処せられ、その
		執行を終わり、又は、執行を受			執行を終わり、又は、執行を受
		. けることがなくなるまでの者			けることがなくなるまでの者
		・医療法人と関係のある特定の営利	· •		・医療法人と関係のある特定の営利
		法人の役員が理事長に就任した		1	法人の役員が理事長に就任した
		り、役員として参画していること			り、役員として参画していること
		は、非営利性という観点から適当			は、非営利性という観点から適当
		でないこと。	,		でないこと。
		·	·	<u> </u>	- 5 = 25
(4) 代表者	1 当該法人の代表権は、理事長	・医療法 <u>第 46 条の 6 の 2</u> 第 1 項	(4) 代表者	1 当該法人の代表権は、理事長	- 医療法 <u>第46条の4第1項</u>
(理事長)	にのみ与えられていること。	・定款・寄附行為に明確に規定され	(理事長)	にのみ与えられていること。	定款・寄附行為に明確に規定され
•		ていること。			ていること。
	2 理事長の職務履行ができない	<u>• (削除)</u>		2 理事長の職務履行ができない	- 医療法第46条の4第2項
	場合の規定が定款又は寄附行為			場合の規定が定款又は寄附行為	
	に定められていること。			に定められていること。	·
	3 理事長は医師又は歯科医師の	・医療法第 46 条の 6第 1項	-	3 理事長は医師又は歯科医師の	医療法算46条の3第1項
	理事の中から選出されているこ	·		理事の中から選出されているこ	
	٤.			٤.	,
1	4 医師又は歯科医師でない理事	・医療法第46条の6第1項ただし書	1	4 医師又は歯科医師でない理事	- 医療法第46条の3第1項
	のうちから理事長を選出する場	・医師、歯科医師でない理事のうち		のうちから理事長を選出する場	・医師、歯科医師でない理事のうち
	合は都道府県知事の認可を得て	から選任することができる場合は		合は都道府県知事の認可を得て	から選任することができる場合は
	いること。	以下のとおりである。		いること。	以下のとおりである。
		① 理事長が死亡し、又は重度の			① 理事長が死亡し、又は重度の
* -	· .	傷病により理事長の職務を継続	·		傷病により理事長の職務を継続
		することが不可能となった際	•		することが不可能となった際
		に、その子女が医科又は歯科大		1	に、その子女が医科又は歯科大
		学(医学部又は歯学部)在学中		· ·	学(医学部又は歯学部)在学中
		か、又は卒業後、臨床研修その			か、又は卒業後、臨床研修その
		他の研修を終えるまでの間、医			他の研修を終えるまでの間、医
1	•	•			

師又は歯科医師でない配偶者等 が理事長に就任しようとする場

師又は歯科医師でない配偶者等 が理事長に就任しようとする場

			合	1		合
			② 次に掲げるいずれかに該当す	"	1	② 次に掲げるいずれかに該当す
	·		る医療法人			る医療法人
			イ 特定医療法人又は社会医療		·	イ 特定医療法人又は社会医療
			法人 .			法人
		·	ロ 地域医療支援病院を経営し		.	ロ 地域医療支援病院を経営し
			ている医療法人			ている医療法人
			ハ 公益財団法人日本医療機能			ハ 公益財団法人日本医療機能
			評価機構が行う病院機能評価			評価機構が行う病院機能評価
	1		による認定を受けた医療機関			による認定を受けた医療機関
			を経営している医療法人	1	[を経営している医療法人
			③ 候補者の経歴、理事会構成等			③ 候補者の経歴、理事会構成等 を総合的に勘案し、適正かつ安
•			を総合的に勘案し、適正かつ安 定的な法人運営を損なうおそれ		· ·	定的な法人運営を損なうおそれ
			がないと都道府県知事が認めた			がないと都道府県知事が認めた
			医療法人		}	医療法人
		5 理事長は、各理事の意見を十	KENTAGO Y		5 理事長は、各理事の意見を十	
•		分に尊重し、理事会の決定に従			分に尊重し、理事会の決定に従	
		って法人運営及び事業経営を行		•	って法人運営及び事業経営を行	
		っていること。			っていること。	·
	•				[,
		6 理事長は、3箇月に1回以上、	<u>・医療法第46条の7の2第1項に</u>		6 (新設)	
	-	自己の職務の執行の状況を理事	より読み替える一般社団法人及び			
		会に報告しなければならないこ	一般財団法人に関する法律第91条		·	
		と。ただし、定款又は寄附行為	<u>第2項</u>		1	
-		で毎事業年度に4箇月を超える	,			·
		間隔で2回以上その報告をしな				
		<u>ければならない旨を定めた場合</u> は、この限りでないこと。				
]	IA, CUMES CAVILLE]	
	(5) 理事	1 当該法人が開設する病院等	· 医療法第 46 条の 5 第 6 項	(5) 理事	1 当該法人が開設する病院等	- 医療法第 47 条第 1 項
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(指定管理者として管理する病			(指定管理者として管理する病	
		院等を含む。)の管理者はすべて		-	院等を含む。)の管理者はすべて	
•		理事に加えられていること。			理事に加えられていること。	
		2 管理者を理事に加えない場合	医療法第46条の5第6項ただし		2 管理者を理事に加えない場合	・医療法第47条第1項ただし書
		は都道府県知事の認可を得てい	豊		は都道府県知事の認可を得てい	・管理者を理事に加えないことがで
		ること。	・管理者を理事に加えないことがで		ること。	きる場合は、当該法人が開設する
		<u> </u>	きる場合は、当該法人が開設する			病院等の立地及び機能等を総合的
		·				•

•		病院等の立地及び機能等を総合的	· · ·		1 - 41	I
		に勘案し、管理者の意向を法人の			に勘案し、管理者の意向を法人の	_
	· ·		1		運営に反映させるという医療法第	-
		運営に反映させるという医療法第			47条第1項の規定の趣旨を踏まえ	٠
	•	46条の5第6項の規定の趣旨を踏			た法人運営が行われると認められ	
	-	まえた法人運営が行われると認め			る場合である(例えば、病院等が	
		られる場合である(例えば、病院		_	隣接し業務に緊密な連携がある場	
-	(等が隣接し業務に緊密な連携があ			合や病院等が法人の主たる事務所	
	•	る場合や病院等が法人の主たる事			から遠隔地にある場合などが考え	•
		務所から遠隔地にある場合などが		,	られるが、これらに限定されるも	
	·	考えられるが、これらに限定され	·		のではないこと。)。なお、恣意的	
	-	るものではないこと。)。なお、恣	1	, ·	な理由ではなく、社員総会等の譲	
		意的な理由ではなく、社員総会等		·	決など正当な手続きを経ているこ	
	·	の議決など正当な手続きを経てい		•	と等を確認すること。	
<i>:</i>	-	ること等を確認すること。		-	・また、同項ただし書の規定に基づ	·
	-	また、同項ただし書の規定に基づ			く認可について、医療法人の定款	
		く認可について、医療法人の定款		·	又は寄附行為において、理事に加	
•		又は寄附行為において、理事に加			えないことができる管理者が管理	
		えないことができる管理者が管理			する病院等を明らかにしていると	
		する病院等を明らかにしていると			きは、当該病院等の管理者が交替	
		きは、当該病院等の管理者が交替	,		した場合でも当該認可は継続でき	
	·	した場合でも当該認可は継続でき	·		るものとする。	
		るものとする。				•
	3 実際に法人運営に参画できな			3 実際に法人運営に参画できな		
,	い者が名目的に選任されている		,	い者が名目的に選任されている	·	
·	ことは適当でないこと。	•		ことは適当でないこと。		
,					_	
	4 理事は、当該法人に著しい損	- 医療法第46条の6の3		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	害を及ぼすおそれのある事実が	•	•	•		,
	<u>あることを発見したときは、直</u>					
	ちに、その事実を監事に報告し					
	<u>なければならないこと。</u>				. !	
	•	·		:		
	5 理事は、医療法人との利益が	<u>* 医療法第 46 条 6 の 4 により読み替</u>		<u>(新設)</u>	_(新設)_	
	相反する取引を行う場合には、	える一般社団法人及び一般財団法				
	理事会において、当該取引につ	人に関する法第84条		•		
	き重要な事実を開示し、その承	•	· ·		٠	
	認を受けなければならないこ	•				
	と。また、当該取引後、遅滞な					
						•
		•		·		
		• .				
	•	•		• •		•
					·	•

7 3.

	<u>く理事会に報告しなければなら</u> ないこと。			·	
(6) 監事	1 理事、評議員及び法人の職員 を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特 殊の関係がある者ではないこと。	• 医療法第 46 条の 5 第 8 項	(6) 監事	1 理事、評議員及び法人の職員 を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特 殊の関係がある者ではないこと。	■ 医療法 <u>第 48 条</u>
	2 当該法人の業務及び財産の状 況特に事業報告書、財産目録、 貸借対照表及び損益計算書につ いて十分な監査が行われている こと。	・医療法 <u>第 46 条の 8 第 1 号及び第 2</u> <u>号</u>		2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、 貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。	•医療法 <u>第46条の4第7項第1号及び第2号</u>
	3 監査報告書が作成され、会計 年度終了後3月以内に社員総会 又は <u>評議員会及び</u> 理事会に提出 されていること。 4 法人の適正な会計管理等を行	- 医療法 <u>第 46 条の 8 第 3 号</u>		3 監査報告書が作成され、会計 年度終了後3月以内に社員総会 又は理事会に提出されていること。 と。 4 法人の適正な会計管理等を行	・医療法 <u>第 46 条の 4 第 7 項第 3 号</u>
	う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5 監事の職務の重要性に鑑み、	・特に負債 100 億円以上の医療法人 については、公認会計士又は監査 法人による監査あるいは指導を受 けることが望ましいこと。		う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 5 実際に法人監査業務を実施で	・特に負債 100 億円以上の医療法人 については、公認会計士又は監査 法人による監査あるいは指導を受 けることが望ましいこと。
	実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること。			きない者が名目的に <u>選任されていることは適当でなく</u> 財務諸表を監査しうる者が選任されていること。	
	6 監事は理事会に出席する義務 があり、必要があると認めると きは意見を述べなければならな いこと。	- 医療法第46条の8の2第1項		_ (新設)	<u>(新設)</u>
3 評議員 (財団たる医療 法人)	1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議 員をもって組織すること(医療	 医療法第46条の4の2第1項 必ず選任する必要があること。 	3 評議員 (財団たる医療 法人)	1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議 員をもって組織すること(医療	医療法第49条第2項必ず選任する必要があること。

		法第 46 条の5第1項ただし書	・任期を定めることが望ましいこ		法第 46 条の2第1項ただし書	任期を定めることが望ましいこ・	
		の認可を受けた場合、3人以	と 。		の認可を受けた場合、3人以	٤.	
		上)。	•		上)。		
		3 次に掲げる者から選任されて	· 医療法 <u>第 46 条の 4 第 1 項</u>		3 次に掲げる者から選任されて	· 医療法 <u>第 49 条の4第1項</u>	
		いること。			いること。		·
	-	① 医師、歯科医師、薬剤師、			① 医師、歯科医師、薬剤師、	•	
		看護師その他の医療従事者		1	看護師その他の医療従事者		
		② 病院、診療所又は介護老人		• •	② 病院、診療所又は介護老人		
•		保健施設の経営に関し識見を有		·	保健施設の経営に関し識見を有・		ı
· •		する者	·		する者		,
		③ 医療を受ける者		·	③ 医療を受ける者		•
	1	④ ①から③までに掲げる者の			④ ①から③までに掲げる者の		
		ほか、寄附行為に定めるところ	• '		ほか、寄附行為に定めるところ		
		により選任された者		-	により選任された者		
		4 当該法人の役員又は職員を兼	医療法第 46 条の 4 第 3 項		4 当該法人の役員を兼任してい	医療法第49条の4第2項	
	,	任していないこと。			ないこと。	•	
•		5 評議員名簿を作成し、記載及			5 評議員名簿を作成し、記載及		
		び整理が適正に行われているこ	,		び整理が適正に行われているこ	•	
•	-	とが望ましいこと。			とが望ましいこと。		
	,	6 評議員としての職務を行使で			6 評議員としての職務を行使で		
	•	きない者が名目的に選任されて	•		きない者が名目的に選任されて		
		いることは適当でないこと。			いることは適当でないこと。		
	•	7 社会医療法人の場合は、親族	- 医療法第42条の2第1項第3号		7 社会医療法人の場合は、親族	・医療法第42条の2第1項第3号	
		等の占める割合が評議員総数の		'	等の占める割合が評議員総数の		•
	-	3分の1を超えていないこと。	_		3分の1を超えていないこと。	· ·	
	4 社員			4 社員	· .		
	(社団たる医療 法人)			(社団たる医療		•	
	(1) 現員	1 社員名簿の記載及び整理が適	・社会を体の引撃を探げるからかけ	法人)	a 11 Et de fete en Bradeliner a détainer 1 d'et-		
	(ロ) 現員	1 社員名牌の記載及び登程が過一 正に行われていること。	・社員名簿の配載事項は次のとおり ① 氏名	(1). 現員	1 社員名簿の記載及び整理が適	・社員名簿の記載事項は次のとおり	
		E1317/10 CO. 20 CC.	②生年月日(年齢)	•	正に行われていること。	① 氏名	
`.	·		③ 性別	l:		② 生年月日(年齢)③ 性別	
			④ 住所·				
•			⑤職業			④ 住所⑤ 職業	
						· ·	
		, , ,	⑥ 入社年月日(退社年月日) ⑦ 出資持分の定めがある医療法			⑥ 入社年月日(退社年月日) ⑦ 出資持分の定めがある医療法	·
			人の場合は出資額及び持分割合・			(グ) 出資符分の定めかめる医療法 人の場合は出資額及び持分割合	
	<u> </u>	Ļ	人の場合は血真領及の行力制合	<u>. </u>	<u> </u>	人の場合は田貞額及い行が割合	
-		•					•
:	•	•	•	•	•	•	

Γ	·		⑧ 法人社員の場合は、法人名、			_(新設)_
			住所、業種、入社年月日(退社			·
		-	年月日)(なお、法人社員が持分			
i			を持つことは、法人運営の安定			
	•		性の観点から適当でないこと)		_	
		2 社員は社員総会において法人	・未成年者でも、自分の意思で議決		2 社員は社員総会において法人	・未成年者でも、自分の意思で議決
		運営の重要事項についての議決	権が行使できる程度の弁別能力を		運営の重要事項についての議決	権が行使できる程度の弁別能力を
		権及び選挙権を行使する者であ	有していれば(義務教育終了程度		権及び選挙権を行使する者であ	有していれば(義務教育終了程度
	•	り、実際に法人の意思決定に参	の者)社員となることができる。`		り、実際に法人の意思決定に参	の者)社員となることができる。
	,	画できない者が名目的に社員に	・出資持分の定めがある医療法人の		画できない者が名目的に社員に	・出資持分の定めがある医療法人の
		選任されていることは適正でな	場合、相続等により出資持分の払		選任されていることは適正でな	場合、相続等により出資持分の払
		いこと。	戻し請求権を得た場合であって		いこと。	戻し請求権を得た場合であって
			も、社員としての資格要件を備え			も、社員としての資格要件を備え
			ていない場合は社員となることは できない。			ていない場合は社員となることは できない。
		3 社会医療法人の場合は、親族	・医療法第42条の2第1項第2号		3 社会医療法人の場合は、親族	- 医療法第42条の2第1項第2号
		等の占める割合が社員総数の3			等の占める割合が社員総数の3	
.		分の1を超えていないこと。			分の1を超えていないこと。	
,	(2) 入社・退	1 社員の入社については社員総		(2) 入社・退	1 社員の入社については社員総	-
1	社	会で適正な手続きがなされ、承	•	社	会で適正な手続きがなされ、承	
		認を得ていること。			認を得ていること。	:
		2 社員の退社については定款上	-		2 社員の退社については定款上	
		の手続きを経ていること。			の手続きを経ていること。	
	_	3 社員の入社及び退社に関する	•		3 社員の入社及び退社に関する	
.	-	書類は整理保管されているこ			書類は整理保管されているこ	
		الم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم المنظم ا	•		と。 4 出資持分の定めがある医療法	-
		4 出資持分の定めがある医療法	•		4 出資符分の定めかめる医療法 人の場合、社員の出資持分の決	
		人の場合、社員の出資持分の決 定、変更及び払戻しについては			定、変更及び払戻しについては	
		定、変更及び払戻しについては 適正な出資額の評価に基づいて	•		適正な出資額の評価に基づいて	
		適正な田貫観の肝画に基づいて	•	•	行われていること。	
		111710 (0.00 = = = 0			111,711	
((3) 議決権	1 社員の議決権は各1個である	・医療法第46条の3の3第1項	(3) 議決権	1 社員の議決権は各1個である	• 医療法 <u>第 48 条の 4 第 1 項</u>
	`	こと。	出資額や持分割合による議決数を		こと。	・出資額や持分割合による議決数を
			与える旨の定款の定めは、その効			与える旨の定款の定めは、その効
. [_			力を有しない。		<u> </u>	力を有しない。

•	5 :				5 会議			
	(1) [開催状況	1 開催手続きが、定款又は寄附	社員総会及び評議員会は招集権者	(1)開催状況	1 開催手続きが、定款又は寄附		
			行為の定めに従って行われてい	である理事長が会議を招集してい		行為の定めに従って行われてい	集していること。	
			ること。	ること。		ること。	·	
				・理事会は、原則、各理事が招集す			(新設)_	
			·	ることができるが、招集する理事			·	
				を定めるときはその理事が招集す		1		
				<u>ること。</u>				
				・社員総会の議長は、社員総会にお		·	・社員総会の議長は、社員総会にお	
				いて選任されていること。			いて選任されていること。	,
				・臨時社員総会及び評議員会は、会	•		・臨時社員総会及び評議員会は、会	
		•		議を構成する社員又は評議員の5			議を構成する社員又は評議員の5	
				分の1以上から招集を請求された			分の1以上から招集を請求された	
			·	場合、20日以内に招集しなけれ			場合、20日以内に招集しなけれ	
		•		ばならない。			ばならない。	
				・ <u>社員総会及び評議員会</u> の開催通知 は期日の少なくとも5日前に <u>その</u>			会議の開催通知は期日の少なくと	
				目的である事項を示し、定款又は		,	も5日前に <u>文書</u> で行われているこ	
				<u> </u>	•		٤.	
		•		いること。		· .		
		•		- 理事会の開催通知は期日の1週間				
				(これを下回る期間を定款又は寄		· ·	- (村品文)	
			·	附行為で定めた場合にあっては、				
		•		その期間)前までに行われている				`
			·	<u></u>		1.		
		•	2 社員総会、 <u>評議員会及び理事</u>			2 社員総会、理事会及び評議員		
			金(以下、「会議」という。)は			会(以下、「会議」という。) は	•	
			定款又は寄附行為に定められた		,	定款又は寄附行為に定められた	, <u>.</u>	
			時期及び必要な時期に開催され	•		時期及び必要な時期に開催され		
			ていること。			ていること。		,
		•	3 定款又は寄附行為の変更のた	·		3 定款又は寄附行為の変更のた		
•			めの <u>会議</u> 、予算・決算の決定の			めの <u>社員総会又は理事会</u> 、予	·	
			ための <u>会議</u> の <u>ほか会議</u> の <u>決議</u> を	·		算・決算の決定のための社員総		
			要する事項がある場合、その他			会又は理事会の外社員総会及び		
			事業運営の実態に即し、必要に	•		<u>理事会の議決</u> を要する事項があ		
			応じて <u>会議</u> が開催されているこ			る場合、その他事業運営の実態		
			と。	·		に即し、必要に応じて <u>社員総会</u>		
			•			••	* *	

		•			
				フル東本人が現所ナムテンフー	
-				<u>又は理事会</u> が開催されているこ	
		-		٤.	
(0) ====================================	A SAN LINE WAY LET A CALLED WAY		(O) who side (Up and	4 人类注户执力注字组织第1-中	/#r=r\
(2) 審議状況	1 会議は医療法若しくは定款又	<u>・社員総会 医療法第46条の3の3</u>	(2) 審議状況	1 会議は定款又は寄附行為に定	(新設)
	は寄附行為に定められた定足数	第2項		められた定足数を満たして有効	
	を満たして有効に成立している	評議員会 医療法第46条の4の4		に成立していること。	
	. خ ت	第1項		.	
	!	・理事会 医療法第46条の7の2第			
		1項により読み替える一般社団法			
·		人及び一般財団法人に関する法律			
		第95条第1項			
	2 定款又は寄附行為により会議	・社員総会の議決事項		2 定款又は寄附行為により会議	・社員総会の議決事項
	の議決事項とされている事項に	① 定款の変更		の議決事項とされている事項に	① 定款の変更
	ついて適正に決議されているこ	② 基本財産の設定及び処分(担		ついて適正に決議されているこ	② 基本財産の設定及び処分(担
-	٤.	保提供を含む。)		٠ ك	保提供を含む。)
•	·	③ 毎事業年度の事業計画の決定		·	③・毎事業年度の事業計画の決定
		<u>又は</u> 変更			及び変更
	•	④ 収支予算及び決算の決定又は			④ 収支予算及び決算の決定
		<u>変更</u>		·	
		⑤ 重要な資産の処分			⑤ 剰余金又は損失金の処理
•		⑥ 借入金額の最高限度の決定			⑥ 借入金額の最高限度の決定
		⑦ 社員の入社及び除名			⑦ 社員の入社及び除名
		⑧ 本社団の解散			⑧ 本社団の解散
	·	⑨ 他の医療法人との合併若しく			⑨ 他の医療法人との <u>合併契約の</u>
, ,] .	は分割に係る契約の締結又は分	1		<u>締結</u>
		割計画の決定	-	·	
		(削除)	· · ·		⑪ その他重要な事項
		・財団たる医療法人の理事会の議決		- 	・財団たる医療法人の理事会の議決
ľ		事項及び評議員会への諮問事項			事項及び評議員会への諮問事項
		① 寄附行為の変更			① 寄附行為の変更
,		② 基本財産の設定及び処分(担		· i	② 基本財産の設定及び処分(担
• [保提供を含む。)		'	保提供を含む。)
		③ 毎事業年度の事業計画の決定			③ 毎事業年度の事業計画の決定
		<u>又は</u> 変更	1		及び変更
		④ 収支予算及び決算の決定 <u>又は</u>			④ 収支予算及び決算の決定
		変更		·	
,	i	⑤ 重要な資産の処分		1	⑤ 剰余金又は損失金の処理

		⑦ 本財団の解散			⑦ 本財団の解散	
	J	⑧ 他の医療法人との合併若しく	}	·	⑧ 他の医療法人との合併契約の	
•		は分割に係る契約の締結又は分	•		締結	
		割計画の決定				
		(削除)			⑨ その他重要な事項	-
		 (社団たる医療法人の場合に準用	,		(社団たる医療法人の場合に準用	
		する。)			する。)	
	3 議決が定款又は寄附行為の定			3 議決が定款又は寄附行為の定	7 867	
	めに従って、有効に成立してい		·	めに従って、有効に成立してい	-	
-	ること。			ること。	•	
•	4 議決には、その議案に対する	- 社員総会 医療法第46条の3の3	-		/activity	
	利害関係者が加わっていないこ	第6項		4 議決には、議長及びその議案	<u>(新設)</u>	
٠	では日本の本質のかはイブラでで、よび、こ	<u> </u>	,	に対する利害関係者が加わって	·	
		第4項		いないこと。		
		<u>- 74 年</u> - <u>- 理事会 医療法第 46 条の 7 の 2 第</u>	·			
• •		1項により読み替える一般社団法			,	
	}	人及び一般財団法人に関する法律	}	!	· · ·	
		· — —			;	
	5 社員総会における社員の議決	<u>第 95 条第 2 項</u>		. Salt Maria and 1775 have a 1		
				5 議決権の委任については、書		
	権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に			面により会議の構成員に対して		
		•		適正に行われていること。		
871 83.	行われていること。		(0) ==6=			
記録		高松 内臓な 春日 春日 神道 内臓 (ngg) . 1. アマー・ボル によ ユギュ ダー・ギャル・・・・	(3) 記錄	A FAMILIA DE LA CALLACTE		
	1 会議開催の都度、議事録は正	• 護事録記載事項は医療法施行規則		1 会議開催の都度、議事録は正	・議事録記載事項は次のとおり	
	確に記録され、保存されている	の定めに従うこと。		確に記録され、保存されている	① 開催年月日及び開催時刻	
	こと。	社員総会 医療法施行規則第31条		こと。	② 開催場所	
	-	<u>0302</u>			③ 出席者氏名(定数)	
		評議員会 医療法施行規則第31条	i .	·	1	
	,	<u>04</u>			④ 議案	
]	理事会 医療法施行規則第31条の]		⑤ 護案に関する発言内容	
	·	<u>504</u>		1	⑥ 護案に関する表決結果	
		•			⑦ 議事録署名人の署名、署名年	
業務	٤	•	11 業務	·	月旦	
業務一般			1 業務一般			٠
ļ	1 定款又は寄附行為に記載され	* 業務を停止している事実があると		1 定款又は寄附行為に配載され	・業務を停止している事実があると	
,	ている業務が行われているこ	きは、その措置について法人側の		ている業務が行われているこ	きは、その措置について法人側の	
	Ł	方針を確かめた上、その具体的な		٤.	方針を確かめた上、その具体的な	
		是正の方法について報告を求める	-	· .	是正の方法について報告を求める	
				•		
					•	
•	•			·		

. :

		とともに、廃止する場合は速やか	-		とともに、廃止する場合は速やか
		に定款変更等の手続きを行わせる			に定款変更等の手続きを行わせる
		こと。	•		- E.
-	 2 定款又は寄附行為に記載され	・定款等に記載されていない業務を]	2 定款又は寄附行為に記載され	・定款等に記載されていない業務を
1	ていない業務を行っていないこ	行っている場合は、その措置につ	•	ていない業務を行っていないこ	行っている場合は、その措置につ
	د، در این این این این این این این این این این	いて法人側の方針を確かめた上、		٤.	いて法人側の方針を確かめた上、
		必要に応じてその業務の中止を指		- _	必要に応じてその業務の中止を指
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	導、定款変更等の手続きを行わせ			導、定款変更等の手続きを行わせ
,		ること。		1.	ること。
	3 自ら病院等を開設することな		-	3 自ら病院等を開設することな	9 -C.
}	く、指定管理者として公の施設	}		く、指定管理者として公の施設	
	である病院等を管理することの			である病院等を管理することの	
· ·	みを行うことはできないこと。			みを行うことはできないこと。	·
	4 社会医療法人の場合は、当該	- 医療法第 42 条の 2 第 4 号		4 社会医療法人の場合は、当該	
	法人が開設する病院又は診療所			法人が開設する病院又は診療所	
	のうち1以上(2以上の都道府			のうち1以上(2以上の都道府	·
	県の区域において開設する場合			県の区域において開設する場合	
,	は、原則、それぞれの都道府県	- 例外は、医療法第42条の2第4号		は、それぞれの都道府県で1以	
] [で1以上)のものが、その病院	<u>口の場合</u>	•	上)のものが、その病院又は診	
. '	又は診療所の所在地の都道府県	· ·	İ	療所の所在地の都道府県で救急	
	で救急医療等確保事業を行って		1	医療等確保事業を行っているこ	
	いること。			ے .	
2 附帯業務	1		2 附帯業務		•
	1 附帯業務の経営により、医療	・医療法第 42 条 各号		1 附帯業務の経営により、医療	医療法第42条各号
}	事業等主たる事業の経営に支障	・その開設する病院、診療所及び介	. ,	事業等主たる事業の経営に支障	・その開設する病院、診療所及び介
	を来たしていないこと。	護老人保健施設の業務に支障のな		を来たしていないこと。	護老人保健施設の業務に支障のな
	·	い限り、定款又は寄附行為の定め			い限り、定款又は寄附行為の定め
		るところにより、平成19年3月30			るところにより、平成 19 年 3 月
	·	日医政発第 0330053 号医政局長通			30 日医政発第 0330053 号医政局長
		知に掲げる業務(これに類するも			通知 <u>別表</u> に掲げる業務の全部又は
		<u>のを含む)</u> の全部又は一部を行う			一部を行うことができる。
Ⅲ 管理		ことができる。	ロ 管理		
1 人事管理	.		1 人事管理		
(1) 任免関係		· :	(1) 任免関係		
	1 病院、診療所等の管理者の任			1 病院、診療所等の管理者の仕	
	免に当たっては、理事会の議決			免に当たっては、理事会の議決	
. '	<u>等正当な手続き</u> を経ているこ			を経ていること。	
	と。		<u> </u>		
		·			. •
•	,				

		2 また、病院、診療所等の管理			2 また、病院、診療所等の管理]
	1.	者以外の <u>幹部</u> 職員の任免に当た			者以外の職員の任免に当たって	÷,	
		っても、理事会の審議を経てい			も、理事会の審議を経ているこ		
		ることが望ましいこと。			とが望ましいこと。	• .	
	(2)労務関係			(2) 労務関係			
		1 就業規則・給与規定・退職金		·	1 就業規則・給与規定・退職金		
•	1	規定が <u>原則として</u> 設けられてい		}	規定が設けられていることが望		
		ること。	-		ましいこと。	•	
		2 職員の処遇が労働基準法等関			2 職員の処遇が労働基準法等関		
		係法令通知等に則して適正に行		[係法令通知等に則して適正に行		
		われていること。	•		われていること。		
		3 職員の資質向上を図るため、		} <u>-</u>	3 職員の資質向上を図るため、		
		職員研修について具体的計画が	•		職員研修について具体的計画が		
		立てられていることが望ましい			立てられていることが望ましい		
		こと。			こと。		
	2 資産管理	ļ		2 資産管理			
		1 基本財産と運用財産とは明確	•		1 基本財産と運用財産とは明確	•	· ·
		に区分管理されていること。			に区分管理されていること。	•	
•		2 法人の所有する不動産及び運			2 法人の所有する不動産及び運		'
]	営基金等重要な資産は基本財産			営基金等重要な資産は基本財産		1
		として定款又は寄附行為に記載	•	}	として定款又は寄附行為に記載		
		することが望ましいこと。			することが望ましいこと。	·	Ì
•		3 不動産の所有権又は賃借権に	· 平成 19 年 3 月 30 日医政発第		3 不動産の所有権又は賃借権に	平成 19 年 3 月 30 日医政発第	
		ついては登記がなされているこ	0330049 号医政局長通知		ついては登記がなされているこ	0330049 号医政局長通知	
	:				٤.		1
		4 基本財産の処分又は担保の提	所定の手続きを経ずに、処分又は		4 基本財産の処分又は担保の提		
	,	供については定款又は寄附行為	担保に供している基本財産がない		供については定款又は寄附行為	担保に供している基本財産がない	
•		に定められた手続きを経て、適	ことが登記簿謄本により確認され		に定められた手続きを経て、適	ことが登記簿謄本により確認され	
	·	正になされていること。	ること。	``	正になされていること。	ること。	
		5 医療事業の経営上必要な運用	•		5 医療事業の経営上必要な運用	•	1
		財産は、適正に管理され、処分			財産は、適正に管理され、処分		
		がみだりに行われていないこ		•	がみだりに行われていないこ	,	
	-	と。	ᅮᅷᇿᅌᅓᅟᆖᄜᄰᆇ		E		1 .
	1 .	6 <u>そのため、</u> 現金は、銀行、信 託会社に預け入れ若しくは信託	・モデル定款・寄附行為		6 現金は、銀行、信託会社に預	・モデル定款・寄附行為	-
	}				け入れ若しくは信託し、又は国		1 .
		し、又は国公債若しくは確実な			公債若しくは確実な有価証券に		
		有価証券に換え保管するものと		,	換え保管するものとすること。	•	
• ,		すること(売買利益の獲得を目					_
				•			•
				-			

<u>的とした株式保有は適当でない</u> こと)。

7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。

8 現在、使用していない土地・ 建物等については、長期的な観 点から医療法人の業務の用に使 用する可能性のない資産は、例 えば売却するなど、適正に管理 又は整理することを原則とす

その上で、長期的な観点から 医療法人の業務の用に使用する 可能性のある資産、又は土地の 区画若しくは建物の構造上処分 することが困難な資産について は、その限りにおいて、遊休資 産の管理手段として事業として 行われていないと判断される程 度において賃貸しても差し支え ないこと。

ただし、当該賃貸が医療法人 の社会的慣用を傷つけるおそれ がないこと、また、当該賃貸を 行うことにより、当該医療法人 が開設する病院等の業務の円滑 な遂行を妨げるおそれがないこ と。

- 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知
- 賃貸借契約期間は医業経営の継続 性の観点から、長期間であること が望ましいこと。

また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。

・賃借料は近隣の土地、建物等の賃 借料と比較して著しく高額でない こと。

- ・長期的な観点から医療法人の業務 の用に使用する可能性のある資産 とは、例えば、病院等の建て替え 用地であることなどが考えられる こと。
- ・土地を賃貸する場合に、賃貸契約 が終了した際は、原則、更地で返 却されることを前提とすること。
- ・新たな資産の取得は医療法人の業務の用に使用することを目的としたものであり、遊休資産としてこれを賃貸することは認められないこと。
- ・事業として行われていないと判断 される程度とは、賃貸による収入 の状況や貸付資産の管理の状況な どを勘案して判断するものである こと。

7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。

8 現在、使用していない土地・ 建物等については、長期的な観 点から医療法人の業務の用に使 用する可能性のない資産は、例 えば売却するなど、適正に管理 又は整理することを原則とす る。

その上で、長期的な観点から 医療法人の業務の用に使用する 可能性のある資産、又は土地の 区画若しくは建物の構造上処分 することが困難な資産について は、その限りにおいて、遊休資 産の管理手段として事業として 行われていないと判断される程 度において賃貸しても差し支え ないこと。

ただし、当該賃貸が医療法人 の社会的信用を傷つけるおそれ がないこと、また、当該賃貸を 行うことにより、当該医療法人 が開設する病院等の業務の円滑 な遂行を妨げるおそれがないこ と。

- 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知
- 賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、長期間であることが望ましいこと。

また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。

- 賃借料は近隣の土地、建物等の賃 借料と比較して著しく高額でない こと。

- 長期的な観点から医療法人の業務 の用に使用する可能性のある資産 とは、例えば、病院等の建て替え 用地であることなどが考えられる こと。
- 土地を賃貸する場合に、賃貸契約 が終了した際は、原則、更地で返 却されることを前提とすること。
- 新たな資産の取得は医療法人の業務の用に使用することを目的としたものであり、遊休資産としてこれを賃貸することは認められないこと。
- ・事業として行われていないと判断 される程度とは、賃貸による収入 の状況や貸付資産の管理の状況な どを勘案して判断するものである こと。

			・遊休資産の賃貸による収入は損益			- 遊休資産の賃貸による収入は損益
	. [計算書においては、事業外収益と	1		計算書においては、事業外収益と
1	. [して計上するものであること。			して計上するものであること。
	-	9 (削除)	•		9 医療法人とその理事長との間	・土地、建物の賃貸借、売買の場合
	.				で取引をする場合、立場を異に	・個人立病院等から医療法人になる
	•				する同一人が利益相反取引を行	時の負債承継の場合
	ļ	•	•	1	うので、特別代理人を選任する	
1					<u>こと。</u>	· .
	3 会計管理	\cdot	•	3 会計管理		
	(1) 予算 ·			(1) 予算		,
,		1 予算は定款又は寄附行為の定			1 予算は定款又は寄附行為の定	
	ĺ	めに従い適正に編成されている			めに従い適正に編成されている	
	l	こと。	,		こと。	
	i	2 予算が適正に執行されている	•		2 予算が適正に執行されている	
ł	l	. こと。	•		こと。	
ļ	.	なお、予算の執行に当たって、	· ·	1	なお、予算の執行に当たって、	
. [変更を加えるときは、あらかじ	_		変更を加えるときは、あらかじ	·
		め社員総会 <u>若しくは評議員会</u> 又			め社員総会又は理事会の同意を	•
	ς.	は理事会の同意を得ているこ		}	得ていること。	
	.	٤.	•	· ,		
	(2) 会計処理	}		(2) 会計処理	}] _
		1 会計責任者が置かれているこ			1 会計責任者が置かれているこ	
		とが望ましいこと。	•	1	とが望ましいこと。	
	.	2 現金保管については、保管資			2 現金保管については、保管責	.
		任が明確にされていること。			任が明確にされていること。	· .
1	•	3 剰余金を配当してはならない	- 医療法第 54 条		3 剰余金を配当してはならない	- 医療法第 54 条
		こと。 <u>剰余金に類するものも同</u>	(注) 剰余金の配当をした場合は、		こと。	(注) 剰余金の配当をした場合は、
.	: .	様であること。	20 万円以下の過料に処せられるこ		·	20万円以下の過料に処せられるこ
		·	と。(医療法 <u>第 76 条第 6号</u>)	1		と。(医療法第 <u>76条第5号</u>)
	(3) 債権債務の	ļ	• .	(3) 債権債務の	<u>'</u>	·
. [状況	1 借入金は、事業運営上の必要		状況	1 借入金は、事業運営上の必要	· .
	.]	によりなされたものであるこ			によりなされたものであるこ	
		٤.			ک	
	.	2 借入金は社員総会又は評議員	・モデル定款・寄附行為		2 借入金は社員総会、理事会の	・モデル定款・寄附行為
·		<u>会、</u> 理事会の議決を経て行われ]	議決を経て行われていること。	
	-	ていること。	,			·
	•	3 借入金は全て証書で行われて	,	· ·	3 借入金は全て証書で行われて	
		いること。			いること。	
!	•	· ·	<u> </u>	<u>'.</u>	I	
				,		•

	4 債権又は債務が財政規模に比	法人がその債務につきその財産を	_	4 債権又は債務が財政規模に比	・法人がその債務につきその財産を
	し過大になっていないこと。	もって完済することができなくな		し過大になっていないこと。	もって完済することができなくな
		った場合には、理事又は清算人は、			った場合には、理事又は消算人は、
·		直ちに破産手続の申立てをしなけ	•		直ちに破産手続の申立てをしなけ
		ればならないこと。			ればならないこと。
		(注)破産手続開始の申立てを怠っ			(注) 破産手続開始の申立てを怠っ
		た場合は、20万円以下の過料に処	-	•	た場合は、20万円以下の過料に処
		せられること。(医療法第 76 条第		·	せられること。(医療法 <u>第 76 条</u> 第
(4) 会計帳簿等	·	7号)	(4) 会計帳簿等		6号)
の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょ		の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょ	
	う魯類が保存されていること。		,	う書類が保存されていること。	
	2 預金口座、通帳は法人名義に		•	2 預金口座、通帳は法人名義に	
	なっていること。			なっていること。	
(5) 決算及び財		·	(5) 決算及び財		
務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附		務諸表	 1 決算手続きは、定款又は寄附	
375B27	行為の定めに従い、適正に行わ	•	42200	行為の定めに従い、適正に行わ	
	れていること。	•	•	れていること。	
	2 決算と予算との間で、大幅に			2 決算と予算との間で、大幅に	
	くい違う科目がある場合は、そ			くい違う科目がある場合は、そ	
•	の原因が究明され、必要な改善		•	の原因が究明され、必要な改善	
	措置がなされていること。	•		措置がなされていること。	•
	3 事業報告書、財産目録、貸借	医療法第51条第1項		3 事業報告書、財産目録、貸借	- 医療法第 51 条第 1 項
	対照表及び損益計算書が整備さ	BEINGE OF STANK CO.		対照表及び損益計算書が整備さ	
	れ、保存されていること。	•		れ、保存されていること。	
	4 決算書 (案) は社員総会又は	- 医療法第 51 条第 2 項		4 決算書 (案) は社員総会又は	■ 医療法第 51 条第 2 項
	理事会に諮る前に、監事の監査		-	理事会に諮る前に、監事の監査	
	を経ていること。			を経ていること。	
-	5 監査報告書は社員総会若しく			5 監査報告書は社員総会又は理	,
	は評議員会又は理事会に報告		·	事会に報告後、法人において保	,
	後、法人において保存されてい			存されていること。	
•	ること。		,		
:	6 事業報告書等決算に関する書	・医療法第51条の2		6 事業報告書等決算に関する書	・医療法第51条の2
	類を各事務所に備えておき、社	(注) 備え付けを怠った場合、記載		類を各事務所に備えておき、社	(注) 備え付けを怠った場合、記載
·	員若しくは評議員又は債権者か	すべき事項を記載していない場合		員若しくは評議員又は債権者か	すべき事項を記載していない場合
·	ら閲覧の請求があった場合は、	若しくは虚偽の記載をした場合又		ら閲覧の請求があった場合は、	若しくは虚偽の記載をした場合又
	正当な理由がある場合を除き、	は正当な理由なく閲覧を拒否した		正当な理由がある場合を除き、	は正当な理由なく閲覧を拒否した
	閲覧に供しなければならないこ	場合は、20万円以下の過料に処せ		閲覧に供しなければならないこ	場合は、20万円以下の過料に処せ
	ا کر،	られること。(医療法第76条第4		٤.	られること。(医療法第 76 条第4

•

•

·

-			号)			号)
	}	7 決算の <u>都道府県知事への</u> 届出	· 医療法第 52 条第 1 項		7 決算の届出が毎会計年度終了	・医療法第52条第1項
	1	が毎会計年度終了後3月以内に	(注) 届出をしない場合又は虚偽の		後3月以内になされているこ	(注) 届出をしない場合又は虚偽の
		なされていること。	届出をした場合は、20万円以下の		٤.	届出をした場合は、20万円以下の
	٠.		過料に処せられること。(医療法事		<u> </u>	過料に処せられること。(医療法第
-	(6) その他	·	<u>76 条第 5 号</u>)	(a) 14		76 条第3号)
	し、ての間			(6) その他		
		1 病院、介護老人保健施設等の			1 病院、介護老人保健施設等の	
		患者又は入所者から預かってい	•		患者又は入所者から預かってい	
		る金銭は別会計で経理されてい	•	٠.	る金銭は別会計で経理されてい	
•	1	るとともに、適正に管理がなさ			るとともに、適正に管理がなさ]
		れていることが望ましいこと。			れていることが望ましいこと。	
	[2 法人印及び代表者印については、管理者が定められていると			2 法人印及び代表者印について	
		は、管理者が定められているとと			は、管理者が定められていると	
		ていること。			ともにその管理が適正になされ	1
		() () () () () ()	•	•	ていること。	·
	4 登記	1 当該法人が登記しなければな	· 医療法第 43 条	4 登記	1 当該法人が登記しなければな	- 医療法第 43 条
•		らない事項について登記がなさ	• 組合等登記令		らない事項について登記がなさ	組合等登記令
		れていること。	* 登記事項		れていること。	· 登記事項
			① 目的及び業務	. ,	10 C 0 - 20 C C 0	① 目的及び業務
			② 名称		. [② 名称
			③ 事務所			③ 事務所
			④ 代表権を有する者の氏名、住			④ 代表権を有する者の氏名、住
	1 .		所及び資格			所及び資格
	1		⑤ 存立時期又は解散の事由を定			⑤ 存立時期又は解散の事由を定
			めたときは、その時期又は事由			めたときは、その時期又は事由
	,	-	⑥ 資産の総額			⑥資産の総額
			(注) 登記を怠った場合又は不実の			(注)登記を怠った場合又は不実の
•			登記をした場合は、20万円以下の	•		登記をした場合は、20万円以下の
	1	f · · [過料に処せられること。(医療法第		[過料に処せられること。(医療法第
•			76 条第 1 号)			76条第1号)
		2 理事長のみの登記がなされて	・理事長の任期満了に伴い再任され		2 理事長のみの登記がなされて	・理事長の任期満了に伴い再任され
	!	いること。	た場合にあっては、変更の登記が		いること。	た場合にあっては、変更の登記が
]	必要であること。			必要であること。
		3 登記事項の変更登記は法定期	- 登記期間		3 登記事項の変更登記は法定期	- 登記期間
	1	間内に行われていること。	① 主たる事務所(2週間以内)		間内に行われていること。	① 主たる事務所(2週間以内)
			② 従たる事務所(3週間以内)		<u> </u>	② 従たる事務所(3週間以内)
			•			

	·				1	
			③ 資産の総額は毎会計年度終了 ※ 0.日以中			③ 資産の総額は毎会計年度終了
			後2月以内 ・資産の総額(貸借対照表の純資産			後2月以内 ・資産の総額(貸借対照表の純資産
			類は毎会計年度終了後、変更の			額)は毎会計年度終了後、変更の
			登記が必要であること。	-		登記が必要であること。
	i	 4 変更登記後の登記済報告書は	・医療法施行令第5条の12	,	4 変更登記後の登記済報告書は	- 医療法施行令第5条の12
		その都度、都道府県知事に提出			その都度、都道府県知事に提出	
	•	されていること。			されていること。	
-			~~ ~~		- Schooler 1 1.0 Intellegation (- Aul 1 Intellega	~
	5 公告	1 清算人が、債権者に対し債権	-	5 公 告	1 清算人が、債権者に対し債権 の申出の催告を行う場合又は破	i
		の申出の催告を行う場合又は破 産手続開始の申立てを行う場合			の中山の権害を行う場合又は吸 産手続開始の申立てを行う場合	
		産手税開始の中立でを行う場合 の公告は定款又は寄附行為に定			の公告は定款又は寄附行為に定	
		められた方法で適正に行われて	76条第8号)		められた方法で適正に行われて	— I
	,	いること。	· 7. F17717		いること。	
	104					
	Ⅳ その他	1 認可申請又は届出にかかる書	督促又は勧告等によっても指導目	Ⅳ その他 1 必要な手続	1 認可申請又は届出にかかる書	督促又は勧告等によっても指導目
	1 必要な手続 の督促	1 総の申請又は届五にかかる書 類が提出されない場合、都道府県	・ 質能又は勧告等によっても指導日 的が達されない場合は、行政処分	の督促	類が提出されない場合、都道府	的が達されない場合は、行政処分
	OBA	は当該医療法人に対し必要な手続	が行われることになる。	, , E	県は当該医療法人に対し必要な	が行われることになる。
	•	の督促を行うこと。	① 法令等の違反に対する措置		手続の督促を行うこと。	① 法令等の違反に対する措置
			(医療法第64条第1項及び第2			(医療法第 64 条第1項及び第
			. 項)		·	2項)
	·	.	② 聴聞手続(行政手続法第13条、			② 聴聞手続 (行政手続法第 13
			第 15 条、第 24 条) ③ 設立認可の取消(医療法第 65		,	条、第 15 条、第 24 条) ③ 設立認可の取消(医療法第 65
}	'		会 設立認可の取消(医療法第65条)			条)
ļ			* **/		, '	
-	• .					
						•
		,				
	. '		•	-		

〇「医療法人制度について(平成19年医政発第0330049号)」の一部改正

後

(下線の部分は改正部分)

第1 改正の内容 .

1 (略)

- 2 社会医療法人制度の創設について
- (1) (略)
- (2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

正

- (3)(4)(略)
- 3 残余財産の帰属すべき者について
- (1)~(3)(略)
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、改正法附則第10条の2に規定する経過措置医療法人に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第54条の9第3項の認可を受けた医療法人及び

第1 改正の内容

1 (略)

2 社会医療法人制度の創設について

(1) (略)

(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

ĭΕ

前

- (3)(4)(略)
- 3 残余財産の帰属すべき者について

(1)~(3)(略)

- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの(いわゆる「出資額限度法人」について(平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。)は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人(以下「経過措置型医療法人」という。)に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)

- (3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規 定により経過措置医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれ (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれ もが経過措置医療法人である場合には、合併後存続する医療法人につい て経過措置医療法人とすることができること。
- 4 医療法人の管理体制について
- (1) 法第46条の2から第49条の3までの規定は、社員総会、評議員、 評議員会、理事、理事会及び監事の各機能を明確にすることにより、医 療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図る ものであること。

(2)、(3)(略)

5~8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

第3項の認可の申請又は第5項の届出が必要となる部分を、次のとおり 示すこととしたこと。

第3(略)

第4(略)

により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定 により経過措置型医療法人へ移行できないこと。

- もが経過措置型医療法人である場合には、合併後存続する医療法人につ いて経過措置型医療法人とすることができること。
- 4 医療法人の管理体制の見直しについて
- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又 は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法 人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るもの であること。

(2)、(3) (略)

5~8 (略)

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

1 (略)

2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第54条の9 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1 項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示す こととしたこと。

第3(略)

第4(略)

〇「医療法人の基金について(平成19年医政発第0330051号)」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	(上級公司)(300年10月)		
改 正 後	改正前		
第 1 (略)	第 1 (略)		
第2 基金の手続	第2 基金の手続		
1、2(略)	2、2(略)		
3 基金の申込み	3 基金の申込み		
(1) (略)	(1) (略)		
(2)(1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込み	(2)(1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込み		
をしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とするこ	をしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とするこ		
خ.	ی ۔		
① 設立に係る都道府県知事の認可の年月日	① 設立に係る都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療		
	所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、厚生労働大臣)		
	の認可の年月日		
② 法第44条第2項第1号、第4号、第8号及び第11号に掲げる事項	② 法第44条第2項第1号、第4号、 <u>第7号</u> 及び <u>第10号</u> に掲げる事項		
③~⑥ (略)	③~⑥ (略)		
(3)~(6)(略)	(3)~(6) (略)		
4~14 (略)	4~14(略)		
第3 (略)	第3 (略)		
第4 その他	第4 その他		
1 (略)	1 (略)		
2 税務当局への届出	2 税務当局への届出		
基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと	基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと		

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた 日以後2月以内に、都道府県知事の定款変更認可書に定款の写し等を添 付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業.	•
第3章 基金	
(削除)	
(後略)	

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた 日以後2月以内に、都道府県知事<u>(地方厚生局長)</u>の定款変更認可書に 定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例		備考
第2章	目的及び事業	
第3章	基金	
<u>第4章</u>	<u>社員</u>	
(後略)		

〇「社会医療法人の認定について(平成20年医政発第0331008号)」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	(1 4WAN MINN 100-4VIII MINN 1
改 正 後	改 正 前
第1 (略)	第1 (略)
第2 社会医療法人の認定要件	第2 社会医療法人の認定要件
1~5 (略)	1~5 (略)
6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)	6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)
(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第5	(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第5
0号。以下「規則」という。) <u>第30条の35の3</u> 第1項第1号関係)	0号。以下「規則」という。) <u>第30条の35の2</u> 第1項第1号関係)
① (略)	① (略)
② (削除)	② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団
	である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されるこ
	<u> 논。</u>
②~⑨ (略)	③~⑩ (略)
(2) 医療法人の事業について (規則 <u>第30条の35の3</u> 第1項第2号関係)	(2)医療法人の事業について(規則 <u>第30条の35の2</u> 第1項第2号関係)
(略)	(略)
7 (略)	7 (略)
8 その他	8 その他
①~② (略)	①~② (略)
③ 理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事	③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議
総数の過半数の出席がなければ、その譲事を開き、議決することができ	決することができない。
ない。	
④ 次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係	④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数に
を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要と	よる議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、

し、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理 事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ による。

イ〜チ (略)

⑤ (略)

⑥ (削除)

- 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項
- 1 社会医療法人の認定申請に関する事項
- (1)、(2) (略)
- 条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であるこ と。
- 2、3 (略)
- 4 社会医療法人の事業報告書等の作成等
- (1) (略)
- (2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があっ た場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなけれ ばならないこと。
- ①(略)
- ②法第46条の8第3号の監事の監査報告書
- (3)(4) (略)
- (3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知 事に届け出なければならないこと。
- ①(略)

可否同数のときは議長の決するところによる。

イ~チ (略)

⑤ (略)

- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事 項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができ
- 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項
- 1 社会医療法人の認定申請に関する事項
- (1)、(2) (略)
- (3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第54 (3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50 条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
 - 2、3 (略)
 - 4 社会医療法人の事業報告書等の作成等
 - (1) (略)
 - (2)社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があっ た場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなけれ ばならないこと。
 - ①(略)
 - ②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
 - (3)(4)(略)
 - (3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知 事に届け出なければならないこと。
 - ①(略)

②法第46条の8第3号の監事の監査報告書

- ③④ (略)
- .(4)(5)(略)
- 5 社会医療法人の認定の取消し
- (1)~(3)(略)
- (4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (5)(6)(略)
- 6 その他
- (1) (略)
- (2) 財産の取得又は改良に充てるための資金 (<u>第2の6(1)⑦のホ</u>)について (略)
- (3) 特定事業準備資金(<u>第2の6(1)</u>⑦のへ)について (略)
- (4)~(7)(略)

②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

- ③④ (略)
- (4)(5)(略)
- 5 社会医療法人の認定の取消し
- (1)~(3)(略)
- (4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法<u>第50条第1項</u>の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (5)(6)(略)
- 6 その他
- (1) (略)
- (2)財産の取得又は改良に充てるための資金(<u>第2の6(1)</u>®の木)について (略)
- (3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑧のへ)について(略)
- (4)~(7)(略)